

### Ⅲ 災害応急・復旧対策の内容

#### 1 人命救助・救急活動の展開

〔概要〕

今回の大震災は、県民の生命、身体、財産の被害はもとより、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼしたため、災害対策にあっては、初動活動での被災者の救出・救助をはじめ、生活救援など災害応急対策を緊急かつ総合的に推進することが必要となった。

最優先課題である人命救助、救急活動については、第一線機関である警察、消防がそれぞれ地震発生と同時に、懸命な救急、救命、消火活動を開始し、県災害対策（総合）本部においては、情報収集により全体状況の早期把握に努め、地域防災計画等に基づき関係諸機関の支援を得て、警察、消防の広域的な応援体制の確立、自衛隊の災害派遣要請などを行い、各機関の活動が緊密な連携のもとに総合的、効果的に進められるよう体制を整え、対応を進めた。

警察の主な任務は、生命・身体の保護、治安維持・犯罪予防、交通の確保などであるが、地震発生直後に「県災害警備本部」を設置し（県災害対策本部設置に伴い警察本部長が本部員として参加し組織を一元化）、全国の警察組織からの派遣部隊の応援を得て初日から13,000人体制を確立し、被災者の救助活動を開始した。

救出・救助、行方不明者の搜索活動については、消防、自衛隊等と協力して取り組みを進め、依然として行方不明者が50人を超えていた震災10日後には一斉合同搜索活動を実施するなどしたが、8年1月末現在依然として行方不明者2人が残っている。

なお、行方不明者相談所、外国人相談コーナーを開設して、24時間体制で全国各地からの電話や面接の相談に応じ、相談件数は16,657件であった。

震災翌日には収容遺体が2,000体に達しており、検視班を編成するとともに日本法医学会を通じて立会医師の応援を得て検視活動を行い、全国各地に依頼して棺桶及び遺体保存のためのドライアイス調達に努めた。また、身元不明遺体については神戸と尼崎市内に集中安置所を設け、県警察歯科医会の協力を得て身元確認作業を進めた。

被災住民のパニック防止や、被災地域の治安維持など県民生活の安全確保の活動については、避難所生活による不在家屋を狙った窃盗事件や災害に乗じた悪徳商法の発生、暴力団介入等の懸念に対応するため、被災の激しい地域での24時間パトロール、移動交番、警察官と県職員合同の避難所緊急パトロール、防犯協会等によるボランティア防犯パトロールや街を明るくするライトアップ作戦などを実施するとともに、地域安全ニュース（毎日2万部）の避難所への配付等の広報活動を推進した。

また、住民に安心感を与える活動をより効果的に推進するため、2月には地域安全推進本部を設置するとともに、全国の婦人警察官の応援を得て、女性の持つやさしさや細やかな心配りを生かした、のじぎくパトロール隊による避難所等のパトロールと高齢者等へのケア活動を行った。

交通対策については、道路交通法及び災害対策基本法に基づく緊急物資輸送ルートの確保や交通整理活動を実施している。

消防の主な任務は、市町における火災鎮圧や救助・救急などの防御活動及び県の役割である広域応

援の要請であるが、消火・救助活動については、震災直後より同時多発的に発生する火災(当日183件)や建物倒壊による多数の生き埋め者に対する、被災市町消防職・団員の懸命な活動にもかかわらず、被害箇所が広範囲にわたり、要員や資機材の不足、消火栓の断水、交通渋滞などが重なったため十分に対応しきれないのが実情であった。このため、市町は県広域消防相互応援協定に基づき近隣消防本部へ応援を要請し、また、県災害対策本部としては、消防組織法に基づき消防庁を通じて、神戸・西宮・芦屋市への、他府県の援助隊や消火隊の派遣を、また、ヘリコプターによる救急患者・医薬品等の搬送を要請するとともに、自衛隊の応援を得て活動を展開した。しかし、その活動は困難を窮めたものであった。

自衛隊では、震災直後から偵察活動、出動準備、関係機関との連絡を行い、県の要請により陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊がそれぞれ災害派遣を実施。震災当日に人員3,300人のほか航空機、艦船、車両等の出動部隊の勢力を整え、災害対策総合本部会議にも常時出席し緊密な連携のもとに活動を展開した。

災害派遣の主な内容は、人命救助・行方不明者の捜索、遺体の収容・輸送、損壊道路啓開、医療、入浴支援、救急患者・医師等や救援物資の輸送、給水、炊飯支援、また、特に今回は県の要請に基づき、倒壊家屋の解体・ガレキ処理などにも及び、幅広い、被災者に対する生活救援、応急復旧活動となっている。とりわけ、警察、消防と一体になった大規模な行方不明者の一斉捜索や倒壊家屋の解体・ガレキ処理の応援など、これまでの災害派遣にはなかった特筆すべき活動が展開されている。

海上保安庁においては、神戸港等に巡視船艇・航空機を集結して災害応急体制を確立し、救急患者や救援物資、救援活動従事者の輸送、緊急給水、派遣医師等への宿泊施設提供、船舶の航行安全の確保などの活動を行った。

また、海外からは、スイス災害救助隊(スイス政府)、フランス災害救助隊(フランス政府)、イギリス国際救助隊(NGO)の派遣を受け、神戸市・西宮市で捜索活動を行ったほか、世界各国から防水シートやテントをはじめとする救援物資、義援金などの支援を受けている。なお、これらの海外からの支援に対しては、検疫、通関、費用などにおいて関係機関、業者の特別な協力体制がとられた。

なお、建設業界では救助活動等に対し重機配備の作業部隊編成などの応援体制を敷いた。

## (1) 警察の活動

### ア 警備体制の確立 ～災害警備本部の設置と他府県警察への応援要請等～

1月17日午前6時15分警察本部長を長とする「県災害警備本部」を設置して、道路の損壊状況等の調査を実施し、被災地区への車両の乗り入れ防止措置を講じる一方、大阪府警、徳島県警、近畿管区機動隊をはじめ各管区・府県警察及び警視庁レスキュー隊等の応援を得て、被災者等の救助活動を開始した。18日午前0時現在で、他府県等からの派遣部隊約2,500人を受け入れ13,000人の体制となり、以降警視庁及び近畿、中国、四国、九州、中部管区の各府県警察から、自動車警ら隊、交通機動隊、機動捜査隊のパトカー、移動交番車等の応援を受け入れて順次体制を強化した。

また、「行方不明者相談所」（18日）「外国人相談コーナー」（19日）を開設したほか、警察庁でも19日には「外国からの身分安否照会ホットライン」の設定やNTTの協力を得て「死亡者リスト照会電話」が開設された。

2月10日には、被災地域の安全を守り被災住民に安心感を与える活動をより効果的に推進するため、安心ニーズ・情報班、安心生活班、特別取締り班等からなる「地域安全推進本部」を設置して、災害警備本部とともに諸対策を強力に推進した。

県外からの応援部隊の受入れは7月31日まで続き、北は北海道から南は沖縄までの全国から延べ約43万人の応援派遣を得た。

〔 なお、県災害対策（総合）本部設置に伴い、本部員として警察本部長が参加するなど組織を一元化し、総合的・一体的に活動を推進した。 〕

## イ 救出・救助、行方不明者の搜索活動

### ① 救出・救助、搜索活動

19日以降には、県外からの特別派遣部隊の応援も約5,500人となり、16,000人の体制に強化し、消防、自衛隊等と協力して救出・救助、行方不明者の搜索活動の取り組みを進めた。

行方不明者は、18日現在で1,159人にもなりましたが、その後、搜索活動の進展とともに減少していったが、依然として51人の行方不明者がいることから、地震発生10日後の1月28日に警察官約7,000人、自衛隊員約8,000人の15,000人が消防と合同で9警察署管内の被災地において一斉に救出・救助、搜索活動を実施、生存者の救出には至らなかったが、6遺体を発見収容した。

その後も搜索活動を進めたが、8年1月31日現在依然として行方不明者2人となっている。

### ② 遺体の収容、検視活動

震災直後から検視班を編成し、逐次各警察署に派遣した。17日当日の遺体収容数は1,845体にもなりましたが、検視班は班長以下144人の体制となった。

翌18日には、収容遺体が2,000体に達したため棺桶が不足し、県商工部を通じて全国各地に依頼し棺桶及び遺体保存のためのドライアイス調達に努めた。また、日本法医学会に検視立会医師の派遣を求めた結果、国内各地の大学から応援が得られた。

身元確認のできない遺体が増加し、18日には78体に達したため、神戸市内の須磨寺及び尼崎市内の円徳寺に身元不明遺体を集中安置し、身元確認作業に当たった。

なお、身元不明遺体の身元確認に重要な働きをする歯の検査鑑定のため、兵庫県警察歯科医会に協力を要請し、歯科医師の応援を得た。

身元の判明しない遺体の腐敗防止のためには、ボランティアグループの協力を得て防腐措置を施した。

震災から1週間を経たころから新たな遺体の発見収容は大幅に減少したが、検視班は190人体制で続行した。この間、新たな遺体は焼死が多く、わずかに残った遺骨や遺品での身元の確認は困難を極めた。

なお、被災直後、遺族が警察の検視を経ずに医師の死亡診断書のみで死亡届をし、火葬した

遺体について災害死であるとの届け出が各署に相次いだことから、事実調査を行い調査書を作成することとした。

また、1月30日をもって検視立会医師、歯科医師の応援を終了するとともに、2月1日からの検視班を85人体制とし、3月15日以後は、警察本部からの検視班の応援派遣を終了して、警察署刑事課員による検視体制とした(検視を行ったのは5,000体、検視を経ずして火埋葬した後調査した結果、災害死者として計上したのは480人であった)。

### ③ 行方不明者相談所等の開設

被災者の親族・知人・友人等からの安否照会に対応するため、1月18日から24時間体制の、「行方不明者相談所」を開設し、全国各地からの電話相談や面接相談に応じた。

なお、22日からパソコンを導入し処置のスピード化を図ったほか、22日から2月末までの間、全国各都道府県警察の警察総合相談室においても死亡者照会に対応した。

相談のピークは開設5日目(1月22日)で823件(うち相談所を訪れたのは258件)であったが、相談件数の減少等により3月31日に閉鎖した。相談の総件数は14,695件(うち相談所を訪れたのは1,474件)であった。

また、被災地には外国人県民が多いことから、外国人被災者からの相談や、外国人県民の安否を気遣う県内外の外国人からの問い合わせ等に対応するため、1月19日から「外国人相談コーナー」を開設し、英語、スペイン語など5カ国語で相談に応じた。

相談のピークは、開設2日目(1月20日)で161件であったが、相談件数の減少等により、3月17日に閉鎖した。相談の総件数は1,962件であった。

## ウ 県民生活の安全確保 ― 被災地域の治安維持活動

人命救助を最優先するとともに、被災住民のパニック防止と治安維持のため、震災直後から、警察官の2交代勤務体制をとったほか、地域安全ニュース(19日から毎日2万部発行)の避難所への配布・掲示や、全国の警察から約200台のパトカーの応援派遣により、被災地域における重点警戒、広報活動等を推進した。

1月20日からは、24時間パトロールをはじめ、警察官3人、県職員2人による「避難所緊急パトロール隊」によるパトロールを実施するなど県民生活の安全と避難住民の生活ニーズの把握に努めた。また、被災住民の不安を少しでも解消するため、規模が大きい避難所に移動交番車を常駐または駐留して警戒・広報活動を実施しており、特に、2月10日以降はのじぎくパトロール隊と一体となったきめ細かな住民ニーズへの対応を進める活動を行った。

### ① 被災地域集団パトロール隊による24時間パトロール活動

避難所での生活を余儀なくされている被災者の、不在家屋を狙った窃盗事件や災害に乗じた悪徳商法の発生、暴力団の介入等が懸念されたところから、1月20日から7月26日までの間、被災の激しい9警察署(東灘、灘、葺合、生田、長田、兵庫、須磨、芦屋、西宮)において「被災地域集団パトロール隊」を編成し、24時間集団パトロールを行った。

## ② のじぎくパトロール隊による避難所パトロールとケア活動

のじぎくパトロール隊は、長引く避難所生活のなかで、女性の持つやさしさや細やかな心配りなどを生かしながら被災地域の実態や避難住民の要望を把握するとともに、そのニーズを踏まえた地域警察活動を展開するため、全国の婦人警察官の応援も得て、2月10日に150人で発足した。避難所、仮設住宅を中心としたパトロールを行い、高齢者、子供、病弱者等いわゆる災害弱者へのきめ細かな対応なども行った。

パトロールに際しては、自作の「のじぎくパトロールカード」「のじぎくニュース」等数10種の広報紙を作成して、わかりやすい広報に努めており、解散した4月16日までに訪問した避難所は延べ4,956箇所を上り、2,014件の要望・苦情に対応した。

## ③ 仮設住宅の安全確保活動

仮設住宅は、県内に47,126戸（大阪府下1,174戸を除く）が建設されたが、入居者には高齢者も多く、慣れない土地での生活等に不安を感じていることから、早急な地域安全活動が必要とされた。

そこで警察では、仮設住宅住民の生活上の安全を確保するために、「仮設住宅対策プログラム」を策定し、全仮設住宅一斉訪問活動を展開して、地域の実情を把握するとともに防犯や交通の安全指導を行って、地域の安全対策を推進した。

## ④ ボランティア防犯パトロール活動

被災商店街や倒壊家屋等の集中する地域において、出店荒らし、空き巣などの発生により被災住民の不安感が高まったことから、犯罪の未然防止と被災住民の安全のため、1月21日から2月28日までの間に社団法人兵庫県警備業協会、社団法人大阪府警備業協会、社団法人兵庫県防犯協会、被災地域以外の単位防犯協会等の民間団体を中心として、ボランティア防犯パトロール隊が結成され、交番を拠点にしたパトロールを実施した。

## ⑤ 街を明るくするライトアップ作戦

地震により防犯灯、街路灯が壊れ夜間の通行や市民生活に支障が懸念されたため、防犯灯等の補修整備を関西電力等の関係機関・団体に働きかけて1月27日から「街を明るくするライトアップ作戦」を展開した。避難所や駅周辺などの優先度の高い地区から順次、防犯・街路灯の設置、復旧を図り、1月26日から4月20日までの間に、約4,000灯が補修・新設された。

## エ 交通対策

### ① 地震発生直後の交通対策

1月17日の地震発生直後から、道路管理者等関係機関との連絡を図り、白バイ・パトカー及びヘリコプター等による交通情報の収集を行ったが、阪神高速道路神戸線をはじめとして、すべての高速道路が不通状態に陥るとともに、国道、県道等の一般道路も多くの箇所では不通となる等、道路網は寸断状態であった。一方、被災地では、避難車両や家族等の安否を気遣う車両等が残された道路に集中して、各所で交通渋滞が発生した。

そのような状況下で、緊急交通路の確保を図るために、大量の警察官を動員して主要交差点

で交通整理に当たるとともに、日本道路交通情報センターによる交通情報の提供等、被災地を通らない広域的な迂回路誘導を行った。さらに、緊急輸送車両の通行可能路線が確認出来た1月18日に、道路交通法に基づき、神戸市内への緊急交通路を設定して、緊急輸送車両以外の通行を禁止するとともに、緊急輸送車両に対してはパトカー・白バイによる先・誘導を実施した。

また、新聞・TV等広報媒体を活用して、緊急交通路の設定と不要・不急車両の使用自粛広報を行うとともに、関係機関・団体にも自粛要請する等あらゆる手段により緊急輸送ルートの円滑化を図った。

## ② 被災者運転免許証の更新、再交付等対策

大震災により運転免許課のコンピューター及び運転免許試験場等の施設が被害を受け、運転免許業務が中断した。このままでは、更新を迎える運転者に大きな不利益が生じるため、

- ・ 兵庫県に住所を有する者
- ・ 地震に関連して、救援活動や復興活動に派遣された者

について、緊急特例措置として、有効期間に関しその末日から5週間の延長を行うこととした。延長措置は、3月1日「阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法」が施行されるまで運用され、32,166人が適用を受けた。

さらに被災地では、運転免許証について火災による焼失や倒壊家屋内での紛失事案が多発したが、被災者支援策の一環として1月23日から2月16日までの間、被災地警察署等4カ所において、無料で運転免許証の再交付を行う特例措置を実施した。特例期間中の再交付件数は7,090件であった。

## ③ 交通死亡事故多発非常事態宣言の発令

平成7年の交通死亡事故は、被災地である神戸・阪神地域及び被災地周辺地域で急増し、県内の死者数は11月末現在430人、対前年比+8人となり、この状況で推移すると、過去21年間で最悪を記録した平成6年の死者数を上回る危機的状況となった。

このため、被災地を中心とした交通マナーを回復させるとともに、交通事故の絶滅を図るため、11月27日に緊急兵庫県交通安全対策委員会を開催し、『交通死亡事故多発非常事態宣言』を発令した。

発令に伴い、県、警察、市町、県内の交通安全関係各機関・団体が総力をあげ、交通死亡事故撲滅に取り組んだ。

県も「交通死亡事故防止緊急キャンペーン」として、

- ・ 復興トラック1,000台による交通安全啓発
- ・ 被災地交通安全ウォーク・リレーの実施

のほか、死亡事故低減に即効性のあるシートベルト着用促進を重点とし、ガソリンスタンド等の従業員（約7,000名）をシートベルト着用推進員に委嘱して、給油に立ち寄るドライバー等に声をかけて啓発していただく、「シートベルト着用一声運動」を展開する等関係機関、団体と連携して、総合的な事故防止対策を強力に推進した結果、平成7年中の交通事故死者は482人、

対前年比△8人と減少した。

しかし、平成8年は1月15日以来、交通事故死者全国ワースト1になるなど厳しい情勢が続いており、8年1月末現在の交通事故死者は52人、対前年比+19人となった。

## (2) 消防の活動

消防活動は消防組織法第6条の規定により市町の責任で行うこととされており、県の任務は情報収集や市町からの要請に基づく消防庁への広域応援の要請が中心となる。

17日の震災後は、兵庫衛星通信ネットワーク県庁局の一時不通に加え、通信・事務機器の多くが使用不能となり、また、交通網寸断による対応職員の不足、NTT網の混乱などから、収集できる情報は断片的であった。そのような中で、午前10時に消防庁に県外消防機関の応援を要請するとともに、自衛隊に対しても災害派遣を要請するなど広域的な活動体制を整えていった。

### ア 消火及び救助・救出活動

現場では震災直後より同時多発的に火災が発生し、17日中の火災発生件数は183件にのぼった。

また、建築物の倒壊により、多数の生き埋め者がでていた。各市町は、消防計画や地域防災計画等により対応に努めたが、被害箇所が広範囲であるため、要員や資機材が不足した。さらに、水道管の損傷による消火栓の断水や減圧、防火水槽の不足、交通渋滞、消防無線の混信などが重なり、思うにまかせなかったのが実情である。神戸市、西宮市、芦屋市においては、県内外の消防機関及び自衛隊の応援にもかかわらず活動は困難を窮めた。

一方、倒壊家屋が8千棟を越えた淡路島内では、消防本部が地元消防団と協力して救出活動を行い、18時現在で島内の行方不明者は皆無となった。

18日には県と消防庁とを結ぶ防災行政無線も回復するなど、徐々にではあるが情報収集が進み、消防庁、自衛隊及び海上保安庁等と連絡を取りあい、更なる増援を受けることとなったが、倒壊家屋の判明が増大の一途をたどり、依然として要員、救助資機材ともに不足の状態であった。

市町では、消火、救助・救出活動とともに、災害発生のおそれのある危険物施設の防禦や危険区域へ避難勧告を発令するなどの措置がとられはじめ、県からは、「人が埋まっていないことが確認できるまで建物の取り壊しはしないように」との依頼をするなど、人命救助を最優先にした活動を要請した。

延焼拡大する大規模な火災は19日に収まったが、倒壊家屋などを中心に、地震に伴う火災は26日まで発生した（火災発生状況：11市町251件）。

二次災害を未然に防ぐため、市町に対し2月10日には応急仮設住宅、2月16日には避難所の火災予防及び防火管理の徹底について依頼した。

### イ 広域的な応援体制の整備

今回の震災では広範囲にわたる建物の倒壊や同時多発の火災のため、消防職・団員の懸命の消火活動及び救助活動にもかかわらず十分に対応しきれず、被災市町は「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づき、近隣消防本部へ応援要請を行い、1月17日には、18消防本部、33隊154人の応援

隊が消火・救助活動にあたった。

本県は消防組織法第24条の3に基づき、消防庁を通じて他府県に応援を要請し、1月17日には19都府県、147消防本部258隊1,180人の応援隊が神戸市、西宮市、芦屋市に到着し消火・救助活動を展開した。

また、消防庁に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの出動要請を行い、1月17日には東京消防庁をはじめ9団体9機（派遣人員77人）のヘリコプターが神戸市民防災総合センターを基地として、幹線道路が大渋滞している中、県内だけでなく県外の病院に救急患者を搬送するとともに医薬品及び救援物資等を搬送した。

県内消防団については、県消防学校、グリーンピア三木、県立三木山森林公園に開設した救援物資備蓄基地において、連日150人が物資の仕分けや搬出入の応援にも当たった。

#### ウ 自主防災組織の活動

県としては、これまでも自主防災組織の育成に努めてきたところであり、火災や風水害等の通常規模の災害時には組織的活動が可能な自主防災組織も、この度のような大震災においては、組織を構成している世帯の多くが被災するという状況となった。そのような中でも、自主防災組織の隊員の中には、平常時の研修、訓練してきたことを生かし地域において率先して消火活動、家屋の下敷きになった人々の救出活動等を実施した事例が多数見られた。

また、婦人防火クラブ等による避難所での焚き出しや清掃等の支援活動が各地で実施された。

今後は、災害発生直後の情報収集・伝達、避難誘導、人命救助、消火活動、給食・給水におけるコミュニティの役割にかんがみ、防災を取り入れた県民運動の高揚に努めながら、自治会等のコミュニティに根ざした自主防災組織の育成及び充実に一層取り組み、災害に強いまちづくりをめざし、県民総ぐるみの防災体制を確立する必要がある。

#### 〔広域応援活動の状況〕

広域的な応援活動の体制は、県庁内に設置された「消防庁現地連絡調整本部」の協力のもとに整備されていった。その主な活動実績は次のとおりである。

#### ① 広域航空消防応援（ヘリコプター）

団体数最大時14、応援機数延べ379機、派遣人員延べ2,471人（内救助隊員1,065人）

主な活動内容：救急（搬送人員96人）・医師・医薬品・食料・物資・隊員の搬送、偵察

#### ② 救助隊等

団体数最大時36（327消防本部）、応援人員延べ7,602隊32,395人、車両数延べ7,628両

主な活動内容：救助、消火活動

#### ③ 消防団

県内消防団員延べ約71,000人

主な活動内容：消火、捜索、救助、避難誘導、救援物資搬入

### (3) 自衛隊及び海上保安庁の活動

#### ア 自衛隊

自衛隊では、震災直後から偵察活動による被害状況の把握、出動準備、県をはじめ関係機関との連絡を行い、陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊がそれぞれ災害派遣を実施した。県庁内に「震災対処自衛隊調整室」を設置するとともに、県災害対策総合本部会議にも出席、緊密な連携のもとに活動を展開した。

出動部隊の勢力は、17日当日は人員3,300人（陸自）、航空機57機（3隊）、艦船15隻（海自）、車両600両（陸自）により救助活動、緊急輸送に取り組み、人員がピークとなった2月8日では、3隊で即応待機等を含め人員約19,800人、航空機167機、艦船12隻、車両約4,330両、1カ月間の規模（延派遣勢力）は、人員約543,300人、航空機約3,800機、艦船約490隻、車両約103,400両となった。

災害派遣の内容は、人命救助・行方不明者の搜索活動、消防活動の協力、損壊道路啓開、被災者の応急診療等医療・衛生活動、救急患者・医師等の人員や救援物資の緊急輸送、給水・炊飯支援、物資提供のほか、今回は県の要請に基づき、倒壊家屋の解体・ガレキ等処理などを含め、幅広い、被災者に対する生活救援、応急復旧活動を展開した。

一カ月が経過するころ、生活救援活動が軌道にのり、自衛隊活動の中心が倒壊家屋の処理作業に移った。さらに、3月に入り、生活救援活動のニーズが減少する一方で、3月17日をもって阪神地区での活動が縮小されると同時に、淡路地区での災害派遣活動は3月31日をもって終了した。

4月に入ってからは、入浴支援及び天幕管理並びに倒壊家屋処理を残すのみとなった。このような状況の中で4月14日、知事から4月27日での撤収要請が出された。この間、倒壊家屋処理については4月16日、入浴支援については4月25日、また天幕管理については4月27日をもって終了し、100日間に及ぶ災害派遣活動を終了した。

（自衛隊への感謝の集いの開催）

#### (1) 趣旨

阪神・淡路大震災の災害復旧のため、1月17日から人命救助をはじめ、入浴、炊飯、ガレキ処理、援助物資輸送等被災者に対する支援活動を展開した自衛隊が、4月27日をもって撤収するため、これまでの活動に感謝の意を表して、「自衛隊への感謝のつどい」を開催した。

(2) 日 時 平成7年4月27日（木）午前10時～10時55分

(3) 場 所 王子公園陸上競技場

(4) 主 催 兵庫県、神戸市

(5) 参加者 自衛隊800名、被災者300名

#### (6) 内 容

主催者感謝の言葉、感謝状贈呈、被災者代表感謝の言葉、寄せ書き贈呈、来賓あいさつ、自衛隊返礼、花束贈呈

〔100日間の3隊の主な活動実績〕

区 分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
延べ派遣人員	約 1,630,000人	約 254,600人	13,380人
” 車両	約 347,000両	894両	3,388両
” 航空機	約 6,960機	1,639機	889機
” 艦艇	—	679隻	—
人命救助	157人	8人	—
遺体収容	1,221体	17体	22体
医療支援	約 20,000人	—	345人
給水支援	約 33,000トﾝ	25,006トﾝ	3,910トﾝ
炊飯支援	約 575,000食	—	約 4,900食
入浴支援	約 515,000人	約 15,790人	—
道路啓開	約 35,000m	—	—
糧食輸送	約 5,887,000食	約 150,500食	900,000食
テント設営	684張	—	—
倒壊家屋処理	2,599戸	—	27戸

イ 海上保安庁

海上保安庁では、1月17日午前7時第五管区海上保安本部に災害対策本部を設置し、海難発生の有無、臨海コンビナート、港湾等の被害状況調査及び船舶の航行安全の確保を行うとともに、県との連絡調整を行い（県庁内に「海上保安庁連絡調整事務所」を設置）、救急患者の輸送、給水等の業務を開始した。

当日中には、巡視船艇36隻、航空機13機の体制を確立し、災害対策本部が解散する5月31日までの135日間の長期間にわたり、船艇延べ2,912隻、航空機延べ939機及び人員延べ95,085人を投入して、大規模な災害救助・支援活動を展開し、大きな被害を受けた神戸市をはじめとする被災地への救援物資・要員の輸送、救援活動従事者への支援、航路障害物調査等の船舶の航行安全等に努めたが、その主な活動実績は次のとおりである。

① 被害状況調査と二次災害の防止

地震発生直後から巡視船艇・航空機により大阪湾臨海部の被害状況調査を行い、地震により流出したコンテナ等の漂流防止の応急措置を行った。

18日神戸港のMCターミナルタンクのLPガス漏えいに対し、防除措置を実施するとともに、同ターミナルを中心とする半径2km以内の海域を船舶の航泊禁止とし、二次災害の防止に努めた。

19日には、ポートアイランドで発生した倉庫火災に対し、神戸市水上消防署と協力して消火活動を行った。

また、地震により大阪湾に流出した危険物入りドラム缶の搜索、回収を行った。

② 救急患者の輸送

18日未明、県立淡路病院から県立姫路循環器病センターまでの輸送要請に基づき巡視艇により輸送を行ったのをはじめとして、患者7人、医師等11人の輸送を行った。

③ 物資輸送

17日に毛布1,000枚を神戸港から洲本港まで巡視船により輸送したほか、各府県等からの毛布11,926枚、飲料水78,910ℓをはじめ、多数の食料品、医薬品、生活用品等の救援物資を輸送した。

また、関西国際空港に到着する海外からの医薬品等の救援物資を、巡視船艇・航空機により輸送した。

さらに、全国各地から派遣された巡視船艇は、大阪湾への回航に併せ、各地の自治体等からの救援物資を輸送した。

(震災発生時からの主な救援物資の輸送実績：3月31日現在)

品名	輸送数量等
毛布	約 12,000枚
飲料水	約 80kℓ
食糧品、医薬品等	ダンボール箱 24,600箱相当
おにぎり	約 42,000個
ゆでたまご	約 35,000個
牛乳	約 10kℓ

④ 清水の輸送・供給

17日西宮市鳴尾浜で給水活動を開始したほか、同地区及び六甲アイランド及び深江浜において、巡視船により清水を輸送・供給した。輸送された清水は、給水車への供給のほか、付近住民に対して直接給水を行った。全体で清水の輸送・供給実績は、12,251トンとなった。

⑤ このほか、航路障害物の除去作業、危険海域での船舶航行制限、航路標識の復旧等の航行安全の確保や救援活動従事者等の輸送(669人)、外国及び他府県からの派遣医師等に対する宿泊施設等の提供(宿泊801人、入浴594人)、震源地付近及び大阪湾の海底断層の探査などを行った。

(4) 関係団体等の活動

倒壊家屋等の下敷きになっている人々の救助活動には重機配備の作業部隊の応援が必要になると判断し、17日(社)兵庫県建設業協会に対し、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市の7市の地域において、自衛隊等より出動・協力依頼があれば、ユンボ、ショベル、クレーン等を保持してただちに出動できる、実働可能な業者名、機械名、連絡先を記載した名簿の提出を依頼した。

しかし、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市の5市においては、交通事情から対応が困難との回答だったので、大阪府を通じて、(社)大阪府建設業協会に対し同様の依頼を行った。

18日及び20日に県建設業協会から28社、大阪府建設業協会から102社、合計130社の重機配備の作業部隊の準備について報告を受け、そのリスト及び趣旨を自衛隊に通知した。

このほか県内・県外の建設業者等から復興作業にあたる建設機械・機材類、輸送車両、オペレータ等の派遣や提供などの応援申し出41件を受け、被災地域のニーズに対応した活用を図るため、その都度、リストを整理して各市町等へ提供した。

## (5) 海外からの支援

海外からの支援の受け入れは国際対策部（知事公室）が担当した。救助隊については、警察、消防の第一線機関において救助隊に関する知識・情報の不足、経験等の違いなどもあって受け入れにとまどいが見られた一方で、農林水産省により犬の動物検疫に特例扱いがされスムーズな入国が可能となった。

医療チームの受け入れにあたっては、保健環境部サイドで医師会、厚生省との調整が必要であったことから、受け入れが決定するまで時間を要したが、受け入れが決まったあとは、日本人医師と協力しながら、被災者の治療を行った。

また、救援物資についても、大蔵省による通関手続きの簡素化、関税の非課税扱いをはじめ航空・通関業者等の協力による費用の無料化、自衛隊、海上保安庁による輸送、外務省及び在外公館による連絡調整などの協力体制がとられた。

国際的な協力体制について、今回できあがった仕組みなどを整理し、システム化しておく必要がある。

### ア 救助隊等の人的支援

#### ① スイス災害救助隊

スイス災害救助隊は、スイス政府より派遣を受け、隊員25人と捜索犬12頭で編成され、神戸市灘消防署をベースに、4チーム（1チーム隊員4人と犬3頭）に分かれ神戸市東灘区、灘区、長田区で1月19日から22日まで捜索活動を行った。

この隊は、消防士、医師等がボランティアで登録して活動しており、今回の活動にあたっては、神戸市消防局が現場の案内を、県職員と県・市の国際交流員が連絡調整・通訳を担当し、また、富山県の山岳救助犬チームがボランティアでそれぞれ参加した。

#### ② フランス災害救助特別隊

フランス災害救助特別隊は、フランス政府より派遣を受け、隊員60人と犬4頭、自給自足の装備10トンで編成され、西宮市消防局をベースに西宮市、神戸市灘区、兵庫区、長田区で1月21日から24日まで捜索活動を行った。

活動にあたっては、警察本部が現場案内を、フランス総領事館が通訳を担当し進められた。

### ③ イギリス国際救助隊

イギリス国際救助隊は、NGO（非政府系団体）として隊員15人で編成され、熱感知機、音探査機、ファイバースコープ等の装備を伴い、神戸外国人クラブを基地に西宮市、神戸市東灘区、中央区、兵庫区、須磨区で、1月23日から26日まで捜索活動を行った。

この隊は、2年間の訓練を受けた消防士、医師、エンジニア等がボランティアで参加している。活動にあたっては、阪神大震災地元NGO救援連絡会議のメンバー、英国総領事館、県職員が現場案内等を行った。

### ④ タイ医療チーム

タイ医療チームはタイ政府より派遣され、1月31日から2月6日まで被災地を巡回して延べ約100人を診療した。

このチームは医師2名と看護婦3名からなり、日本人医師と協力して医療活動の支援を行った。

なお、これらの救助隊等からは、帰国に際して一様に、大震災にもかかわらず被災者の沈着冷静な対応、勇気、助け合い、復興にむけての順調な活動等に対する評価のコメントがあった。

### イ 救援物資等の物的支援など

救助隊のほかにも、世界の72カ国（地域）・7姉妹州省（地方）の政府、企業、民間団体、日系人団体、個人等から、水、食料、防寒用衣類などの必需品をはじめとして、防水シート、テントや赤ちゃんのミルク、応急用医薬品などの救援物資及び義援金、激励の手紙、絵画、見舞状など200件以上が8年1月31日までに国際部等を通じて兵庫県に寄せられた。

各国の首脳や在日大使等からのお見舞い状は118件、海外要人のお見舞いの訪問は776人（123件）となっており、9月にはリード国連事務総長特別代表の来県があり、国連50周年記念事業の場で同代表から被災地に対してメッセージが送られた。

### ウ 友好姉妹州省からの支援

友好州省からは、いち早く首長名その他見舞状が届いたほか、次のような義援金、救援物資の提供等さまざまな形の支援を受けた。

ワシントン州からは、自治体政府、日米協会、州内経済団体、赤十字社からなる震災復興のための支援組織「タスクフォース」が設立され、住宅復興、貿易・観光促進、港湾支援、技術支援など復興支援のための各種提言がなされた。また同州兵庫文化センターやワシントン州日米協会を通じて、義援金が同州から送られた。

パラナ州からは、パラナ兵庫県人会より義援金が送金されたほか、パラナ州民より千羽鶴の寄贈があった。

西オーストラリア州からは、副首相のお見舞訪問があったほか、州政府、西オーストラリア州文化交流センターを通じて州民から義援金が送付され、又、パースで開催された「パース・ハーフ・マラソン」への県民の招待があった。そのほか同州日豪協会より同州産の建設資材を用いたモニュメント寄贈の申し出があった。

ハバロフスク地方からは、被災児童約30名の招聘があったほか、支援物資として木材の提供の申し出があった。

広東省、海南省およびパラオ共和国からは、それぞれ義援金をいただいたほか、姉妹提携5周年をむかえた海南省からは、省長のお見舞訪問のほか民間企業からの飲食料品が救援物資として寄贈され、またパラオ共和国からはナカムラ大統領自らが震災見舞いのため、知事訪問があった。

#### エ 被災児童・生徒の海外旅行招待

阪神・淡路大震災による被災児童・生徒が、震災による精神的ショックから一日でも早く立ち直り、精神面での安らぎをできるだけ早く得て明るい希望を持って生きていってもらうことを目的として、各国から夏休みの招待旅行の申し出が行われた。

申し出は、5カ国からあり252人の募集人数枠に対して、応募総数は13,000人を越す応募があった。

主催者	対象・人数	時期
チェコ政府	中学生 70人	7/29-8/10
ロシア・ハバロフスク地方政府	中学生 30人	8/4-8/18
オーストラリア旅行業界 (代表:オーストラリア政府 観光局)	小学生 100人 (5グループで実施)	7/23-7/29、7/24-7/30 7/28-8/3、7/31-8/6 8/3-8/9
ポーランド・ニェボウオミツェ市	小・中学生 28人	7/25-8/15
スイス民間企業(日本航空)	小学生 24人	8/2-8/11

#### オ 英国政府からの留学生招待

英国政府から、県内の被災学生を対象として今後の震災復興に役立つ分野の学生に、ウェールズ地方の9大学で1年間にわたる勉学の機会を提供したい旨の申し出が行われ、学生たちは9月18日に訪英した。

20名の募集枠に対して、県内16大学・大学院から44名の応募があった。

#### カ 中国からのリハビリ治療招待

中国遼寧省鞍山市長、及び同市湯崗子理療院から、阪神・淡路大震災の被災者でリハビリの治療を必要とする人を1カ月間の治療に招待したい旨の申し出があり、11月8日から12月6日まで訪中し鍼灸・温熱等の治療を受けた。

10名の募集枠に対して、16名の応募があった。

#### キ 「'96汎太平洋災害会議」事務局からの高校生招待

「'96汎太平洋災害会議」の事務局(カナダ・州立ブリティッシュ・コロンビア大学災害防止センター)から、カナダ・バンクーバーで開催される同会議に被災地の高校生4名を招待したいとの申し出があった。

平成8年7月27日より8月4日まで訪問予定

## 2 救援情報の提供と相談活動

### 〔概要〕

大災害の発生に際し、正確な情報を入手して迅速に県民に伝え、人心の安定を図ることは大切であることから、災害対策総合本部において、ラジオ・テレビ・新聞等との連携によりその媒体を活用して定期的な情報提供を行うとともに、被災者をはじめ各方面からの問い合わせに的確・迅速にこたえるため、情報センターを設置して窓口を一元化し、また、総合的な生活情報の提供・相談体制の整備を進めた。

一方、余震が続く中、家族や住居を失い不安を抱いている被災者に対し、県等の的確な取り組みを示して不安を解消するとともに、全国への支援要請のため、1月18日早朝、NHKを通じ災害対策総合本部長（知事）から直接メッセージを発信した。

余震に関する情報については、被災者に携帯ラジオを配布して、余震情報等の収集を助けるとともに、テレビ・ラジオ等の定時放送や啓発文の配布などにより、余震時の行動についての啓発を行った。

また、社会福祉施設及び在宅要援護者に対しても、余震対策についてのマニュアルを作成・配布し、余震への警戒を徹底した。

新聞・放送との連携については、1月18日早朝、緊急記者会見を開催して以降、被害状況、避難住民の状況、災害対策総合本部が講じている緊急物資・生活救援・住宅対策、ライフラインの状況等について定期的に発表を行った。さらに、地域防災計画による放送協定に基づき1月20日から、NHK（ラジオ）、サンテレビ、AM KOB E、K i s s - F Mから定期的に生活情報を発信した。この放送は3月31日までの間、計212回放送された。

また、自主媒体によるきめ細やかな生活情報の提供として、印刷媒体においては「震災ニュース」（各回10万部、4月19日まで号外を含み計21号発行）、「ニューひょうご」臨時号（各回12万部、4月末まで計6号発行）等を発行し、避難所緊急パトロール隊・救護対策現地本部との連携により避難住民等に届けたほか、5月以降は「ニューひょうご」や全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」で震災特集を組むなど、復旧・復興情報を提供。電波媒体についても、4月以降は、通常番組のなかで随時、震災関連情報を放送した。

全国的にも例を見ない臨時災害FM局「復興通信FM796フェニックス」は、国の現地災害対策本部からの提案を受け、NHKなどによる放送設備等技術的な支援、番組の企画制作、放送運営にボランティアの参加を得て2月15日開局。3月31日までの45日間延べ360時間に及ぶ震災復興支援情報の提供を行った。

なお、海外報道機関からの要請に対し、取材協力や情報提供を行ったほか、各方面からの視察を受け入れた。

「情報センター」については1月24日に設置し、各種情報・相談事業との連携により的確な情報提供を行うとともに、いわゆるトライ回しの防止を図るため、他府県職員の応援も得て、24時間体制を敷いた。センターへの問い合わせは、救援物資、義援金、ホームステイ、ボランティアの申し出から住宅診断、仮設トイレ、ふろ、ライフラインへ、さらに罹災証明、融資、義援金支給、交通規制へと

その時どきの緊急対策等を反映しており、震災復興総合相談センターに機能を引き継ぐ3月15日までの総件数は、15,701件であった。

また、生活情報については、救援対策のホットライン等行政・民間のあらゆる救援活動についてその連絡先などを網羅した「情報ファイル」、生活再建や救援のための衣・食・住関連の商品・サービスや事業所の対応窓口などくらしの情報及び相談事例を、NTTファクシミリ等を活用して全避難所に提供する「生活情報ファックスネット」などによる提供とともに、相談体制については、生活科学センター等での消費生活・物価に関する24時間体制や、生命保険、損害保険、家電製品の関係業界団体の協力による「消費生活特別相談」(3,483件)、女性センターでの心の相談、弁護士による法律相談、「被災者福祉なんでも相談」などにより充実を図った。

聴覚障害者への情報提供については、報道機関の協力により主な避難所に専用テレビを設置し、文字放送を行った。

外国人県民への対応については、(財)兵庫県国際交流協会が通訳ボランティアの協力を得て、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語等による「緊急外国人県民特別相談窓口」を開設したほか、関係団体との連携により被災者の支援を行った。

3月15日復興本部設置に際し、生活再建や復興に向けて効果的な情報提供を行い、あらゆる分野に専門的に対応する総合的な相談窓口として「震災復興総合相談センター」を設置し、24の相談窓口を開設しており、11月30日までに39,743件の相談に応じている。

これからの安心・安全なくらしづくりやまちづくりのための課題等を探り、対応への基礎資料などを得るため、生活科学研究所や(財)兵庫県長寿社会研究機構などにおいて、家具・電気製品の問題点、生活行動や意識の変化、家族生活への影響等震災後の生活実態調査を実施した。

## (1) 県民への余震情報の提供

### ア 携帯AM/FMラジオの提供

避難者の情報入手用として、近畿電気通信監理局及び家電メーカーの協力を得て携帯AM/FMラジオ15,000台を、県民局を通じて市町に配布し、避難所等で活用した。

配布に当たっては、1月19日、県民局等と調整し配布計画を作成して、21日に神戸市(8,000台)、阪神県民局(5,000台)、24日に、阪神県民局(1,000台)、東播磨県民局(500台)、淡路県民局(500台)へ配布を行った。

### イ 余震に対する県民啓発

震災後の余震の多発から、1月20日、避難所の被災者と一般県民向けの2種類に分けて余震時の行動について適切な情報提供を行うべく検討に入り、21日、ラジオ等の定時放送により啓発を開始し、その後も「震災ニュース」等の媒体を利用して、余震啓発を実施した。

22日には、避難住民向け啓発文(3万部作成)を緊急パトロール隊により避難所へ配布し、翌日完了した。なお、避難所となっている学校では、避難住民向け啓発文に独自の情報も入れて保護者に配布したケースもあるなど、余震に対する意識の高まりがみられた。

## ウ 社会福祉施設及び在宅要援護者への余震の警戒・心得の啓発

2月3日、施設入所者・通所者等の安全確保のため、社会福祉施設用「余震対策マニュアル」を作成のうえ、関係行政機関及び施設長に対して通知し、余震への警戒を徹底した。

この主な内容は、①建物・設備等の自主点検、建築士等の専門家による安全点検の実施など施設の安全性の確保、②夜間勤務体制・緊急連絡体制の確立や応急物資の確保等による防災体制の整備、③地域住民や他施設との協力体制の確保である。

2月5日には、高齢者、障害者、児童等の在宅要援護者が、余震発生時の心構えや対応策を十分理解し、近隣でともに助け合うことができるよう余震の際の心得、避難方法、物資の備蓄等を分かりやすく記載した在宅要援護者向けマニュアル「余震への備え」を作成して関係行政機関に通知するとともに、“要援護者生活状況把握ローラー作戦”展開時における配布を要請して、地域住民への周知徹底を図った。

また、5月下旬には、被災地域においては余震への対策、その他の地域においても今後の地震へ備えるため、「社会福祉施設の地震防災の手引き」を作成し、社会福祉法人等研修会において、社会福祉施設における地震防災計画策定の指導等を行った。

## (2) 被災者等への定期的な情報提供

大災害の発生に際し、何よりも求められることは、正確な情報の入手と、その情報を迅速に県民に伝え、人心の安定を図ることである。

しかしながら、このたびの大震災に際しては、発生直後からの停電、電話回線の不通という事態に加え、被災地の交通手段がことごとく寸断され、情報対策に当たるべき要員の確保さえ容易ではなかったが、日を追って職員の勤務体制が整い、情報対策部（知事公室）として、ラジオ・テレビ、新聞等の媒体を活用するとともに広報課の自主媒体として「震災ニュース」を発行し、また、「ニューひょうご」臨時号を発行するなど、被災者に向けての定期的な情報提供に努めた。

さらに、2月15日からは、新たに被災者を中心とした県民向け臨時災害FM局を開局し、県や関係市町の生活関連情報を発信し、情報体制の強化を図った。

また、時間の経過とともに、各媒体を平常時の態勢に戻していく中で、広報内容も、総合的な復旧・復興対策を伝えるものにシフトしていった。

### ア 新聞、放送との連携

#### ① パブリシティを利用した情報提供

1月17日は、災害対策本部として情報の収集さえままならず、県政記者に報道機関からの情報提供を要請する状況でもあった。

18日午前6時20分、知事の緊急記者会見を開催し、県の災害対策本部が講じている措置について県民への周知を図った。以後、災害対策総合本部（18日改組）の会議終了の都度、定例的に被害状況、避難者の状況、緊急物資対策、住宅対策、ライフラインの状況等について、22日までの間は一日に2回ないし3回の発表を行った。

震災後2週目に入り、電気、ガス、水道などライフライン対策等の定例的な発表に加え、政府の現地対策本部の設置、諸外国からの援助、ボランティア活動の概要、政府閣僚の来県、行幸啓日程の概要など、発表内容は多種多様に及んだ。

震災発生後、約半月を経過した31日からは、午前10時と午後7時の1日2回の定例記者発表と、必要の都度行う随時発表との両建てとした。

震災発生後1カ月余りが経過した2月23日から、定例の記者発表は午後6時の1日1回となった。この態勢は、阪神・淡路震災大震災復興本部設置の発表が行われた3月14日まで続けられた。

その後、震災後100日（4月27日）や震災後半年（7月17日）、震災1周年の前日（8年1月16日）など、節目節目には、知事の会見を行い、報道各社からも知事への取材依頼が相次いだ。

## ② 放送協定に基づく情報提供

県民向けの定時放送としては、地域防災計画による放送協定に基づき、1月19日中にNHK、サンテレビ、AM KOB E、K i s s - F Mとの協議を整え、20日午後3時45分のNHKラジオ第1放送を皮切りに、順次放送を開始した。スタートはやや遅れたものの、以後、各局とも午前、午後、夕刻の各3回（各回5分間）にわたり、被災者への地域別の生活情報を発信することとなった。

定時放送の実施にあたっては、県の広報専門員が直接、放送局のスタジオに出向き、あるいは電話インタビューを受ける形でテレビ、ラジオに出演し、県災害対策総合本部をはじめ、各市町災害対策本部からの情報などを発信した。また、NHKラジオセンターやラジオ大阪へ情報提供し、これら各局からも生活情報を発信した。この放送は、3月31日まで計212回実施された。

## イ 自主媒体による情報提供

### ① 印刷媒体の発行

被災地や避難所の状況が明らかになるにつれ、紙面を活用したきめ細かな生活情報の提供が必要との考えから、「震災ニュース」（県災害対策総合本部からのお知らせ）発行の検討に入った。

情報を必要とする人にタイムリーに届けられるかが課題であったが、避難所緊急パトロール隊や救護対策現地本部との連携により対応することとした。

避難所生活者に必要な情報等を盛り込んだA4サイズ（1～4頁建て）のミニ情報誌として2月1日からスタートし、4月19日までの間に号外を含めて21回発行（各回10万部）した。

また、2月5日には月刊広報誌「ニューひょうご」の臨時号を発行したが、すべての避難所生活世帯に行き渡るよう従来より8万部を増やして12万部（4月末まで月2回、計6回発行）とした。5月以降は、従来通りの月刊誌（44,500部、64頁）に戻し、震災関連情報を提供した。

さらに、全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」においても、震災特集号を3月・5月・7月に発行。被災地だけでなく全県に向けて、復興計画などを周知し、復興への機運を高めることに努めた。

紙面購入においても、2月11日から10日に1回の割合で、神戸新聞と4大紙（読売、朝日、毎日、産経新聞）に震災関連情報を掲載（3月21日まで）。4月に入ってから、神戸新聞においては月2回、4大紙においても月1回の通常枠のなかで、生活再建に役立つ情報を提供した。

あわせて、各都道府県に協力を依頼し、県外に避難されている被災者に向けた情報が各都道府県の広報紙に掲載された。

この間、国の各省庁、都道府県に対しても、震災の実情報告と支援の要請のため、A1判カラーの「写真ニュース（災害特報）」を作成（1月28日52部、3月16日56部）、東京事務所を通じて各省庁に配布し、都道府県会館にも掲示した。

## ② 電波媒体の活用

各放送局の放送態勢が回復しつつあった2月5日から、県提供の通常のテレビ4本、ラジオ4本の番組枠を順次復帰させ、3月31日までは全編震災関連情報を放送した。

また、2月12日には、サンテレビの1時間番組枠に災害対策本部長（知事）が出演し、県民へ向けて状況を報告。以来、種々の番組枠を活用して、ほぼ隔週ごとに本部長報告を放送した。

4月以降は、通常の番組の中で随時、復興関連情報を放送した。

特に震災1年を控えた1月7日には、知事が復旧・復興対策の現状と課題等を報告する特別番組を放送した。

## ウ 臨時災害FM局「復興通信FM796フェニックス」の開局

避難所生活を余儀なくされている被災者を中心に、生活救援及び今後の生活再建へ向けた情報提供体制が強く求められている中、政府の現地災害対策本部から災害情報を専門に放送するFM放送局の開局について提案があり、これを受けて2月1日具体的な検討・協議を開始、県職員4人の専任者と、NHKなどの技術的な支援、ボランティアによる運営体制を整備し、2月15日、全国的にも例をみない臨時災害FM局「復興通信FM796-フェニックス」（放送事業者＝兵庫県）をスタートさせた。

親局（2/14開局周波数79.6メガヘルツ 出力300ワット）を県庁内に設置して放送を開始したが、その後、阪神地域の聴取状況を改善する伊丹中継局（伊丹市役所2/23開局周波数78.0メガヘルツ 出力10ワット）、明石市と淡路北部をエリアとする明石中継局（明石市役所3/8開局周波数78.1メガヘルツ 出力100ワット）を設置、この3局で神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、川西市、明石市、淡路町、北淡町、東浦町の8市3町をカバーした。

放送内容は、国、県、市町の災害対策本部発表の情報をはじめ、緊急パトロール隊とも連携した取材情報、避難所からのレポート、弁護士、司法書士、医師等の専門家の協力による各種相談など生活に密着した情報を、土・日曜日を含む毎日、正午から午後8時までの8時間にわたって放送した。

正午から午後4時までは前日までに放送した項目の中から、特に生活再建に有用な情報を選んで繰り返し放送し、聞きもらした被災者もできるだけ聞けるように配慮した。次いで午後4時か

ら午後8時までの4時間はスタジオからの生放送とし、県及び各市町の災害対策本部が発表した最新情報やボランティア・レポーターが避難所や被災地各所で収集した話題、弁護士による法律相談などの生活情報を提供した。番組の企画は被災体験をもつボランティアが中心となって立案し、被災者の視点にたったきめ細やかな番組内容とした。

放送局には、大学生やプロのアナウンサー等のボランティアを中心に、NHKからの支援要員や他府県からの応援職員など毎日平均して約35人が“出勤”し、番組の制作と放送に従事した。ちなみにボランティアは一日平均で約20人を数えており、総数では約70人の参加・登録があった。

この事業に対しても関係する各方面からさまざまな援助が寄せられた。家電メーカーからはFM放送が受信できる携帯ラジオ約18,000台が寄贈され、緊急パトロール隊によって避難所に配布された。また、在東京のFM放送局からもカセットラジオ約700台の寄贈があり、フェニックス放送局から希望するボランティアや団体に直接配布した。

番組で使用するBGMについても、音楽著作権協会の理解のもとに、衛星チャンネルで音楽を供給する民間企業から無料で提供された。

さらに、この放送の趣旨に賛同した明石市から尼崎市までの6つのCATV局と2有線放送事業者が再送信に参加した。

そして、3月31日午後8時、放送開始から45日間、延べ360時間に及ぶ震災復興支援情報の提供を終え、閉局した。

【第1期 2月15日～2月28日】

区分	00分	15分	30分	45分
※ 12:00～16:00 リピート				
16時	ニュース インデックス	明石市 淡路3町からの情報	復旧関係者への インタビュー	広域情報1
17時	川西市 宝塚市からの情報	伊丹市 尼崎市からの情報	避難所レポート	広域情報2
18時	芦屋市 からの情報	西宮市 からの情報	復旧関係者への インタビュー(再)	広域情報1(再)
19時	神戸市 からの情報	県警本部 からの情報	避難所レポート (再)	広域情報2(再)

【第2期 3月1日～3月24日】

区分	00分	15分	30分	45分
12時	広域情報	相談コーナー	交通情報1	人物紹介
13時	広域情報(再)	ボランティア レポート(再)	交通情報2	お風呂情報1
14時	広域情報(再)	相談コーナー(再)	交通情報1(再)	お風呂情報2
15時	広域情報(再)	インタビュー(再)	交通情報2(再)	お風呂情報3

区分	00分	15分	30分	45分
16時	ニュース インデックス	広域情報	相談コーナー	人物紹介
17時	インタビュー	ボランティア レポート	明石市 淡路3町からの情報	宝塚市 川西市からの情報
18時	広域情報	伊丹市 尼崎市からの情報	西宮市からの情報	芦屋市からの情報
19時	広域情報	神戸市からの情報	相談コーナー	ニュース ダイジェスト

【第3期 3月25日～3月30日】

区分	00分	15分	30分	45分
12時	今日の動き	広域情報（全般）	交通情報1	人物紹介
13時	広域情報（住宅）	相談コーナー（再）	交通情報2	ありがとうコール1
14時	広域情報（福祉）	ボランティアリレートーク（再）	交通情報1（再）	ありがとうコール2
15時	広域情報（保健医療）	被災地の子供たち	交通情報2（再）	ありがとうコール3
16時	今日の動き	記者と語る 「ちょっとベンを置いて」	相談コーナー	人物紹介
17時	広域情報 （税金、雇用）	ボランティア リレートーク	明石市 淡路3町からの情報	宝塚市 川西市からの情報
18時	広域情報（融資）	伊丹市 尼崎市からの情報	西宮市からの情報	芦屋市からの情報
19時	広域情報（全般）	神戸市からの情報	復旧を支えた人々	ニュース ダイジェスト

【最終日 3月31日】

区分	00分	15分	30分	45分
12時	今日の動き	広域情報（全般）	交通情報1	ありがとうコール
13時	激励メッセージ1	相談コーナー1	交通情報2	サウンドメッセージ1
14時	広域情報（健康医療）	相談コーナー2		サウンドメッセージ2
15時	広域情報（税金）	被災地の子供たち	激励メッセージ2	サウンドメッセージ3
16時	今日の動き 後半のポイント	記者と語る 「ちょっとベンを置いて」	復旧を支えた人々	甲子園レポートなど
17時	激励メッセージ3	ボランティア リレートーク	□被災市町長からのメッセージ 北淡町長 明石市長 宝塚市長	
18時	□被災市町長からのメッセージ 川西市長 伊丹市長 尼崎市長 西宮市長 芦屋市長 神戸市長			
19時	人物紹介 総集編	激励メッセージ4 奥尻の子供達、堺屋太一氏、北海道知事	政府現地対策本部長 兵庫県知事あいさつ	

## エ 「兵庫県震災ネット」の実施

「兵庫県震災ネット」は、兵庫県と国の現地災害対策本部とがメーカー等関係団体の協力のもと、避難所、市役所等にパソコンを提供し、行政情報を商用パソコン通信ネット（N I F T Y - S e r v e、P C - V A N、p e o p l e等）の協力のもと、2月から6月にかけて実施した。

パソコンには通信ソフトウェア、プリンター等をつけ、N T Tの協力により専用回線を確保して、192台設置した。

情報は、「震災ニュース」の内容を中心にパソコン通信ネットに入力し、それらを各ネットがコピーしていく方式（インターVネット-今回の震災時に初めてできたしくみ）をとり、現地サポートは、ボランティアの協力により実施した。募集にもネットを活用し、様々なボランティアグループや個人ボランティア（約60人）、また、企業ボランティア（約10人）の協力が得られた。

ボランティアの活動内容は、避難所を巡回して、パソコン通信の基礎的な学習や使用指導等とともに、各避難所間の情報交流を行った。

震災ネットの利用状況は、パソコン等を平常時から使いなれているなど、利用する人の情報リテラシーに大きく依存しており、有効に活用された所とそうでないところの差が大きかった。

## (3) 国内外へのメッセージ

### ア 県民、国民へ向けて

余震が続く中、家族や住居などを失ったりして生活に不安を抱いている被災者に対して、県災害対策本部長から、非常時における的確な対応を示して不安を解消するため、NHK神戸放送局と折衝のうえ、1月18日未明、人命救助への取り組みや食料や毛布の供給等の被災者救護対策、余震に対する注意、全国への支援要請などについて、本部長から直接全国に向け情報を発信した。

以後も、本部長自らテレビ・ラジオ、新聞、雑誌などの取材に応じ、1月22日のNHKの日曜討論への出演をはじめ、県民や広く全国民に向けて緊急応急対策を説明し、また、各方面への支援、協力などを呼びかけた。

また、新聞紙面による広報として、2月12日には、全国地域情報発信推進協議会の協力を得て、全国紙5紙と神戸新聞において、義援金やボランティア活動などへの県民の感謝の気持ちを伝える知事メッセージを掲載し、一層の支援を要請した。さらに、全国の地方紙の協力のもと、3月17日前後には、寄せられた義援金への知事の感謝のメッセージが、地方紙40紙に掲載された。

### イ 海外支援国へ向けて

海外からのお見舞い状（118件）や救助隊、救援物資、激励の手紙・絵画、被災児童の招待などに対して、5月から知事の礼状に、教育委員会で作成した被災児童・生徒の作文集「震災なんかに負けない」（13編：日本語・英語）を添えて送付した。

また、知事メッセージを外務省及び外郭団体（国際交流基金や国際協力事業団など）の広報資料や在外公館の大使や総領事の講演やニュースレターに活用していただくよう依頼した。さらに、当時県の機関で唯一インターネットに発信する設備を有していた姫路工業大学を通じて、世界的

なネットワークであるインターネットに発信した。

12月には、今回の震災に対し海外から支援していただいた団体、個人に対して感謝状を送付した。

一方、震災支援に対するお礼と復興計画の説明を行うために、在関西の総領事及び在京大使館員も招待して10月30日に領事館サミットを神戸市内で開催した。8年3月には、各国の駐日大使を招待して感謝の意を表す催しを東京で開催。

また、ワシントン州、西オーストラリア州、パリの各事務所において、支援に対する知事の感謝のメッセージ及び震災復興のパネル展を3月～4月に開催した。

なお、諸外国からあたたかい支援を受けた被災地として、5月に発生したサハリン大地震や9月に起こった北朝鮮の大水害対しては、被災した県内市町とともに毛布などの支援物資を送るなど、いち早く対応した。

#### (4) 海外報道機関への情報提供

大震災は、海外の報道機関にも強い関心をもたらしたが、惨状の取材をはじめとし、行政の救援・救護に対する初期対応やライフライン、道路交通網などの復旧、復興に向けての取り組みなど、災害に関するあらゆる面の取材活動が行われ、総合本部にも取材協力などの要請があった。

1月20日にCNNヘスイス救助隊の活動情報を提供、22日にタイ国営放送の被災状況取材に協力したをはじめ、震災1カ月の間にロイター通信、AP通信、韓国文化放送、BBC放送、ワシントンポストなど21社から知事へのインタビューや資料請求、被災地関連の照会などがあり、その後も相次いだが、情報対策部・国際対策部（知事公室）でそれぞれ対応した。

また、外務省海外広報課の依頼により、海外テレビ放映広報用ビデオ「JAPAN VIDEO TOPICS」(放映用は世界70ヵ国、視聴者数延べ13億人)の95年4月号「阪神・淡路大震災からの復興」の制作に協力した。

さらに、7月31日には関西情報発信機能強化推進協議会主催の外国プレスツアーを誘致。知事との懇談会を開催し、復興計画の概要などについて説明したほか、現地視察の案内を行った。

#### (5) 総合的な情報提供・相談窓口の整備

震災に関して、被災者、一般県民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ・要望が数多く災害対策総合本部に寄せられ、それらに的確、迅速にこたえるために、情報対策部（生活文化部）において、総合的な情報提供および相談窓口の整備を図った。

##### ア 情報センターの設置 — 情報窓口の一元化 —

県民等の問い合わせなどに対応する主な窓口としては、震災直後から総合本部室（庁議室）、同事務局（消防交通安全課）、情報対策部（広報課）などがあつたが、各部の情報・相談事業との連携と効果的な情報提供のため窓口を一元化し、1月24日に「情報センター」を設置した。

昼間（9:00～17:00）には、生活文化部職員9人と他府県応援職員4人の計13人、夜間（17:00～

9:00) には、生活文化部職員 5 人を配置し、日々最新の情報・資料の収集、データ更新を図りながら、8 回線の電話を設置し、土・日曜日を含め 24 時間体制で対応することとした。

設置当初は、県の窓口が明確でない問い合わせや、市町業務についての問い合わせなども多く、膨大な件数の対応が連日深夜にまで及びフル稼働した。

スタートの週（1 月 24 日から 29 日）の問い合わせ等の件数は、1 日平均 770 件で、救援物資、義援金、ホームステイ、ボランティアの申し出等とともに、住宅診断、仮設住宅、仮設トイレ、ふる、交通、ライフライン等に関する問い合わせが加わっていった。

この間、各機関が独自に被災者等への各種情報の提供に取り組み始めたが、その主なものは、県立女性センターの「情報ファイル」(1 月 24 日刊行)、県立神戸生活科学センターの「生活情報ファックスネット」(1 月 30 日発信)、広報課の「震災ニュース」(2 月 1 日刊行)などである。

震災から第 3 週(1 月 30 日から 2 月 5 日)に入ると、問い合わせ件数は 1 日平均 360 件程度となり、救援物資等の申し出が大幅に減少し、仮設住宅、交通、ライフラインの問い合わせも減少するなか、状況が少しずつ落ちつきつつあることが伺えた。

このころ、震災関連の全庁の対策についての実施体制が整い、それぞれの相談窓口等も明らかになったので、相談窓口一覧表や「情報センターマニュアル」を作成し、いわゆる相談のタライ回しの防止に努めた。このようなマニュアルをあらかじめ準備できれば、当初から円滑な情報提供が可能になったものと思われる。

第 4 週（2 月 6 日から 2 月 12 日）の問い合わせは、平日で 1 日平均 200 件、土・日曜日はその半数程度となったが、り災証明、融資の具体的な手続きに関する相談が増加した。また、マスコミ等からの被害状況、被害総額の問い合わせも依然として目立った。

第 5 週以降も、1 日平均 150 件と件数は減少したが、義援金等の支給や交通規制など、そのときの緊急対策に係る問い合わせが増加した（2 月 17 日までの問い合わせ件数は 11,384 件となった）。

震災から 1 カ月が経過し、2 月下旬に主要道路の交通規制が始まるのと呼応し、道路規制の内容など交通事情に対する問い合わせが著しく増加した。交通に関する問い合わせだけで 100 件を超える日が現れ、一時減少傾向にあった問い合わせ件数は 2 月 27 日には、1 日の件数 335 件に達した。しかし、それをピークに再び減少傾向をたどり、3 月に入ると平日で 170 件程度となった。

3 月 15 日には、恒常的にさらに充実した陣容で対応する「震災復興総合相談センター」が発足し、情報センター機能を引き継いだ。情報センター開設以来の問い合わせ総件数は、15,701 件であった。

情報センターは、即答できない問い合わせには関係機関へ確認・調査のうえで回答するなどの対応により、概して県民に好評であったと考えているが、各部局等の個別相談窓口の全容把握が早期にできなかったことが反省点であり、今後いかなる災害発生時にも対応できるような情報の収集・整理・提供のネットワークづくりが必要である。

#### イ 生活情報の提供、相談体制の整備

総合本部の各部においてタイムリーな情報提供や専門相談を実施して被災者、県民のニーズに対応したが、その内容はそれぞれの対策のところで記述されるので、ここでは、生活全搬に関する特色ある情報発信、相談について取り上げる。

#### ① 情報ファイル

県立女性センターでは、行政情報並びに民間情報をテーマ別に網羅した「情報ファイル」を1月24日から2月4日までは毎日、2月6日から10日までは隔日、2月12日から3月17日では週2回、3月18日から7月11日までは週1回、改訂・発行して、避難所や県庁各部局・市町等に送付し、県民からの相談に、さまざまな窓口セクションが共通の最新の情報で対応できるようにした。

#### ② 生活情報ファックスネット

多くの県民が住居を失うなど、新聞やテレビ等通常の情報源から必要な情報を十分入手できない状態にあるため、県立神戸生活科学センターにおいて生活再建や救援のため、金融（融資、保険）や衣・食・住関連の商品・サービス情報、各事業所の相談対応窓口情報など幅広いくらしの情報を、具体的な相談事例やわかりやすい解説をあわせて、N T Tの協力を得てファクシミリを活用するなどにより20市町の避難所約1,100カ所等に提供。1月30日から毎日1回、4月28日まで70回送信した。

なお、県立生活科学研究所では、「ポートアイランド生活情報」を1月28日作成して6,500戸に全戸配付。ライフラインの復旧状況、交通アクセス、各種相談や病院の診療時間等の情報提供を行った。3月15日最終号まで11回発行した。

#### ③ セミナーの開催等

「生活科学レポート」震災特集号「震災とくらし」を発行。また、2月20日から、借地・借家臨時処理法と住まいの確保、瓦の品質と価格、プレハブ住宅・木造住宅の耐久性、自転車の点検とパンク修理等について「消費者セミナー」を開催（28回）するなど、情報提供し、生活再建を支援するとともに、くらし再建の課題を提起する啓発事業を実施している。

#### ④ 消費生活特別相談

県立7生活科学センターにおける通常の消費生活相談及び物価ダイヤルの受付・処理を24時間体制に強化するとともに、保険金の支払いに関する問題や被災家電製品の感電・発火など二次災害の不安が生じるなか、専門性の高い生命保険、損害保険、家電製品の3項目について、1月25日から県立神戸生活科学センターにおいて、関係業界団体等の協力により月曜から土曜まで消費生活特別相談窓口を開設した。2月17日まで1カ月間の特別相談件数は生命保険147、損害保険549、家電製品919で計1,615件。生保と家電は3月31日、損保は4月30日まで実施し、期間中の相談件数はそれぞれ生保230件、損保959件、家電2,294件で総件数は3,483件であった。

また、同センターにおいて、借地借家契約、マンションの修復、壊れた家屋や家財の損害補償等法律的専門知識を必要とする消費生活相談に対処するため、2月6日から18日までの期間、神戸弁護士会の消費者保護委員会と同弁護士会姫路支部の協力を得て、国民生活センターとの

共催により、弁護士との面談による特別相談窓口を開設し328件の相談があった。

#### 消費生活特別相談実施状況

分野	期間	受付件数	主な内容
生命保険	1/25～3/31	230	保険掛金・保険金の給付条件、証書の再発行等
家電製品		2,294	転倒・変形・冠水した製品の使用の可否等
損害保険	1/25～4/30	959	加入会社・給付内容の照会、手続き方法等
弁護士	2/6～2/18	328	借地・借家の契約、マンションの再建・修復等

この特別相談を含め7センターでの1年間の震災関連相談は7,981件となった。

#### ⑤ 総合相談・心の相談

県立女性センターでは、震災後、心の悩みや生活の問題についての様々な相談を受け付けてきた。震災後1カ月間での受け付け件数が、2,450件（1日平均約95件）にのぼり、相談のピークとなった1月30、31日には、1日に約250件前後の相談が殺到し、女性問題カウンセラーや弁護士、情報アドバイザー等がその対応に追われた。

相談内容としては、震災直後は、地震の恐怖からくる虚脱感や不眠、身内を亡くしたり家をなくしたことからの喪失感、震災同居に伴う人間関係のトラブルなどが中心であったが、1年を経て、生活再建に関する格差がより顕著になっていることから、絶望感やみじめさの相談、1年間のつらさを再燃させて訴えてくる相談、震災同居が確定的になっての相談が増えてきている。

区分	生き方・生活不安	人間関係	心とからだの不安	労働	就業情報	法律関係	その他	計
7年1月23日～8年1月31日	1,811	1,365	1,154	593	5,769	5,152	3,914	16,758

#### ⑥ 被災者福祉なんでも相談及び聴覚障害者への情報提供

（内容は生活救援部（福祉部）が担当、生活救援対策に記載）

#### ウ 外国人県民への対応

（財）兵庫県国際交流協会が行う外国人県民への生活情報の提供及び相談業務については、所在する神戸交通センタービル（三宮）の損壊のため、震災直後は業務不能の状況であった。

そのような中、1月19日に、県警が生田庁舎内に外国人相談コーナーを設け、英語、中国語、ハングル、スペイン語による外国人県民の安否確認を中心とした24時間体制の相談を開始した。20日からは、災害時における放送要請に関する協定に基づき、K i s s - F Mにおいて英語による外国人県民向けの震災情報を提供することとした。

震災から1週間後の24日には（財）兵庫県国際交流協会が、通訳ボランティアの協力も得ながら、英語・日本語による「緊急外国人県民特別相談窓口」を開設した。また、外国人県民が母国の家族等との連絡ができるようKDD神戸支店の協力により、この窓口に海外向け無料電話を設置した。

さらに、27日には、中国語、ポルトガル語、スペイン語による相談体制を整え、また、2月6日からは、特に専門的な対応が要求される法律と労働の分野での専門相談を開始した。2月17日までの相談件数は645件であった。

3月15日以降は、兵庫県震災復興総合相談センターが設置されたことに伴い、名称を「外国人県民相談」と改め、引き続き相談業務を行っている。なお、8年1月までの相談件数は4,310件（1日当たり約12件）となっている。

また、被災地域へのNGOの活動を調整する組織として「阪神大震災地元NGO救援連絡会議」が設立された。県や(財)兵庫県国際交流協会では、これらのNGO団体とも連携を図りながら、外国人県民に係る情報の収集や通訳ボランティアの紹介、救援資材の提供などの支援を行った。

なお、外国人県民に対する支援については、外国人地震情報センター（後に「多文化共生センター」と改称）、兵庫県定住外国人生活復興センター、神戸YMCAクロスカルチュラルセンター、神戸YWCA学院などの団体が、被災外国人県民の受入れ、外国語による相談、情報提供、貸付金の支給などを行ったところである。

また、被災者と救援活動に参加したNGOを中心に、震災からの生活の再建を目的とした「市民とNGOの『防災』国際フォーラム」が12月8日～10日にかけて開催され、海外のNGOや外務省が参画した国際防災協力シンポジウムなど各種フォーラムや音楽、演劇、炊き出しなどのイベントが実施された。

## エ 震災復興総合相談センターの設置

### ① 設置趣旨

被災者や被災企業に対し、今後の生活再建や復興に向けて必要な情報を円滑かつ効果的に提供するため、あらゆる分野の課題について専門的に対応できる総合かつ一元的な相談窓口を整備することとし、従来の「県民サービスセンター」を改組して「震災復興総合相談センター」を3月15日に神戸市中央区の神戸クリスタルタワー内に設置した。

### ② 相談項目

従来の「県民サービスセンター」における16の相談窓口に、震災復興に関する「総合住宅相談」「福祉・ボランティア相談」等7窓口を新たに加え、23の相談窓口で開設した。

4月27日には「中小企業総合相談」の窓口を開設し、平成8年1月末現在、24の相談窓口で各種相談に応じている。

(平成8年1月末現在)

相談項目	相談内容	相談の曜日と時間	担当	相談件数	
総合住宅相談 (新規)	住宅・まちづくり等に関する 県・市の施策紹介等(一般相談)	毎日 (10:00～17:00)	住宅相談員		
	融資相談	住宅金融公庫関係	月～金(祝日除く) (10:00～17:00)		住宅金融公庫 職員
		公庫以外	毎日 (10:00～17:00)		住宅相談員

相談項目	相談内容	相談の曜日と時間	担当	相談件数	
総合住宅相談 (新規)	住宅取得等にかかる税に関する相談 〈面談のみ〉	日・水(祝日除く) (13:00~16:00)	税理士 (電話予約制)	22,109	
	特 別 相 談	借地・借家、不動産取引等にかかる法律相談 〈面談のみ〉	月・火・木・金(祝日除く) (13:00~16:00)		弁護士 (電話予約制)
		マンション復興	技術相談		木・金・土(祝日除く) (13:00~16:00)
	手順相談		月・火・水(祝日除く) (13:00~16:00)		経験豊かな 専門員
	一戸建て住宅の建築及び補修、宅地防災の相談	毎日(祝日除く) (13:00~16:00)	建築士		
	不動産の売買・賃貸借に係る相談	毎日 (10:00~17:00)	経験豊かな 専門員		
	民間住宅情報の提供	月・水・木・金・土(祝日除く) (10:00~16:00)	宅地建物取引 協会職員等		
労働相談	雇用・失業保険、労使間のトラブルなど	毎日 (10:00~17:00)	労働相談員	611	
	労働法関係	第2・4水 (13:00~17:00)	大学教授 (予約制)		
年金・保険相談 (新規)	各種年金の受給や健康保険の給付内容、手続きなど	毎日 (10:00~17:00)	社会保険労務士	615	
こころの相談 (新規)	被災後のストレスや、心の悩みなどの精神的不安や心の健康	毎日 (10:00~17:00)	臨床心理士	1,338	
消費生活相談	商品・サービスの品質、安全、契約、悪質商法や便乗値上げ等の苦情や問い合わせ	月~金 (9:00~17:15) 土・日・祝日 (10:00~17:00)	消費生活相談員	7,670	
福祉・ボランティア相談 (新規)	社会福祉制度やボランティア情報の提供など	毎日 (10:00~17:00)	福祉相談員	700	
高齢者総合相談	高齢者とその家族の悩み・心配の相談	毎日 (10:00~17:00)	高齢者一般相談員	1,311	
	年金・保険相談	月(祝日除く) (10:00~16:30)	社会保険労務士		
	介護相談	火・水・金・土(祝日除く) (10:00~16:30)	保健婦		
	法律相談 〈面談のみ〉	第1・3木(祝日除く) (13:00~16:00)	弁護士 (電話予約制)		
	健康・生きがいづくり	第2・4木(祝日除く) (13:00~16:00)	健康生きがいづくり相談員 (電話予約制)		
	住宅増改築・介護機器 〈面談のみ〉	第3木(当日祝日の場合は前日) (13:00~16:00)	建築士 (電話予約制)		
	痴呆性高齢者権利擁護	随時(出張相談)	弁護士		

相談項目	相談内容	相談の曜日と時間	担当	相談件数
教育相談	子供のしつけ、学習、進路、奨学金など	毎日 (10:00~17:00)	教育相談員	294
幼児教育相談	子育ての不安や悩みなど	毎日 (10:00~17:00)	幼児教育相談員	534
納税相談	国税、地方税の申告、手続きなど	毎日 (10:00~17:00)	納税相談員	1,030
医療相談 (新規)	被災地での診療可能な医療機関や各種医療情報など	毎日 (10:00~17:00)	医療相談員	641
外国人県民相談 (新規)	外国人県民の生活に関すること (英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語)	毎日 (10:00~17:00)	外国人県民相談員	3,229
	法律相談 <面談のみ>	月(祝日除く) (13:00~16:00)	弁護士 (電話予約)	
	労働相談 <面談のみ>	月(祝日除く) (10:00~17:00)	社会保険労務士 (電話予約)	
外国人人権 相談	人権相談 (英語、中国語)	第2水(祝日除く) (13:00~16:00)	神戸地方法務局相談員	
中小企業総合相談 (新規)	事業再開のための金融、経営など	月~金(祝日除く) (10:00~17:00)	中小企業診断士	327
	法律相談 <面談のみ>	金(祝日除く) (13:30~16:30)	弁護士 (電話予約)	
一般県民相談	日常生活の様々な相談など	毎日 (10:00~17:00)	県民相談員	8,223
県民相談7830	県政に関することから、日常生活上の諸問題など	年中無休 24時間	県民相談員	7,920
法律相談	土地、建物の賃貸借や購入、金銭貸借など <面談のみ>	土(祝日除く) (13:00~16:00)	弁護士 (電話予約)	273
登記相談	所有権移転、相続などの各種登記手続きなど<面談優先>	土(祝日除く) (13:00~16:00)	司法書士 (電話予約)	142
交通事故相談	示談の仕方、保険請求方法など	月・水・木・土 (10:00~17:00)	交通事故相談員	430
	法律相談 <面談のみ>	第1・3月 (13:00~16:00)	弁護士 (電話予約)	
税関相談	海外携行品、輸出入手続き	月・水(祝日除く) (10:00~17:00)	神戸税関職員	87
余暇相談	観光、レクリエーション、スポーツ、文化、趣味などの相談	月~土 (13:00~17:00) 日 (10:00~17:00)	余暇相談員	767

相談項目	相談内容	相談の曜日と時間	担当	相談件数
エイズ電話相談	エイズに関する様々な問題についての相談	月～金(祝日除く) (10:00～17:00)	エイズに関する専門員	1,193
国の行政相談	国の行政に対する要望、苦情、相談など	金(祝日除く) (10:00～17:00)	行政相談委員	26
税務相談	税の申告、手続きなど	第2木 (10:00～17:00)	大阪国税局 税務相談員	15

<月別相談件数>

区分	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
相談件数	件 5,154	件 8,987	件 7,334	件 6,147	件 5,246	件 5,424	件 4,947	件 4,431	件 4,137	件 3,677
面談	356	1,289	1,897	1,744	1,446	1,690	1,383	1,219	1,040	852
電話	4,798	7,698	5,437	4,403	3,800	3,734	3,564	3,212	3,097	2,825

区分	1月	計
相談件数	件 4,001	件 59,485
面談	915	13,831
電話	3,086	45,654

(6) 震災後の生活実態調査

ア 「阪神・淡路大震災における生活財の被害状況調査」

震災時における家具・家電製品等屋内での生活財の被害実態を、県立生活科学研究所で調査した。

- ・調査時期 2月20日～3月24日
- ・実施方法 聞き取り調査
- ・調査対象 おもに神戸・阪神間の378世帯
- ・調査内容 家具・家電製品、住宅設備等の被害及び問題点

〔概要〕

家具の固定の有無や配置の仕方が被害の大小に影響を及ぼしたケースのまとめや、商品自体の改善の必要性及びその方向について提案した。

イ 「震災前・後のくらしー新たな生活基盤づくりー」

未曾有の災害を体験した県民の生活が震災前と後とではどのように変化したのか、その意識と行動についての調査を実施し「安全と安心」を得る生活再建への方向を探った。

実施にあたっては、地域ボランティアである「くらしのクリエイター」601人が各地域で調査にあたり、県立神戸生活科学センターがまとめた。

- ・調査時期 9月6日～22日
- ・実施方法 調査用紙に書き込み（または聞き取り）
- ・調査対象 県内91市町の2,210人
- ・回答者数 1,773人（回答率：80.2%）被災地947人、被災地外826人
- ・調査内容 被災状況、震災前と後との生活行動や意識の変化等

〔概要〕

震災後は、非常時の備えとなる持ち出し袋や非常食品の常備、家族の集合場所の確認など、災害への備えが進み、また、家具や家電製品の上にもものを置かないようになっている。

人間関係については、被災地では56%が近所の人と親しくなったと答えており、また、ボランティア活動への関心も高まり、実際に活動に参加している者も増加していた。

ウ 「阪神・淡路大震災と家族一面接調査による事例研究報告書」

震災は、被災地域の人々の家族生活に大きな影響をもたらした。そして、被災した家族が抱える問題は、被災状況の程度、ライフステージの段階、避難体験などによって様々に異なり、再建へのステップも一様ではない。そこで、(財)兵庫県長寿社会研究機構家庭問題研究所では、一日も早い生活再建とそれへの長期的かつ組織的な対応への基礎資料とするため、被災家族の実情と意識について個別面接調査を実施した。

さらに、平成7年度は、この個別面接調査を踏まえ、アンケート調査により、仮設住宅等での長期的な避難生活上のストレスや再建に向けての具体的な課題を探り、再建へのステップを展望する。

- ・調査時期 3月10日～4月12日
- ・実施方法 聞き取り調査
- ・調査対象 避難所・仮設住宅・自宅等で生活している者（在日外国人を含む）
- ・調査内容 被災による家族への影響、震災を通して見た家族の意識、家族の生活再建への歩み

〔概要〕

家族の絆は、震災前にくらべ、より緊密なものとなっており、また、地域コミュニティは、災害後の混乱を乗り切る有効な資源であったことが証明された。しかし、今後の生活再建に向けては、それぞれの家族での課題は多様であると考えられるので、長期にわたっての情報提供、支援体制の整備が望まれている。

エ 震災被災世帯状況に関する調査研究

被災地の住民が安心して快適に生活できる人間中心の福祉のまちづくりを進める基礎資料を得るため、(財)兵庫県長寿社会研究機構長寿社会研究所では、震災による被災世帯の生活の変貌の実態と今後の復興に向けた要望等を調査した。

調査時期は、在宅者と仮設住宅入居者にわけて、それぞれのアンケート調査を実施した。在宅

世帯調査は、震災後も引き続き被災地域の住宅に居住を続けている世帯(7,300世帯)に対し、調査票の手渡し配布と郵送による回収により、2月28日～3月7日にかけて、また、仮設住宅入居世帯調査は、1,000世帯に対し、面接により3月10日～3月22日にかけて調査した。

〔概要〕

- ① 生活への影響では、職を失ったり、勤務地が変わるなど、仕事や勤務地への影響が大きく、とくに女性への影響が大きくなっている。
- ② 近隣の助け合いが大きな力を発揮し、地域社会の役割が再確認された。
- ③ 今後の暮らしへの展望としては、仮設住宅入居者、在宅者ともに住み慣れたところに住みたいという定住志向が強い。
- ④ 今後のまちづくりに関しては、防災、保健、医療、福祉といった生活に密着した機能の充実を求める声が多い。

以上の点を考慮に入れ、長期的、総合的な視野に立ったまちづくりが必要である。

### 3 避難所、避難住民救援活動

#### 〔概要〕

家屋の倒壊や焼失、ライフラインの断絶、余震に対する不安などから避難住民は増加し、1月23日に避難所数は1,100カ所、避難者数は31万人を超えた。避難所での課題は、水・食料や毛布等の生活必需品の確保から、温かい食事や下着類、医薬品、入浴へ、さらに精神的不安定を訴える人へのケア、プライバシーの保護、心身リフレッシュなどの質的向上対策、さらに、自宅改修、仮設住宅への入居等通常の生活の復帰方策へと移っていったが、県では、1月18日から災害対策総合本部、3月15日からは、これを改組した阪神・淡路大震災復興本部を中心として、このような課題に対し、市町や関係機関との連携により救援活動を展開した。

地震発生直後の神戸市内では、学校等の避難所に入りきれない住民や、家屋倒壊、余震のため屋内生活に恐怖心を持った住民が、厳しい寒さのなか公園等屋外で野宿をする状況となっていた。

1月19日に週末が雨との天気予報が出されたこともあって、屋外避難住民への対応が急務として自衛隊の協力を得て野外テントを設営した。

被災住民の実態把握は必ずしも十分でなく、必要な救助が円滑に実施されない状況で生活への不安が募るなか、避難住民の安全確保や実態把握、要望等への対応、弱者救護、迅速な情報提供等のため、1月20日避難所緊急パトロール隊を編成するとともに、22日には総合的な支援拠点として救護対策現地本部を設置した。

救護対策現地本部は、被災規模の甚大な神戸市内5地区、西宮及び芦屋市内に各1地区計7地区に設置し、本部員（県職員）と医療班、ボランティアスタッフ（各地域の婦人会、民間企業社員等）で構成した。被災住民からの相談・要望への対応、医療相談・診療、避難所緊急パトロール隊の集結基地、ボランティア活動の支援を中心に活動を展開し、半年間に、一般相談6,537件、医療相談12,495件が寄せられ、3,843人の方がボランティア活動をされた。

この本部ではまた、ホームステイや公的宿泊施設等の斡旋受付、近畿・中国・四国ブロックの公営住宅あっせん受付の窓口等も開設された。

避難所緊急パトロール隊は、県職員と警察官合同でパトロールカーを使って神戸・西宮・芦屋各市の避難所を巡回パトロールするもので、スタートから3日目の1月22日に100班体制を確立した。

当初は、相談や緊急要望への対応、避難住民の実態や救護対策の問題点の把握、県・市等への緊急対策等の手配要請を中心に活動し、生活必需品が充足しつつある段階から、安全確認、弱者救護、情報提供へと重点を移し、さらに、仮設住宅への入居促進等被災者の自立支援も行った。7月26日までの半年間で延べ約5万人のスタッフにより延べ10万カ所の避難所を巡回した。

温かい食事やふろなど少しでも生活環境の備わった場所で避難生活を過ごしてもらおうと、勤労者福祉施設、青少年活動施設等の公的宿泊施設、集会施設など宿泊可能な公的施設を2次的避難所として、また、旅館等民間宿泊施設を高齢者や障害者等健康面での不安の大きい避難者を対象にした特別施設としてあっせんを行うとともに、被災家族のホームステイもあっせんした。

公的施設では1,822家族4,637人が利用し、ホームステイも県内外から約11,750件の協力申し出があっ

たが、利用者は85家族160人であった。避難住民の多くが、家族全員での住宅への移転希望や家の近くを離れたくない等の理由から、このような一時的な宿泊施設の利用は予想に反して少なかった。

避難生活の改善については、生活衛生等の対策として、入浴、洗濯、炊き出し、食品衛生、また心身リフレッシュ、被災地の動物の保護などに取り組んだ。

入浴対策については、被災者（おおむね100万人）がせめて1週間に1回は入浴できる機会を設けるため、仮設ぶろの設置等に取り組むこととし、水道復旧の遅れや飲料水確保の優先、給水車確保の難しさ、排水・配電工事の調整に手間取ったりという状況ではあったが、1月29日宝塚市内で利用開始したのをはじめ、自衛隊の協力も得て、仮設ぶろ83基、また温水シャワー189基を設置した。また、入浴可能な浴場やゴルフ場の浴場等の開放状況を調査しておふろ情報を作成し緊急パトロール隊により全避難所に配付した。なお、身体の不自由な方については社会福祉協議会等が移動入浴車などにより対応した。

避難生活も1週間以上経過すると下着類の洗濯が必要となってきたが、日本電機工業会から洗濯機の提供を受け、自衛隊による搬送協力も得ながら、洗剤とセットで北淡町・伊丹市をはじめ1,000台を設置した。また、水道の復旧していない地区を中心に、県クリーニング環境衛生同業組合等による無料洗濯サービスを行った。

食料供給は各避難所で実施されているが、「温かいものが食べたい」という緊急パトロール隊による避難住民実態調査結果を基に実施場所を決め、県食肉事業協同組合、県調理師団体連合会等の協力を得て、49カ所で約5万食の温かい食べ物を提供したほか、生活改善実行グループ、日赤奉仕団等による炊き出しも行った。

また、水と熱源の供給のない条件下での食生活において、食品衛生の確保は大切なことであることから、県内外の保健所職員により、避難所で配付される弁当の衛生確保及びボランティアによる調理サービスに対する衛生指導を重点に巡回指導等により行った。

心身リフレッシュ対策については、受け入れ市町が主体となって1泊2日で温泉地等に避難者を招待する「リフレッシュの旅」を実施し、37,600人が参加したほか、県立ピッコロ劇団による2月～4月と10月～11月の2次にわたる被災者激励公演が実施された。

このほか、社会的弱者の救護、児童こころの相談、医療救護班の派遣、仮設トイレの設置、携帯ラジオの提供など生活の場としての環境整備、各種救援物資の提供や生活再建への支援など、県民運動実践グループ等による支援活動が展開された。

## (1) 避難所・避難住民の状況

### ア 避難所の設置

震災による家屋の倒壊や焼失、ライフラインの断絶、余震や2次災害への不安などから避難住民はどんどん増加し、ピーク時の1月23日には避難所数1,153カ所、避難者数316,678人に達し、その規模は明石市、宝塚市といった中都市の人口を上回るものとなった。

その後、余震の回数の減少、避難勧告の解除、電気・水道・ガスの復旧、2次的避難所のあ

せん、仮設住宅の建設、その他各種生活支援対策の実施、自力による住居の確保等により、減少したものの、1カ月後の2月17日においても、なお961カ所、209,828人が避難所生活を余儀なくされた。

その間の避難所の課題としては、当初は水、食料や毛布、衣料品等の生活必需品、トイレなどの不足であったが、次第に暖かい食事や下着類、風邪薬等の医薬品、入浴などに移っていった。

一方、高齢者等を中心に、体の不調、精神的不安定を訴える人が増えてきており、それに対するケアとか、住宅等の情報の充実、プライバシーの保護、心身のリフレッシュ等、避難所生活の質的向上対策が重要になってきた。

また、震災2カ月半を過ぎた3月末においても約64,000人が避難所で生活を送るなど、避難生活が長期化するに伴って、その生活の改善についても、避難所の環境整備や今後の生活再建への支援などの救援活動を市町や関係機関との連携・協力のもと、展開して行った。

こうした避難所生活の改善等とともに、抜本的により良い生活環境に移っていただくために、仮設住宅への入居や自宅等補修による帰宅等の自立支援対策を積極的に進めるとともに、要援護高齢者・要療養者等の施設入所の促進を図った。

このため、2月19日に全避難者数の8割以上をかかえる神戸市と兵庫県の間で、「震災対策連絡調整会議」を設置し、避難所対策や応急仮設住宅の建設等について協議するとともに、4月26日には避難所を開設している5市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市）の助役と県副知事をメンバーとした「避難所対策協議会」を設置し、被災市と一体となった避難所生活の早期解消を目的に仮設住宅や公営住宅のあっせん・提供、避難所住民の意向の確認、避難所の適正な運用等について対策を講じていった。

#### イ 避難所生活の解消

5月21日には宝塚市が避難所を廃止し、避難所開設市は4市（避難者32,674人）となった。

5月26日には知事及び神戸、尼崎、西宮、芦屋市の各市長をメンバーとする「避難所関係市長会議」が開催され、神戸市は7月末には避難所生活の解消ができるよう全力で取り組むこと、尼崎市は6月上旬に、西宮市は7月上旬に、芦屋市は6月末にそれぞれ避難所生活の解消への意向が示された。

これに従い、6月1日からは各市において避難所生活解消への取り組み方策を作成し、実行していったが、避難者が常時避難所にいないために避難所の実態把握が難しく、また、現在の住所地から離れたくないとの理由から仮設住宅の入居の申し込み・あっせんに応じられない、さらには仮設住宅に当選しても現在地から遠く、通勤・通学できないため入居できないなどの理由から、各市とも避難所生活の解消に困難を極めたが、尼崎市は6月15日に、芦屋市は6月18日にそれぞれ避難所が廃止された。

ちなみに、大震災から半年が経過した7月17日においても、避難者数は17,569人（内訳は神戸市が16,748人、西宮市が821人）にのぼった。

そのうち、神戸市については、大雨の影響による仮設住宅の完成が遅れたこと等から追加建築

の仮設住宅の最終カギ渡しは8月11日となったことを考慮し、8月20日をもって災害救助法の規定に基づく避難所を廃止した。しかし、廃止時には通勤及び通院等の問題から、仮設住宅に入居できない多数の避難者(6,672人)が居たため、避難所が変わる施設として、10カ所(その後12カ所)の待機所を8月21日からスタートさせた。

なお、8年1月17日現在260人の被災者が待機所に生活されており、また、依然として小学校等これまでの避難所や公園のテント等で498人の被災者が避難生活を余儀なくされている。

また、西宮市においても、追加建設した仮設住宅の完成により避難者に見合う仮設住宅が確保できたことから、ようやく7月31日をもって災害救助法の規定に基づく避難所を廃止した。しかし、被災地近くの仮設住宅を希望する避難者は、その後も47カ所の避難所に739人が生活していたため、市単独で食事等の供与をしていたが、避難者すべてについて仮設住宅等での生活の場が確保されたので、9月30日をもってすべての避難所が廃止された。

〔避難所数及び避難所に生活する方の推移〕

項 目	1月19日	1月20日	1月21日	1月22日	1月23日	1月24日	1月25日	1月26日
避難所数	984	998	1,079	1,097	1,153	1,138	1,127	1,127
避難者数	274,780	282,756	311,476	297,313	316,678	307,022	291,147	295,696

1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日
1,120	1,088	1,068	1,045	1,035	1,037	1,027	1,018	1,019
284,575	274,999	268,874	270,686	264,141	260,698	257,512	250,067	246,557

2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日	2月10日	2月11日	2月12日	2月13日
1,033	1,029	1,003	1,003	996	995	989	987	975
246,871	239,271	230,651	227,560	226,122	223,919	222,564	222,528	218,724

2月14日	2月15日	2月16日	2月17日	3月17日	4月17日	5月17日	6月17日	7月17日
970	964	966	961	789	639	500	379	332
215,745	213,379	212,515	209,828	77,497	50,466	35,280	22,937	17,569

8月17日	9月17日	10月17日	11月17日	12月18日	1月17日
(31) 222	(109)	(82)	(70)	(60)	(40)
(181) 8,491	(2,837)	(1,884)	(1,354)	(1,042)	(758)

(注)  
8月17日以降の数値の( )  
は、災害救助法対象外の避難所  
及び避難者数

(2) 避難生活の総合的な支援

30万人を超える被災者が避難生活を強いられる中、被災住民の実態把握は必ずしも十分でなく、食料や物資の供給等、必要な救助が円滑に実施されない状況で、被災住民は生活への不安を募らせていた。

これら避難住民の安全確保、要望・相談への対応、弱者の救護及び情報提供のため、緊急救援活動部（生活文化部）では、1月20日から県職員と警察官の合同による「避難所緊急パトロール隊」を編成するとともに、同パトロール隊とも連携しながら、被災住民の緊急な生活、医療等にかかる総合的な生活支援を行うための拠点として、22日から「救護対策現地本部」を7地区に設置した。

#### ア 救護対策現地本部の設置

##### ① 本部の開設及び当初1カ月の状況

地震発生直後の神戸市内では学校、公民館等の避難所に入りきれなかった住民や、家屋の倒壊と度重なる余震のなか屋内生活への恐怖心を持った住民が、厳しい寒さにもかかわらず公園等の屋外で野宿をする状況となっていた。

1月19日の週間天気予報で22日が雨との予報が出されるなど、屋外の避難者への対応が急がれたため、20日、野外テントの設置について検討を始めるとともに、各市に照会して、18カ所4,450人の避難者を確認した。翌21日、自衛隊にテントの設営を要請する一方業者発注を行い、避難者が野宿していた11カ所に設営した（31日までに神戸市内27カ所、522張設置）。

また、被災規模の甚大な神戸市内に5カ所、西宮市及び芦屋市内各1カ所の計7地区に、避難者に対する総合的な支援対策を行う拠点となる「救護対策現地本部」を22日午前10時から開設することを決定し、その準備に取りかかった。

21日深夜からテントの設営、電気・電話工事の発注、必要備品類の調達、現地本部駐在職員及び医療班の編成等、現地本部開設にかかる一連の作業に入ったが、業者の手配の混乱、交通マヒ状態などにより難航を極めた。また、芦屋地区においては、予定地の芦屋大学総合グラウンドが液状化現象により代替地の確保が急務となった。

22日雨の中、芦屋地区を除く6地区については、予定通り救護対策現地本部を開設した。現地本部員3人と医師、看護婦からなる医療班で構成された現地本部は、テントと机・イスに携帯電話が1本で、暖房器具も寝具も無いなか、24時間体制の活動が始まった。また、地区によっては地元の市や自治会との調整に手間取り混乱が重なった。

この日だけで6地区合わせて相談・苦情等の件数が125件、診療件数は167件に及んだ。

芦屋地区の代替地の選定が難航したが、23日、松浜公園に開設した。24日からは各現地本部に3人（一般職員）が増員され現地本部員は6人となった。また、この頃から電話の増設、自転車の配置、FAXその他設備類も次第に充実してきた。また、25日にはホームステイの斡旋受付及び公的宿泊施設等の斡旋受付の窓口が併設され、新たに5人がこの事務にあたった。

#### 〔各地区医療チーム〕

東灘地区	県立尼崎病院
灘地区	自衛隊医師団
中央地区	県立加古川病院
兵庫地区	県立柏原病院
長田地区	県立成人病センター
西宮地区	自衛隊医師団
芦屋地区	福井県医療団

さらに、28日からは近畿・中国・四国3ブロック各府県の公営住宅のあっせん受付窓口が開

設され、3ブロックから3人ずつ計9人の他府県職員の応援体制が敷かれた。この時期、救護対策現地本部を中心とした救助活動機能は急ピッチで拡充されていった。

なお、ホームステイ及び公的宿泊施設のあっせん受付は、現地本部の業務として6月30日まで実施され、期間を通してホームステイの相談件数は1,166件、公的宿泊施設の相談件数は、2,839件であった。

この間、婦人会、ボーイスカウト・ガールスカウトをはじめとする多数のボランティアが参加し、その活動は、現地本部の手伝いや近隣避難所での炊きだし、掃除、物資の整理等に献身的な活躍があった。しかし、地区によっては1避難所で複数のボランティアが同じ活動をするなど問題もあった。

なお、長田地区については、交通事情、敷地の狭さ等の問題から28日に真野公園から県立文化体育館東側に移転した。この長田地区新本部には、本部用テントのほかに、カナダ政府から供与のあったカナダ製大型テント（スプラング・シェルター、以下「カナダ・テント」という）を2基設置し、うち1基は医療チームの診療所に、残り1基は物資保管用として利用した。

〔現地本部設置場所〕

東灘地区	野寄公園（東灘区本山西岡本3丁目）
灘地区	浜田公園（灘区浜田町2丁目）
中央地区	宮本公園（中央区宮本通3丁目）
兵庫地区	門口公園（兵庫区門口通2丁目）
長田地区	県立文化体育館東側 (長田区蓮池町1丁目)
西宮地区	安井小学校グラウンド（安井町1丁目）
芦屋地区	松浜（芦屋）公園（浜芦屋町5丁目）

カナダ・テントは29日に中央地区現地本部にも設営され、医療チームの診療所として活用したのを始め、以後すべての現地本部に1基（西宮地区は2基）を設置、東灘地区は医療チームの診療所、灘地区は避難所、兵庫地区と芦屋地区は避難者の集会施設、西宮地区は教室・物資保管用としてそれぞれ利用するなど、現地本部の運営にあたり重要な役割を果たした。

〔救護対策現地本部の機能〕

- ・被災住民からの相談、要望への対応
- ・被災住民に対する医療相談、診療の実施
- ・緊急パトロール隊の地区集結基地
- ・ボランティア活動に対する支援

1月29日に、7地区合わせて243件とピークに達した現地本部への苦情・相談件数は、30日以後徐々に減少の方向に向かった。被災住民は多少落ち着きを取り戻し始めたものの、このころから要望が多様化し、食料、衣料品等の緊急的物資の要望から、仮設トイレ・仮設ぶろの設置、仮設住宅の入居に関する事など広範囲に及び、現地本部員はこれらの窓口の紹介等に追われることとなった。

被災住民からニーズの高い住宅問題の相談については、中央地区、長田地区、西宮地区の各

現地本部において2月6日から11日まで、岡山・大阪両弁護士会の協力を得て家屋倒壊によって生じる借地、借家の問題を中心とした法律相談を実施した。

このほか、民間企業の社員が現地本部の業務支援を行ったり、カナダ・テント内で子ども向けのイベントが実施されるなど、多種多様なボランティア活動が行われた。

さらに、2月下旬には民間企業から被災者救護活動のため、自社開発のフレキシブルハウス（コンテナ型で3分間で建ち上げ可能）8基を無償貸与する申し出があり、各現地本部で医療班の診療所、医薬品の保管庫などに活用させていただいた。

2月14日から16日にかけて東灘地区、灘地区、中央地区、長田区、芦屋地区の各現地本部に米軍テント合計27張が嘉手納基地の在日米軍の協力により設営され、東灘地区と芦屋地区はボランティア用に、灘地区と長田地区は避難所、中央地区では物資保管用にそれぞれ活用された。

カナダ・テント及びフレキシブルハウスは、施錠が可能であるため、日勤体制に移行した際、現地本部での夜間の重要物品の保管庫としても大変役立った。

この時期の現地本部は、避難住民からの多様な要望に対応し、現地本部の医療班と他の救護所との役割分担の調整、ボランティアの活動場所のコーディネート等、その活動が最も活発な状態にあった。

2月17日まで1カ月間の相談等の件数は、1月29日の243件をピークに3,415件、医療等の件数は26日の547件をピークに7,784件、ボランティア活動は28日の181人をピークに2,097人であった。

## ② 震災後100日までの状況

その後、2月17日から3月17日まで1カ月間の相談件数は5,117件（一般相談は1,576件、医療相談は3,541件）、4月17日まで1カ月間の相談件数は、1,953件（一般の相談は783件、医療相談は1,170件）と減少し、現地本部におけるボランティアの活動人数もそれぞれ1,532人、199人と減少していった。現地本部は、避難者数の大幅な減少により、日常の生活相談から住宅相談やパトロール隊基地としての位置づけが高まっていった。また、この後現地本部は、避難住民が仮設住宅への入居など自立へのステップを刻むなかで、ライフラインの復旧など被災地の落ち着きとともに、その機能は徐々に縮小されていった。一方、相談内容は、仮設住宅の入居に関するもの、家屋解体・修理に関する問い合わせ等、市で処理すべき事柄が多くなり、地元市など関係機関との連絡・調整の機会が多くなってきた。

このようななか、夜間の緊急生活相談はほとんどなくなったことから、3月11日をもって現地本部の体制を24時間体制から日勤12時間体制（9:00から21:00）に移行した。

また、3月15日、兵庫県阪神・淡路大震災復興本部の設置と同時に、現地本部体制は6人体制から5人体制に縮小するとともに、業務に避難所緊急パトロール隊活動への協力・支援を加え、クールの初日に現地本部の班長は、パトロール隊本部（県庁）で「班長会議」を開き、パトロール隊業務につき、互いに情報や意見の交換を行い、現地本部員の班長がパトロール隊への「パトロール隊の業務マニュアル」の説明を行うこととなった。これにより、現地本部での

住民との直接の対応は少なくなりつつあったが、パトロール隊が避難住民から受けた要望内容についてのフォローや情報提供、物資の手配などの業務が増えていった。

また、屋外避難所に設置された自衛隊テントに付随するストーブに使用する灯油（県負担）については、自衛隊を通して配送していたが、3月17日以降神戸市にその役割を移した。

震災時より現地本部に併設されてきた医療班は、県立病院、他府県の医療チーム等の応援を得て医療相談、診療行為を行ってきたが、3月下旬に至り、診療内容の変化（外傷や風邪から慢性疾患に比重が移っていること）や患者の減少並びに地域の病院・診療所の復旧が進展し、再開されてきたことから、被災地における救護体制の再編のなかで、3月31日をもって終息した。この終息に伴い、現地本部では、地域住民への事前周知、使用テントの撤収、県薬務課と調整のうえ薬剤の処理などを行った。

4月27日震災後100日目を迎え、自衛隊の被災地からの撤収により、神戸市内の屋外避難所に設置されている自衛隊テントについて、テント生活者の状況、神戸市における避難所管理の実態等を勘案し、県が管理することとなった。

ちなみに、屋外避難所の自衛隊テントについては、4月28日の設置数は29カ所494張であり、避難者数の減少に伴い、空きテントの撤収を行う必要があったが、入居状況の把握が困難であるため、即座には撤収できなかった。その後も神戸市内29箇所の自衛隊テントの屋外避難所は維持されたが、5月中旬以降、神戸市内の現地本部で自衛隊テントの管理を重点的に実施し、6月7日に屋外避難所から60張の空きテントを回収し、自衛隊に返納するなど、7月17日までに109張(22%)を空きテントとして引き上げた。その後も神戸市との連携のもとテント生活者との交渉を重ねるなかで撤収に努めた。

### ③ 現地本部の撤収

5月のゴールデンウィークを過ぎると、各現地本部における被災住民からの直接の相談は極端に少なくなり、避難所生活の長期化が予想されるなかであっても、避難所生活自体はようやく落ち着いてきた。避難所及び避難者数が減少するなか、パトロール隊の発着基地としてパトロール隊の支援業務や地域内自衛隊等テントの管理が中心となっていた。

パトロール隊の支援業務としては、毎日、パトロール隊の現地本部への帰着後、作成した報告書の内容を点検し、現地本部として対応しうる情報提供や物資の要望については、翌日のパトロールの際に避難所へ送付、回答できるように手配するとともに、パトロール隊本部での対応が必要な事項を整理し、報告書と共にFAXで県本部へ送信した。

避難住民からの苦情や不満の内容も、具体的な生活環境に係るものから避難所対策、仮設住宅対策、義援金配分などに対する問い合わせ、不満、苦情など県の考え方を問うものに変わってきており、現地本部とパトロール隊本部との連携が非常に重要な時期に入っていた。

芦屋市では、5月下旬に入り、避難所の統廃合が急速に進展し、避難住民も激減したことから、避難所パトロールに併せて実施していた仮設住宅パトロール（5/25～6/2の3クール）の終了に合わせて、芦屋市の救護対策現地本部を6月3日に廃止した。しかし、5カ月半の活動を

通して、地域住民、地元自治会役員やボランティアとの連携を深めており、これらの人々への周知、各種テント等の撤去、電話・電気設備・床板の撤去、備品・器材の引き上げ、返納、備蓄物資の物資基地（大阪空港）への搬入などのため、完全撤収には廃止後20日を要した。

また、他の現地本部では、同じく6月3日から、生活物資、ホームステイあっせん等の処理件数の減少及びパトロール隊の縮小等の状況を踏まえ、5人体制から3人体制に縮小した。

また、避難所では避暑対策が強く望まれ、現地本部からの要請も含めて関係市において、反射シート・扇風機・保冷庫・冷蔵庫の設置、防虫剤・消臭剤の配布など環境衛生面の支援が実施された。

7月下旬になると、神戸市及び西宮市において、各避難所とも避難所生活そのものは落ち着きを見せるとともに、神戸市では、避難人員の多い避難所には常駐の市職員が配置され、その他の避難所には週2回程度、市職員が巡回を行うようになり、また、西宮市では、すべての避難所の管理者と連携を密にして、避難所内の全世帯を把握するなど十分に管理が行われ、特に問題がなくなっている状況になるなど、両市とも避難所管理体制が整ってきた。そのため、事前に屋外避難所リーダー、地元自治会役員、地元ボランティアなどに状況説明を行い、これまでの協力、支援を謝し、7月26日をもって、神戸市内5カ所、西宮市1カ所、計6カ所の現地本部を廃止し、8月10日に完全撤収した。

〔救護対策現地本部の相談状況〕

〔件〕

区 分	1月22日～3月31日	4月1日～7月26日	計
一 般 相 談	5,433	1,104	6,537
医 療 相 談	12,495	0	12,495
計	17,928	1,104	19,032
現地本部の斡旋により活動したボランティアグループ	586	25	611
	( 3,816人)	( 27人)	( 3,843人)
合 計	18,514	1,129	19,643

〔その他の業務〕

○雨天対策について

- ・自衛隊テント（526張）
- ・カナダ・テント（9張）
- ・米軍テント（24張）
- ・フレキシブルハウス（8基）等の設置
- ・業者テント（レンタル88張）

○現地本部のあっせんにより活動したボランティア

〔婦人会、ボーイスカウト、ガールスカウトを始めとする多数のボランティアが現地本部の紹介により、支援活動に参加し、掃除、物資の整理等、避難所生活に密着した献身的な活躍をして、避難住民の生活を支えた。〕

## イ 避難所緊急パトロールの実施及びパトロール隊を通して見た避難住民の状況

### ① 避難所緊急パトロールの実施

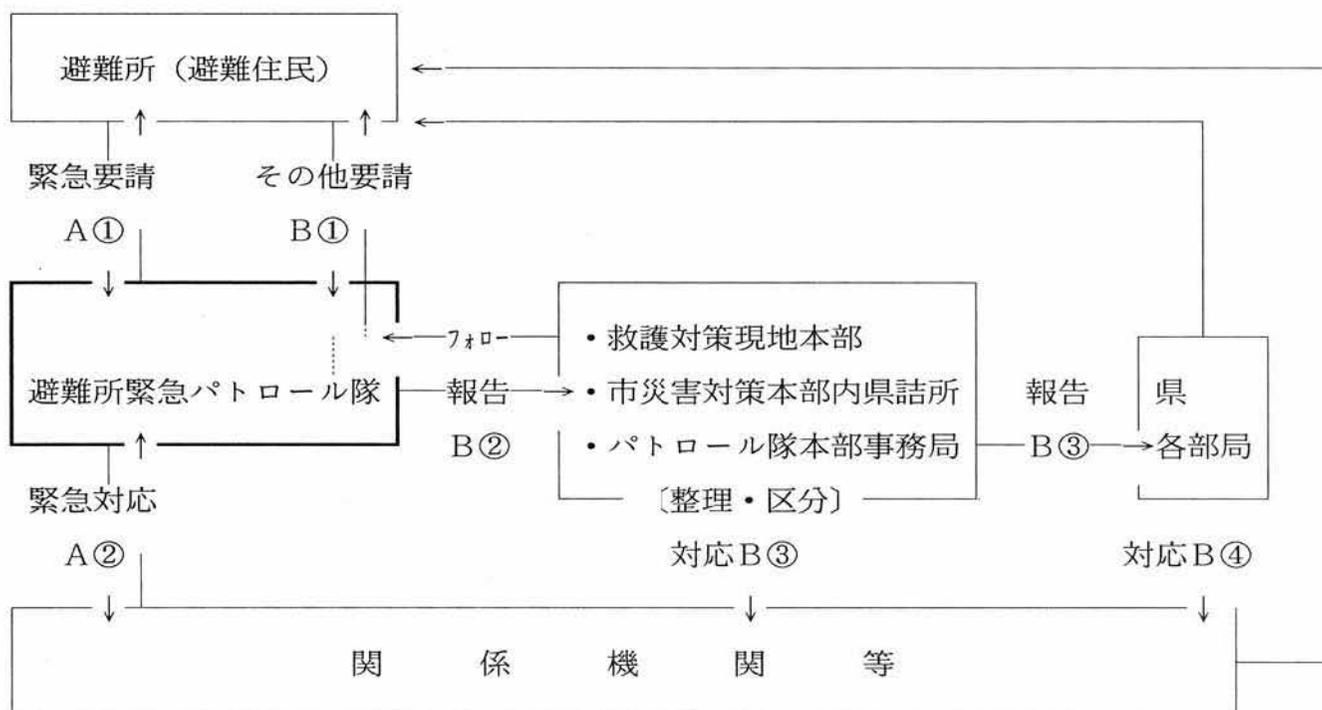
#### (7) 避難所緊急パトロール隊の設置

震災に即応して編成された「避難所緊急パトロール隊」は、避難所の巡回を通して避難住民の不自由な避難所の生活環境の改善を図るとともに、その切実な声を聞き、できる限りの対応をして不安の解消に努めるため、①避難住民の苦情相談や緊急要望への対応、②避難住民の実態・動向及び救護対策等問題点の把握、③緊急対策等についての県・市の関係機関への手配要請などを任務として、1月20日に発足し、震災による被害の大きかった神戸市、西宮市、芦屋市の避難所、避難住民を対象に巡回パトロールを開始した。

パトロール隊は、県職員2人、警察官3人、パトロールカー1台で構成し、33班でスタート、21日は50班、22日以降は100班（500人）体制になり、おおむね1日当たり、各班8カ所、延べ800カ所の避難所を巡回することとした。

また、3市の災害対策本部に県災害対策本部員2名（神戸市のみ警察官2名を含む4名）が駐在し、パトロール隊の総括、パトロール隊からの報告の取りまとめ、県災害対策本部への定時報告及び県・市の連絡調整にあたった。

[避難住民の要請等への対応フロー図]



パトロール隊は、救護対策現地本部が設置されている神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区及び西宮市、芦屋市では現地本部、また、現地本部が設置されていない神戸市各区では各警察署を発着の基地とし（1月24日まではすべて各地域警察署が発着基地）、午前10時から午後6時まで各避難所の巡回を行った。県職員のパトロール隊員は、3日クールで交代し、その都度、県本部から説明員を派遣して「業務マニュアル」に基づく説明会を各救

護対策現地本部及び各地域警察署で行った。

また、隊員は、外見からはっきり分かり、避難住民に安心感を与えるように、制服上着、腕章、名札を着用し、携帯電話（携帯電話事業者の協力等）、ハンドマイクを携帯した。

巡回パトロールを通して避難住民の状況や要望、苦情を報告書にまとめ、毎日パトロール終了後（午後6時すぎ）にファクシミリにより、各救護対策現地本部からパトロール隊本部に報告し、本部ではその日のうちにそれを整理・分析し、翌日午前7時から開かれる災害対策本部会議に報告し、緊急を要する案件は同会議で即決された。特に避難所からの要望については、できる限り翌日のパトロールで対応できるよう、その会議での検討経過、結果などを携帯電話でパトロール隊員へ連絡し、フォローアップするという形をとった。

#### (イ) パトロール隊活動の推移

パトロール開始直後は、各避難所への生活必需品の迅速な搬送が急務であった。また、多種多様な避難住民の声を聞き、安心感を与えるとともに、要望を受け止め、関係機関との連携によりその対応に努めた。なかでも、物資の搬送は当初、交通事情の混乱によりスムーズに行うことができなかった。避難住民の意見をまとめ、苦情を聞くなど、多忙で疲れきった代表者の相談に応じることもしばしばあった。

避難住民が、今後の見通し、詳細な情報を強く求める中で、1月27日には兵庫県からの広報をより正確に避難住民に伝達する手段として、3市の全避難所に「兵庫県災害対策本部からのお知らせ」の掲示板の設置及び掲示場所の確保を行った。

また、災害対策本部の要請により避難住民の実態・動向及び救護対策等問題点の把握のため、震災1カ月の間に「福祉施設等緊急一時入所希望調査」「ボランティアニーズの把握調査」「避難所における健康医療関係調査」「避難所の生活実態調査」を実施した。また、その後も、3月までにボランティア・炊きだし状況調査、避難所状況調査を、4月から7月の間に避難所における世帯数等の把握調査、ボランティア活動状況調査等を実施するなどその時々様々な調査を行い、県の震災対策に基礎資料を提供した。

#### (第1次パトロール隊再編)

被災後3週間が経過し、一時的に避難していた住民が多い神戸市垂水区、西区、北区においては、避難者数がかなり減少し、また、昼間は避難住民が2人以下の施設が数カ所あり、避難勧告の解除や住宅の修理、ライフラインの復旧等の見通しから、閉鎖する避難所が出てきた。一方、大規模な避難所が依然として多い灘区、兵庫区、長田区の避難所では、避難生活の長期化に伴うストレスの蓄積により精神不安定に陥る避難住民が増え、きめ細やかな対応が求められていた。このため、2月12日から地域別の隊員配置について、避難住民が著しく減少している垂水区、西区、北区のパトロール隊を減員し、逆に、依然として大規模な避難所が多い灘区、兵庫区、長田区のパトロール隊を増員する変更を行った。

このころには、避難所での生活必需品が一応充足され、徐々に落ち着きを見せはじめたため、パトロールの重点目標を①避難住民の安全確保、②弱者の救護、③情報提供の強化へシ

フトした。2月16日現在、避難所への掲示板設置が268カ所（避難所116カ所、学校152校）となり、情報提供のハード面での充実が図られた。

震災2カ月ごろまでの活動は、市の避難所対策を補完する形で、緊急物資（毛布、衣類、医薬品等）の対応、警察官との合同巡回による避難住民のトラブルや浮浪者対策への対応さらには救護対策現地本部の医療班や福祉事務所等と連携したお年寄りや病弱者に対する医療福祉施設への入所対応、全避難所への広報掲示板の設置や震災ニュースの配布などの情報提供、避難所の実態・動向についての基礎調査などであった。

#### （第2次パトロール隊再編）

神戸、西宮、芦屋の3市の避難者数が3月10日現在626カ所80,840人（神戸市445カ所69,320人、西宮市136カ所8,040人、芦屋市45カ所3,480人）と減少し、避難所昼間人口の減少、道路状況の好転、各種巡回相談の増加などと相まって、避難所情勢も大きく変化したため、3月11日から（神戸市は3月14日から）、治安が安定し、落ち着いている小規模避難所への巡回時間を短縮し、大規模または住民間のトラブルなど課題を抱える避難所へは、夜間パトロール（13時から20時まで）を実施することとし、編成を100隊から50隊に縮小した。

また、3月15日、兵庫県阪神・淡路大震災復興本部の発足に伴う組織強化の一環として、救護対策現地本部機能にパトロール隊業務への協力・支援を明確化し、1クールごとにパトロール隊本部に現地本部の班長に集まってもらう「班長会議」を開催することとした。避難住民の関心が、住宅、融資などの自立へ向けてのきめ細かい情報を求めるようになってきたためであり、迅速かつ的確なきめ細かい情報提供が、大変重要な要素となっていた。

4月27日、自衛隊の撤収と同時に、他府県応援警察官及びパトロールカーも撤退したため、兵庫県警覆面パトロールカーを利用し、同行警察官も3人から2人となった。

さらに、5月中旬・下旬には、被災地全体の仮設住宅の必要戸数の把握と仮設住宅への入居促進を図るため、「仮設住宅状況調査」を実施した。5月25日から6月2日までの9日間、避難所パトロール隊50班を活用し、その巡回地域を再編成し、避難所パトロールに併せて、3市内257カ所の仮設住宅に対し、仮設住宅周辺の生活環境の実態把握、入居の状況及び入居者の声を聴取した。

#### （第3次パトロール隊再編）

西宮市、芦屋市の避難所の集約化及び神戸市の避難住民の仮設住宅入居促進により、5月31日現在での3市の避難者数は426カ所28,968人（神戸市336カ所26,545人、西宮市88カ所2,335人、芦屋市2カ所88人）と大幅に減少し、避難所生活の安定化が一段と進展し、また3市の避難所の管理、運営体制が充実されたため、6月3日からパトロール隊を50隊から30隊（神戸市24隊、西宮市6隊）に再編した。なお、避難所の集約化が終了した芦屋市のパトロール隊2隊及び市災害対策本部駐在の県本部員を廃止した。

#### （パトロール隊の廃止）

7月に入り、全体として避難所生活そのものは完全に落ち着いていった。神戸市、西宮市

では、既に避難所への職員の常駐や巡回活動を通じて、避難所の管理運営体制を整えており、また、警察による避難所及び仮設住宅の安全対策も一段と充実強化されるなかで、パトロール隊を通しての県の避難所対策及び救護対策はほぼその目的を達したと思慮された。このため、7月26日をもって、避難所緊急パトロール隊業務を終了した。併せて、神戸市、西宮市の災害対策本部駐在の県本部員も廃止された。この時までにはパトロール隊の従事総数は県職員延べ21,086人、警察官延べ35,648人、計56,714人であった。

県職員のパトロール隊員は、普段はデスクワークをしている職員が交代で従事したため、避難所パトロールという不慣れで苦労も多かったと考えられるが、災害救助への使命感から懸命な努力をした。

神戸市災害対策本部駐在の県本部員は、県下避難者の80～85%を占める最重要地域にあって、県と神戸市との間で、①神戸市災害対策本部員会議や記者発表資料の県災害対策本部への提供②パトロール隊からの各種問い合わせに対する支援③県・市の各部局間の連絡調整、情報収集・提供などを行った。

西宮市及び芦屋市の災害対策本部駐在の県本部員は、救護対策現地本部員とともにパトロール隊員を総括し、報告事項の取りまとめやパトロール隊本部への定時報告のほか、県・市の連絡調整、情報収集・提供等を行った。

#### (半年間の活動)

避難住民の安全では、当初は、避難所住民間のトラブル、浮浪者、不審者への対策から、衣・食にかかる問題まで多面にわたっていたが、終了時には、違法駐車、少年の夜遊び、アルコール依存者への対応がほとんどであり、その件数は3月下旬までの1日あたり平均17.5件が7月下旬には平均2.1件となった。また、パトロール時における警察官による避難住民の安全確認の対応件数は、全体で1,568件（1日あたり平均8.3件）であった。

社会的弱者への対応では、高齢者・母子家庭等社会的弱者に対し、当初よりきめ細やかな対応に心掛け、医療に関すること、福祉施設へのあっせんなどを行ってきたが、避難所の中で緊急の措置を必要とする弱者はほとんどいなくなった。

#### (今後の課題・教訓等)

個々の市域を越えた広範囲の被災下で、市自体の機能が停止あるいは低下したため、県は市との役割分担等を未調整のまま、市の役割を補完するために緊急にパトロール活動を実施したため、情報の提供、物資供給等において、同一避難所に県・市が個々別々に情報や物資を提供するなど、後に被災市が行う避難所対策と重複をきたし、その都度市と調整する必要が生じた。

また、パトロール要員として長期的に多数の職員(1日あたり県職員200人、警察官300人)が必要となり、本来業務を持った職員が臨時的に3日交代で従事したため、避難所住民との意思疎通を欠く事態が生じ、トラブルが発生したケースも見られた。

住民の要望を的確に情報を災害対策に繋げるシステムが確立しておらず、避難住民からの

様々な要望を適切に関係機関へつなぎ、迅速かつ的確に対応することができなかつた。さらに、全国から集まったたくさんのボランティアグループ等と適切に連携が取れていれば、もっと効率的な活動ができたと考えられる。

〔避難所生活にかかる相談・要望〕

(件)

区 分	1月17日～3月31日	4月1日～7月26日	計
避難住民の安全確認	1,239	329	1,568
弱者への対応	847	142	989
避難所生活に係る相談・要望	4,784	2,019	6,803
計	6,870	2,490	9,360

〔救援物資等の供給〕

区 分	1月17日～3月31日	4月1日～7月26日	計
① 下着(枚)	541,485	8,460	549,945
② 水(ペットボトル:本)	125,733	24,743	150,476
③ カップ麺等(食)	111,083	2,196	113,279
④ 毛布、布団(枚)	110,121	1,578	111,699
⑤ トイレットペーパー(個)	84,423	19,807	104,230
③その他(使い捨てカイロ、防水シート、マスク、ゴミ袋、断熱シート他)	198,604	61,137	259,741
計	1,171,449	117,921	1,289,370

〔定期的な情報提供〕

「震災ニュース」(No.1～20 1,059,750部) 「ニューひょうご」(No.1～7 311,350冊)  
 「こころのケア通信」(No.1～16 54,000部) 「生活情報ファックスネット」(No.1～70  
 1,150カ所)、その他おふる情報や外国人にも配慮した情報等

〔パトロール隊活動状況〕

地域別	県職員①	警察官②	計①+②	延べ班数	延巡回避難所数
神戸市	15,794人	26,871人	42,665人	8,125班	75,909カ所
西宮市	4,170人	7,100人	11,270人	2,140班	20,031カ所
芦屋市	1,102人	1,677人	2,779人	552班	5,152カ所
計	21,066人	35,648人	56,714人	10,817班	101,092カ所

	県職員①	備 考
1/20～1/21	150人	1/20 16:00 ～ 出発式
1/22～3/10	9,588人 (200×45) (196×3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パトカー 100台、3日ごとのローテーション</li> <li>・地域別内訳の変更 (2/12)</li> <li>・第5クール(2/3～2/5)のみ厚生省職員12人 (4日×3日) が参加</li> </ul>
3/11～3/13	528人 (176×3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西宮・芦屋市の縮小(100台→88台) (神戸75台、西宮20台、芦屋3台)</li> </ul>
3/14～4/27	4,500人 (100×45)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市の縮小 (88台→50台) (神戸75台、西宮10台、芦屋3台)</li> </ul>
4/28～6/ 2	3,600人 (100×36)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官を3人から2人に変更</li> </ul>
6/ 3～7/26	2,700人 (50×54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮小 (50台→30台) ・芦屋市の廃止 (神戸24台、西宮6台)</li> </ul>
計	21,066人	

## ② パトロール活動を通して見た避難住民の状況

### (ア) パトロール隊業務開始当初1カ月の状況

厳冬の時期であり、避難住民の生活は大変厳しいものであった。避難住民からは、次のような生活に最低限必要な物資の希望と、汚水やふろの整備等、衛生面の要望が多かった。

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレ、ゴミ処理</li> <li>・ボランティア</li> <li>・衣料 (特に下着)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふろ入浴</li> <li>・生活必需品 (おむつ、生理用品、ティッシュ等)</li> <li>・夜間パトロール</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・暖房器具</li> <li>・果物、野菜類、炊き出し</li> </ul> |
|--|---|---|

しかし、1月末の「避難所の生活実態調査」の結果、避難所生活の一部に不自由を感じている避難所が60%程度となり、各避難所とも一応の落ち着きを見せ始めた。また、2月初旬から、避難所にも通水が始まったことから、洗濯機などの要望が出始めた。1月31日の「原則として仮設住宅を希望する人全員に提供する」旨の知事談話への期待が寄せられ義援金、罹災証明についての問い合わせが多くなるなど、自立へ向けての救護対策に関心が寄せられるようになった。また、避難所内の社会的弱者に目配りができるようになってきたが、その一方で精神的ケアを求める声も強くなってきた。そのような中で、医療チーム、ボランティア医師等の巡回及びボランティアの活躍が避難住民の大きな心の支えになった。

2月中旬には、避難所において自治組織が組織され始め、生活必需品は充足されつつあった。自炊を求め、調味料、食材の供給が始まった。さらに、避難住民と外部者とのトラブル、不審者のはいかい、宗教勧誘者の避難所内への立ち入りなど防犯上の問題が出てきた。学校が避難所になっているところでは、親から授業再開へ向けての対策を強く求められた。

### (イ) 震災後100日までの状況

2月下旬に入ると、避難所内での自治組織が機能し、避難所生活で特に問題はないとする避難所が増えてきた。仮設住宅に対する関心が高まり、地元への設置を求める声が強くなっ

ていった。また、被災地全体のライフラインのうち、電気（1月23日）、水道（2月末）がほぼ回復し、避難者数も目に見えて減少し、避難所における炊事用具、洗濯機、テレビの普及も60～80%になった。避難所生活ではボランティアによるイベントの実施など避難住民にも明るさが見受けられるようになり、旅行などで気晴らしがしたいとの声も出てきた。また、昼間に避難所で生活をする避難者数が減少した。2月28日、パトロール隊本部の働きかけにより、芦屋税務署による所得税等の現地出張相談が行われた。

3月に入ると、長期にわたる避難所生活のストレスにより、精神的な問題が多く見受けられるようになった。また、物資の要求が複雑化してきた。パトロール隊では、救援物資をできる限り供給し続けることと避難所からの要望に対応した。震災後2カ月余りを経過し、仮設住宅について、地元に近い場所への早期の入居を希望する声がさらに強まった。3月末には学生を中心としたボランティアが撤退することが予想され、新たなボランティアを求める声が強まった。また、テント生活者からは、気温の上昇とともに衛生面の配慮を求める声が多くなり、各避難所からは食中毒の発生が懸念され、保冷庫などの設置希望が出始めた。

この時期、避難所統廃合への動きが活発化し、パトロール隊を通して避難所の実態・動向に関する情報収集に努めたが、避難住民は避難所統廃合問題に過剰に反応していた時期であり、避難住民の意向を十分に把握することはできなかった。

4月に入ると、ボランティアの減少や避難所内医療班やボランティア医療チームが順次撤退による避難所生活の継続について不安の声が出たが、撤退は大きな混乱はなく行われた。

仮設住宅を地元の近い場所への設置を求める声は依然として強く、また、募集状況だけでなく、ユニットバスの敷居が高い、車椅子が通路を通れないなど仮設住宅の設備についての不満も出てきた。

また、西宮市、芦屋市では避難所集約が進められ、神戸市でも学校が避難所になっているところは新学期を期に立ち退きを求められるなど、不安を訴える声が相次いだ。さらに、暖かくなるなかで、冷蔵庫の設置、仮設トイレのこまめな汲み取り、ダニ・ねずみ等の発生に対する殺虫剤の対応、春夏物の衣料・タオルケットなど環境・生活面の改善を求める声が大きくなってきた。

避難所周辺の浮浪者や深夜までたむろする少年たちなど、治安に対する要望も相変わらず強く、同行警察官による対応は、避難住民に強い安心感を与えた。パトロール隊本部では、芦屋市へ避難している神戸市民に、芦屋市の現地本部及びパトロール隊を通して神戸市の情報を流すようにした。

3市の避難者数等は徐々に減少し、震災後100日、4月27日現在522カ所43,696人（神戸市382カ所38,350人、西宮市106カ所4,100人、芦屋市34カ所1,246人）となった。仮設住宅の完成と入居の推進が避難住民の自立への気持ちを促進していった。避難所では、仮設トイレの撤去、物資を他に回したい、引き取って欲しいなど、避難所終息へ向けての動きが出てきた。

(ウ) 震災半年後までの状況

5月に入り、梅雨や夏の備えに対する不安が出ている半面、避難所ぐるみで運動会等レクリエーションを通じて、復興に向けて取り組んでいる所もあった。また、仮設住宅への入居が進むなか、遠くの仮設住宅へ行きたくないで応募しない人、荷物だけ入れて入居しない人がいるなど、仮設住宅に対する不満は相変わらず強かった。5月は雨が多く、豪雨もあったため、テント生活者は浸水、雨漏りなど厳しい生活を訴えることが多く、ビニールシート、パレット等の物資が数多く求められた。また、義援金、避難所閉鎖後の対応、テント村の強制撤去時期など、避難住民は将来の生活の見通しに対し、切実な思いをパトロール隊にぶつけるようになってきた。

一方、仮設住宅の建設が進み、入居が促進され、西宮市、芦屋市の避難所数は大きく減少、特に芦屋市は避難所の集約化が進み、5月下旬には9カ所まで減少した。

6月、梅雨の時期を迎えて、避難所では雨対策と避暑対策が急がれた。

避難住民の要望も、気候の変化に対応し、生ゴミの処理、トイレの消臭、雨具の要求、網戸、殺虫剤などによる防虫対策などが多かった。また、冷蔵庫の設置、扇風機、クーラーの設置が強く望まれた。

また、テント生活者からはビニールシート、反射用シート、パレット、畳などを望む声が多く、7月に入ると、さらに防水シートや砂利を敷いてほしいなど雨対策や猛暑対策の要望も切実であった。

一方、場所が遠い、抽選に当たらないなど仮設住宅や義援金に関する不満の声が強まり、避難所統廃合の情報に不安を感じる声や、仮設住宅の抽選漏れの人達の苛立ちの声が目立ったため、仮設住宅や義援金配分の情報を関係機関や新聞ニュース等から収集し、避難住民に届け、具体的な相談に応じたり、関係機関への手配を要請したが、7月、避難所閉鎖への動きが活発化するなか、仮設住宅の最終抽選・入居等への希望や不満・不安が一部に強まった。

### (3) 一時的な宿泊施設の確保

倒壊・焼失家屋がきわめて多く生じ厳寒期の中での避難生活が長期化することが予想され、また、依然として続く余震に不安を訴える避難住民が多く見られた。

このため、厚生省の支援のもと緊急住宅対策部（企画部・生活文化部）では、余震の不安がなく、温かい食事やふろなど、少しでも生活環境の備わった場所で避難生活を過ごしてもらうため、勤労者福祉施設、青少年活動施設等の公的宿泊施設や低料金で協力してもらえる旅館・民宿等及び例えば住民集会施設など本来は宿泊を目的とするものではなくても、それが可能な公的施設を活用することとし、仮設住宅等への入居までの言わば「2次的避難所」として希望者にあっせんを行うこととした。

また、頼るべき親類縁者がいない避難家族を、あるいはそのうちの老人や乳幼児を抱えた母親子ども、受験生などを一時的な「家族」として受け入れていただける家庭を募り、ホームステイしてもらうこととした。

## ア 公的宿泊施設、公的施設

1月19日、各県民局などを通じて県内の受け入れ可能な宿泊施設の調査を開始、翌20日からは近隣府県に対してもリストアップを依頼した。

この間、実施方法については、神戸市、西宮市、芦屋市では、各市の災害対策本部が緊急対策に追われている実情を勘案し、直接県で行うこととし、緊急パトロール隊員を通じて施設リストや申込書を避難所に配布、翌日、パトロールの際回収し、入所者を決定することとした。また、その他の市町については、施設リストを送付し各市町であっせんすることとした。

1月23日、西宮及び芦屋両市において、施設リストや申し込み用紙を配布し、翌日に申込書を回収したところ、予想に反して、11家族、18人の応募しかなかった。

25日には、入所を開始したが、以後は常時、救護対策現地本部で申し込みの受け付けをすることとした。同時に、建物の損壊した神戸市内の2施設を除く県内8カ所の公営国民宿舎をはじめ、近傍府県の国民宿舎主管部局に対しても環境庁自然保護局施設整備課を通じて協力を依頼した。

入所のための交通手段については、当初バスの借り上げによる方法を検討していたが、市町との協議の結果受け入れ施設所在地市町のマイクロバスや、タクシーの借り上げ等により対応することとした。27日には、神戸市内でも、あっせんを開始した。

また、施設の使用料等は、この措置が仮設住宅等への入居までの間の「2次的避難所」であることから、本人の負担は、原則としてないものとし、一日あたりの食費が1,500円を超えるものについて、超える部分のみを自己負担とした。

こうした中、2次的避難に対する被災者のニーズを把握するため、1月28日～29日の両日、職員600人（県200人、県内市町200人、大阪府200人）を動員し、西宮及び芦屋市の避難所において、約11,000世帯を対象にアンケート調査を行った。回答回収率は約50%で、結果としては、2次的避難希望約1,800世帯のうち、「家族全員」で「県内」の「住宅」へ移ることを希望する世帯がほとんどで、公的宿泊施設及びホームステイ希望は約200世帯であった。

なお、この調査により、公的宿泊施設及びホームステイを希望された方には、2月5日、個別にあっせんの案内を行った。

一方、この間、約4,500人が屋外テントなどで避難生活を送っていることから、大阪府より提供の申し出のあった高校体育館等を各市に紹介したが、避難者の多くが、家の近くを離れたくないこと等の理由により、希望はなかった。

2月に入り、心身のリフレッシュのためにも、1泊から2泊のショートステイを勧めたこともあり、公的宿泊施設利用者は、少しずつではあるが増加の傾向を示した。

また、長期利用者のためには、「震災情報」を継続して提供するとともに、大部分の施設について3月末まで利用を延長した。

2月9日からは、ホテル、旅館等民間宿泊施設（6施設）を特別あっせん施設として、高齢者や障害者等、特に健康面での不安の大きい者を対象に受け付けを開始した。当初は3月末までの利用であったが、利用者に意向調査を行った結果、住宅確保のメドがたたない利用者が多く、応

急仮設住宅等への入居までの期間を考慮して6月末まで受け入れ期間を延長、最終的には利用状況は1,822家族4,637人であった。

なお、直接他府県の公的宿泊施設に入所されたケースで、当該施設が県の2次的避難場所として位置付けられていなかったため、食費が一部有料だったとの苦情があり、スタートの際の情報収集・情報提供の徹底ということを今後の反省点と考えている。

#### イ ホームステイのあっせん等

1月20日、ボランティアによるホームステイの受け入れ家庭を募ることとし、同日夜、報道機関を通じ呼びかけたところ、同夜から受け付け窓口（企画部、県民局、県民サービスセンター）に電話が殺到し、県内外から多数の協力の申し出があった。

25日から、緊急パトロール隊を通じ、各避難所にホームステイの案内を掲示、各救護対策現地本部及び尼崎、伊丹、宝塚、川西並びに淡路地域の市役所等であっせんを開始した。

1月31日に受け入れの申し出・受け付けを一応終了し、全国から約11,750件の申し出があった。これに対し、6月末まであっせんを行った結果、成立したのは85家族160人に止まった。

このことは、受け入れ側には「子供のみ預かる」「受験生を」「母子家庭を」といった条件があったこと、申し出側には、提供先が被災地周辺に止まらず、全国にわたっていたことから、条件が整わなかったことなどによるものと思われる。

### (4) 避難生活の改善

#### ア 生活衛生

##### ① 入浴対策（仮設ぶろの設置等）

家屋倒壊やライフラインの断絶などにより、公衆浴場を含め、人が清潔な生活を送る上で欠くことのできない入浴ができない状況となった。

このため、緊急保健医療対策部（保健環境部）では、避難生活者を主とした被災者（おおむね100万人）がせめて1週間に1回は入浴できる機会を設けるために、県による仮設ぶろ及び温水シャワーと自衛隊による仮設ぶろの設置を行うこととし、あわせて公衆浴場などの入浴可能施設の把握に努めた。

1月19日以降、日本赤十字社をはじめ、レンタル業者に依頼して早期実施の可能性を検討し、21日には、具体的な入浴計画の策定に着手し、実施日程や実施場所の選定、避難所への受け入れ準備体制の要請等を行うとともに、利用可能な公衆浴場等の調査を実施したほか、自衛隊より仮設ぶろ設置の申し出があり、実施場所の選定も開始した。

24日には自衛隊による仮設ぶろが新港第1突堤で利用が開始され、以降27日までに合わせて10カ所に設置された。

一方、県が設置する仮設ぶろ等については、市の要望により芦屋市及び宝塚市は1カ所に集中することとし、神戸市は管理等の問題から避難所となっている学校を受け入れ施設とし、できるだけ多くの人が入浴する機会を得られるよう、半径約500m程度の範囲を考慮して設置する

よう場所を選定した。しかし、水道の復旧状況が当初の見込みから大きく遅れ、ふろ等の生活用水より飲料水の確保が優先され、また、水があってもそれを運ぶ給水車の確保が難しく、また、ふろ設置に伴う排水、配電等の工事の調整に日数を要し、なかなか仮設ふろの設置が進まなかった。

27日には東灘区の本山第1小学校に設置したものの、余震により断水したため利用ができないといった事情もあり、やっと29日に宝塚市内に設置した仮設ふろ12基、温水シャワー20基、神戸市内2カ所で温水シャワー10基が利用を開始した。

31日には自衛隊の仮設ふろ6基、温水シャワー10基が新たに利用を開始するとともに避難生活者に対して、入浴可能な浴場の情報を「おふろ情報」として緊急パトロール隊により全避難所に配付を行った。2月2日以降順次設置を行い、17日までに自衛隊の仮設風呂は21カ所の24基、県で設置した仮設ふろ等は33カ所でふろ59基、温水シャワー189基となった。また、ゴルフ場浴場や旅館等の開放状況を調査し、6日には再度「おふろ情報」を配付した。

なお、高齢者や身体の不自由な方の入浴については、福祉部が主体となって、各市及び社会福祉協議会等が移動入浴車や送迎バス等により対処した。

しかし、当初の計画の達成には、東灘区を中心に水道の復旧がさらに遅れたり、学校教育の再開等により設置場所がなかなか選定できないため、設置が思うように進まない状況にあった。

3月2日には、県が計画した仮設ふろシャワーの設置が完了した。設置箇所は44カ所、設置数は大型ふろ2基、5人用ふろ24基、2人用ふろ46基、温水シャワー206基であった。

その後、水道、ガスなどの復旧が進み、3月9日からは、仮設ふろの撤去が始まり、3月31日には、自衛隊ふろを含め神戸市内及び芦屋市内に、自衛隊ふろ16カ所19基、県仮設ふろ41カ所、大型ふろ2基、5人ふろ22基、2人用ふろ34基、シャワー181基となった。

その後、自衛隊のふろについては、利用者も少なくなり、他の浴場等で対応できるようになったため、4月27日ですべて撤収し、また、芦屋市内の県仮設ふろについても、6月15日で撤去された。

平成8年2月1日には、神戸市内に設置していた仮設ふろをすべて撤去した。

## ② 洗濯対策（洗濯機の設置等）

避難所における下着等の洗濯に対応するため、水道が復旧している地区については、洗濯機の配付、水道の復旧していない地区については、兵庫県クリーニング環境衛生同業組合のボランティアによる下着類の洗濯を実施した。

1月27日、(株)日本電機工業会からの洗濯機の寄贈の申し出を受け、市町と調整の結果、次の配置計画を立てた。なお洗剤は県において確保し、あわせて配付することとした。

	神戸市	西宮市	芦屋市	宝塚市	伊丹市	北淡町
洗濯機(台)	500	200	130	90	30	50
洗剤(ケース)	90	35	25	20	10	20

2月1日から8日にかけて自衛隊による車両・ヘリコプターの協力も得ながら、各市町へ搬送を行い、市町において、避難所ごとに通水状況等を勘案しながら順次設置を始めた。

この間、兵庫県クリーニング環境衛生同業組合員16店舗が避難所を巡回して下着類の洗濯サービスを始めた。

また、民間企業でも、西宮市を皮切りに神戸市、芦屋市において、避難生活者500人以上の避難所を巡回し、配付したナイロン袋に入れた下着の無料洗濯サービスを4月末まで実施した。

### ③ 炊きだし

避難者が集中している神戸市、西宮市及び芦屋市で避難生活を続けている被災者に、温かい食べ物を提供しようとの趣旨から、県は県内の食品関係団体に呼びかけ各団体の協力を得て地域防災計画による救助対策の1つである「炊きだし」を実施することとした。

実施場所の選定にあたっては、緊急パトロール隊による避難住民生活実態調査の結果などを基に、生活環境が悪いところから順次実施した。

「炊きだし」の協力団体は、兵庫県食肉事業協同組合連合会・兵庫県食肉環境衛生同業組合（共同開催）、兵庫県調理師団体連合会の3団体であり、2月3日から17日までの15日間、49カ所の避難所で「牛鍋」、「カニ雑炊」、「粕汁」等、50,700食の「炊きだし」を提供した。

自らも被災を受けた団体もあるなか県の要請により、力強い協力が得られ、また、但馬・丹波地域等各地域の特色あるプロの味も提供され、救援食中心の単調な食生活を余儀なくされていた被災者の方々から好評を得た。

炊きだし計画を策定するにあたり①避難生活者数（炊きだし実施予定時間帯の人数）②炊きだし実施場所（露店、屋内、テント設備の有無）③手伝い可能なボランティアの存在④交通の状況⑤水、調理台等の現地調達の可否等について、個々の避難所の状況を確認しながら、実施場所を選定したところであるが、これらの状況を一元的に掌握できるしくみができればより効果的な炊きだしが実施可能になったのではないかと思われる。

### ④ 被災地での食品衛生の確保

水道、ガス等のライフラインが破壊され、水と熱源が供給できない劣悪な条件下での多数の避難生活者の食生活の確保は、支援物資としての食品の提供に始まり、弁当等外部で調理、加工された調理済食品に頼らざるを得ない状況にあるため、食品衛生の確保が重要となった。

このため、食品衛生対策の一環として、食中毒等飲食に起因する危害の発生を防止する観点から、避難所で配布される弁当の衛生確保及びボランティアによる調理に対する衛生指導を重点に実施した。

避難所で支給される弁当等については、保管場所、保管状況を把握しつつ、早期に喫食し、長期の保存をしないことを重点に啓発活動を実施し、1月23日から被災地を管轄する各保健所において、他県及び県内保健所職員の応援も得ながら、計画的な巡回指導を開始した。

ボランティアによる調理行為に対しては、手洗い、消毒の励行を中心に指導を行ったが、給水、手洗い消毒設備等が整備されていない条件下であることから、巡回指導時に逆性石鹼、ア

アルコールティッシュ等の消毒薬や素手で食品に接触しないための使い捨てビニール手袋等の衛生資材を配布し、指導事項が徹底できるような条件整備と、仮設住宅に入居した要介護老人などに給食サービスをするボランティア団体等に対し、食品衛生講習会等を通じ、事故防止に努めた。

また、食品衛生に重要な影響を及ぼす便所の衛生管理を含め、巡回指導を継続実施するとともに、避難所で支給されている弁当等の実態調査の結果、判明した弁当調製業者については、逐次、関係府県あて連絡し、弁当調製施設の衛生管理、適正表示、搬送計画等の監視指導を依頼するとともに、避難所が存在する市町に対して気温上昇に伴う事故防止のため、食品の保管方法の改善指導、住民に対する注意喚起を繰り返し行った。また、食中毒の発生が危惧される6～8月にかけて、集団給食、仕出し弁当等の飲食店を中心とした一斉監視と腐敗・変敗しやすい食品をはじめ各種の試験検査を実施した。さらに、一般消費者に対する啓発のために駅や街頭の見やすい所にポスターの掲示や食中毒防止を刷り込んだ「うちわ」や「ティッシュペーパー」を配付した。

#### イ 避難所における心身のリフレッシュ

##### ① 避難者「リフレッシュの旅」等の実施

避難者の心身のリフレッシュのため、温泉所在地を中心とした旅館等への旅行について、2月2日から検討を開始し、2月7日、市町が主体となって県内の温泉地等に避難者を1泊2日で受け入れることとした。

具体的な実施方法については、関係県民局と市町で検討を行い、緊急住宅対策部（労働部）からは、避難所所在市区と受け入れ市町との関係について当面の大まかな方針を示し、2月20日から実施することで関係市町間の合意ができた。

（リフレッシュの旅受け入れ市町）

リフレッシュの旅受け入れ市町		避難所の所在地		
		2月中	3月前半	3月後半
但馬	城崎町、竹野町、香住町 村岡町、浜坂町、温泉町 日高町	芦屋市	西宮市	神戸市東灘区 灘区 中央区以西
	豊岡市		伊丹市、宝塚市	
	美方町		尼崎市	尼崎市
	関宮町		西宮市	兵庫区の一部
西播磨	赤穂市、夢前町	神戸市須磨区	神戸市須磨区、長田区	
淡路	洲本市、南淡町、西淡町	淡路島内	淡路島内 神戸市兵庫区	兵庫区

受け入れ15市町がそれぞれ、旅行企画、広報、予約受付方法、バス・旅館の手配方法、添乗看護婦の確保、配車場所の検討や実施計画の策定を行い、受け入れが可能になったところから実施することとし、添乗看護婦の確保については県看護協会の協力、バスの配車場所については県警察本部及び関係警察署の協力を得ることとした。

2月15日に記者発表を行い、参加者の募集に入り、2月20日から実施したが、当初は、参加者が一時に殺到すると旅館の部屋割り、バスの手配等に対応しきれないのではないかとといった不安があったため、小さい単位の避難所での広報といった形で行ったことから、参加者は多くなかった。その後、数回にわたるマスコミを通じた広報、緊急避難所パトロール隊を通じた大々的なチラシ配付や口コミも含めた情報徹底などにより、参加者は後になるほど飛躍的に増加した。

この事業は、取りあえず3月末まで実施するとしていたが、関係県民局、受入市町、旅館組合等と協議した結果、37,600人の避難者の参加があったこと、ライフラインの回復が進んできたこと等の理由により、3月31日をもって本事業を終了した。

(出発地別の参加者数)

(単位：人)

出発地	神戸市	西宮市	芦屋市	尼崎市 宝塚市	伊丹市	淡路	合計
参加者数	30,400	2,400	1,500	100	1,000	2,200	37,600

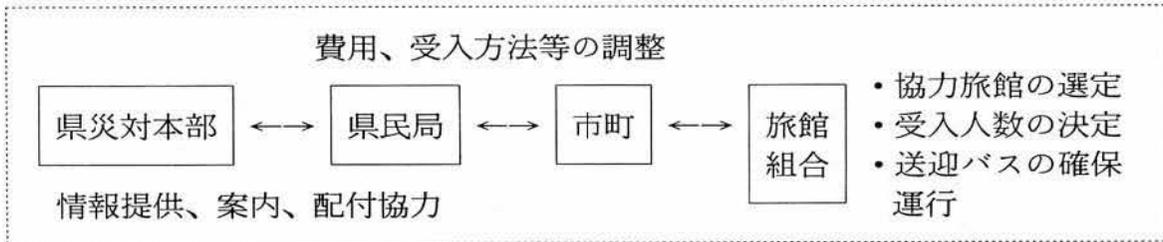
本事業においては、「口コミ」「ボランティア」等によるPRが有効であった。被災地市町は災害復旧業務で余力がなかったため、事業は受け入れ側の市町、旅館組合等が中心となって進められた。また、予約、キャンセル、バス配車、旅館割りつけ等のシステムに旅行業者の協力が得られた。

本事業については、参加者からの手紙や電話、また、新聞報道においても、「多くの方の温かい心づくしに、感謝の気持ちでいっぱいです」「ふさぎ込んだ毎日の心に、一時のなぐさめをいただき本当にうれしく思う」「今日からまた復旧への意欲がわいてきた」「今後もたびたび訪れたい」「ご縁ができたような気がしますので、また、ご厄介になると思います」などの言葉が寄せられており、避難生活の長期化に対応して、避難生活者の心身のリフレッシュに貢献したと考えられる。

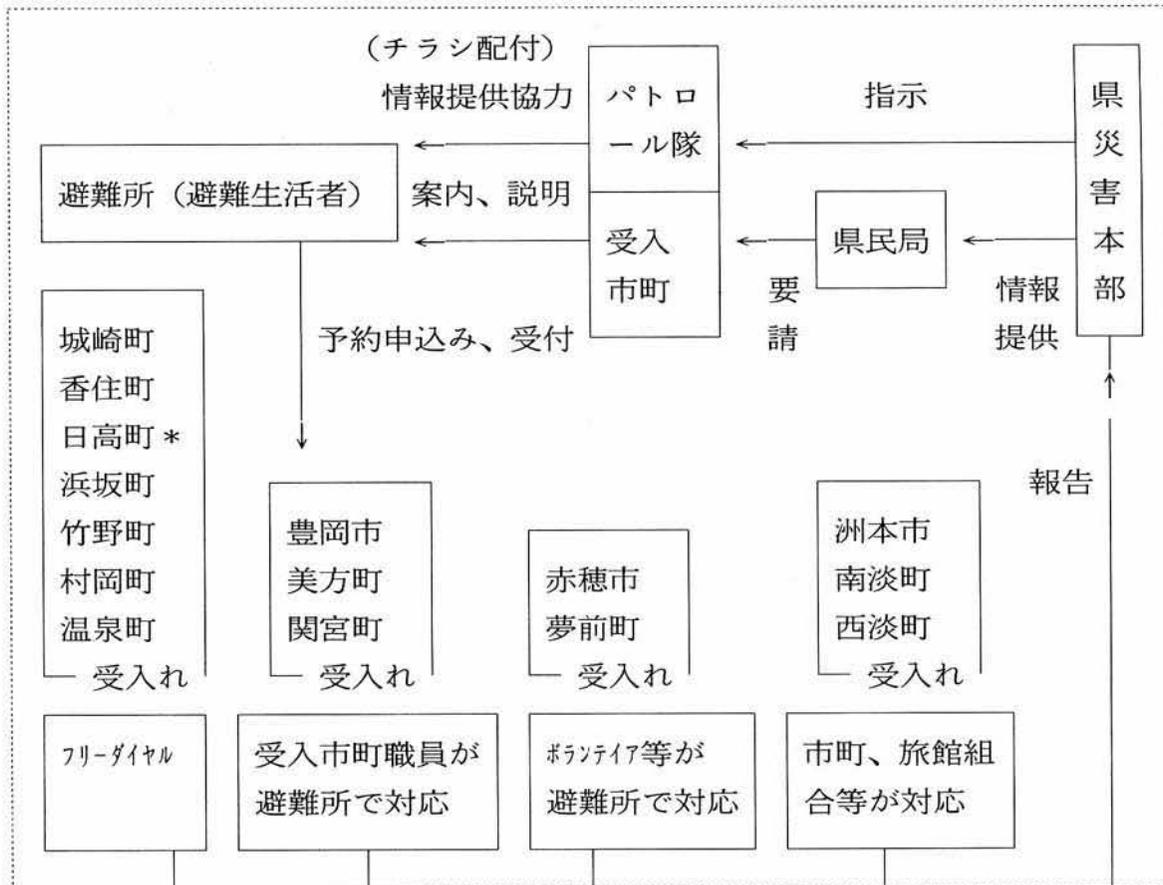
このほか、避難者に限定したものではないが、8月12日から13日に兵庫県立西はりま天文台公園で開催された「スターダスト'95 IN おおなで ～月と星の祭典～」に特別列車スターダスト・トレインで114名の被災者を招待した。

避難者「リフレッシュの旅」実施フロー

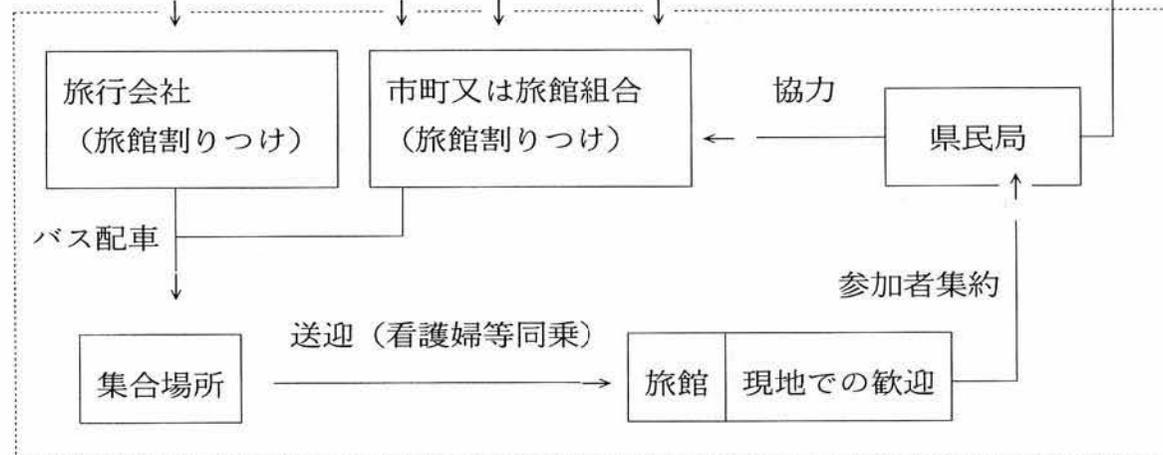
[連携ルート]



[参加申込み]



[実施]



\* 日高町は、当初は町職員が独自に対応した。

## ② 県立ピッコロ劇団の被災者激励活動

### (ア) 第1次被災地激励活動

県立ピッコロ劇団（劇団員20人）は、歌やダンス、寸劇などを通じて、人々を勇気づけるため、2月11日から4月8日まで5市5町、52カ所の避難所等を訪問し、避難生活を続けている約1万人の子供たちやお年寄りを中心に激励活動を展開した。

### (イ) 第2次被災地激励公演

また、同劇団は、被災者激励活動の第2弾として、被災者に生の舞台を提供することにより、明日に生きる喜びと感動を与えるため、「学校ウサギをつかまえろ」を10月7日から11月29日まで被災地域の6市2町で開催した。

## ウ 被災地の動物の保護

1月18日、姫路セントラルパーク、姫路市立動物園、神戸市立王子動物園、19日には宝塚ファミリーランド等危険動物を飼育している事業者と連絡がとれ、動物に異常が無く、県内で飼育されている猛獣が逃走するおそれのないことが確認できた。

また、1月19日に総理府より、海外の動物愛護団体から被災地の動物を人と同様救済してほしい旨の強い要望があるためその対応を図るよう要請があり、また、(財)日本動物愛護協会等11団体が支援体制として「兵庫県南部地震動物救援東京本部」を設置した旨連絡があった。

緊急保健医療対策部（保健環境部）としては過去の国内、国外の災害事例から、人の救済の後には動物の救済が必ず問題となっていることから、災害を受けたペット動物の推計を犬4,000頭、ねこ4,700匹としその救済について(社)兵庫県獣医師会、(社)神戸市獣医師会、(財)日本動物福祉協会の3者での対策本部設置による対応を指導することとした。

21日協議の結果、3団体で「兵庫県南部地震動物救援本部」を設置する事が合意され、事業内容を①避難所等で飼育されている動物へのえさの配給 ②放浪動物の保護収容 ③負傷動物の治療・保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤所有者及び里親探し並びに情報提供 ⑥その他動物に係わる相談と定め、当日から活動を開始することとなった。

26日設置の記者発表を行ったが、発表と同時に動物救護のボランティア、寄付金の申し入れが多く寄せられ、その後27日に神戸市北区、続いて2月14日に三田市に被災した動物の救援施設が建設されボランティアの応援を得て多くの動物を預かり、被災者から感謝の声が寄せられている。

その後、神戸市・三田市に建設した救援施設（神戸、三田動物救護センター）を保護動物の飼養管理の効率化及び動物保護をより勘案とした施設とするため、改築等を行い、5月中旬及び6月中旬にそれぞれ完成した。

8月末には、原則的に被災動物の受け入れは終了したが、その後も里親探しは神戸動物センターを中心に行うとともに、本部としてより積極的な事業展開を行うため、各地で開催される動物愛護週間中事業への参加等を行った。

その後、被災者からの動物一時預かり依頼の減少、里親の成立等による保護・収容している動物の減少、及び全国からの寄附金の効率的運用のために、11月末をもって、三田動物救護センター

を閉鎖し、神戸動物救護センター1か所に統合した。

この間、県は本部に対し、①事業実施要綱案の作成、②全体事業案の作成、③歳入にともなう事業展開案の作成、④寄附金出納や支援物資の管理等に関する指導、⑤記者発表資料案の作成及び記者発表調整、⑥建設事業設計案の作成等を提案・指導・助言等を行い、事業の推進を図ってきた。現在までの本部で保護収容等行ってきた動物数は、1,542頭（犬：1,032頭、猫：501匹、その他：9頭）であり、飼い主への返還や里親探しを行い、現保管数は42頭（犬：27頭、猫：15匹）となっている。（平成8年1月末現在）

	飼い主不明動物	一時預かり動物	里親希望動物数	合計
収容数	336	388	818	1,542
飼い主返還数	52	270	22	344
里親成立数	243	57	711	1,011
入院等他施設移管等数	39	48	58	145
現保管数	2	13	27	42

エ 避難所生活の質的向上対策としては、上記のほかにも、

- ・ 生活改善実行グループ、日赤奉仕団、自衛隊等による炊き出し
- ・ 食料、飲料、寝具、衣料等日用品、生活の自立を支援する各種器材等救援物資の提供
- ・ 緊急一時入所や介護、入浴介助などによる高齢者、障害者等社会的弱者の救護
- ・ 児童こころの巡回相談
- ・ 医療巡回救護班の派遣、巡回健康・栄養相談
- ・ 仮設トイレの設置
- ・ 携帯ラジオの提供 など様々な取り組みを行われた。（詳細は各対策に記述）

また、各県民局の調整等により市町、各種団体や、各地域の県民運動実践グループ等による、炊き出しをはじめとする各種の自主的な支援活動が展開された。

#### 4 食料、日用品等緊急生活物資の確保

〔概要〕

淡路から神戸・阪神間の広い範囲において、建物の倒壊や火災が発生したことにより、200万人前後と予想された被災者の多くが、食料の確保に苦慮するとともに、日用品等の生活物資も多くの被害を受けているものと予想された。

このため、厳冬期であることも考慮し、食料や毛布、日用品等の確保とそれらの速やかな配布が重要な課題との認識にたち、震災直後から様々な緊急対策に取り組んだ。

食料については、食糧庁や自衛隊、他府県・食品関連企業等の協力も得て、ガス、水道が遮断された被災地に対し、学校給食センターからのおにぎりの提供やボランティア団体等による炊き出し、新鮮野菜の提供等を行うとともに、淡路からの野菜・牛乳等の円滑な輸送体制の確立にも努めた。

毛布や衣類等の日用品についても、県備蓄分による早急な対応を行うとともに、震災直後から日本赤十字社兵庫県支部をはじめ全国の日赤支部に備蓄している物資（毛布、日用品セット、お見舞品セット）を各市町や避難所からの要請に応じて提供したほか、下着類については、県での購入やボランティアグループによる対応も行った。

これらの活動を側面から支援するため、全国から提供される救援物資の集積・保管場所として、消防学校等4カ所を救護物資等備蓄基地として利用、企業やグループのボランティア、自衛隊による毛布や日用雑貨等の避難所への搬送が実施された。

また、被災者をはじめ、被災地域住民の当面の生活必需物資を確保し、物不足によるパニックの発生を防止するため、被災地域に多数の店舗を有する大規模小売店舗への大量の商品供給は緊急の課題であった。

このため、主要な百貨店、スーパー、コンビニエンスストアのほか、ガソリンスタンド等の営業状況と商品供給状況の確認を行い、各社に早期の営業開始と物資の重点的安定的な供給を行うよう要請するとともに、警察等に迅速な輸送のための協力を要請し、緊急車両による先導などを緊密な連携のもとに行った。

さらに、このたびの震災は、生産、流通を始め経済全体に大きな影響を及ぼしたため、便乗値上げ等生活必需物資の価格の高騰が、被災地のみならず周辺地域においても発生する恐れがあったため、県民からの相談体制の強化や価格の監視を行うとともに、このような事態を未然に防止するため、国との連絡を取りながら、物価安定対策を実施した。

こうした官民あげでの取り組みの結果、食料等生活物資の供給体制の確立が進むとともに、多数のボランティアの参加や、スーパー、生協、コンビニエンスストア等小売店の開店状況がほぼ平常化したことにより、3月には各避難所も落ちつきを取り戻した。

生活関連物資の価格動向調査によれば、震災当初はライフラインの関係で一部の品目で若干の価格の上昇がみられたが、物流が回復するにつれ平常の状態に戻り、全般的には便乗値上げの傾向はみられなかった。

物資の搬入も2月中旬以後次第に減少するとともに、夜間における搬入もほとんどなくなった結果、

物資の管理効率化等のため、ピーク時4か所に開設されていた救援物資等備蓄基地は4月末までに3か所を閉鎖し、残る大阪空港基地は最終基地として位置付け、民間倉庫会社に管理委託した。

また、自衛隊や生活改善グループを中心に実施してきた炊き出しは3月中旬に終了し、避難所への災害用米穀の提供も4月末までに終了した。

更に、ライフラインの復旧等により、食料、日用品等生活物資の供給環境が整備されてきたため、初期の目的が達せられたとして4月27日に自衛隊の撤退が行われた。

今回の震災では各種の事情が重なり、思うような物資供給が即時に行なうことができなかったが、各防災機関を初め、ボランティア等の支援を受け、当時としてはできる限りの対策を講じることができた。

しかし、これも今回の震災が真冬であったため、ことなきを得た部分が多く、今後各種のケースを考慮した災害への応急対策、体制を講じることが必要と思われる。

## (1) 生活物資の供給

### ア 食料（主食・副食等）

震災当日から、学校給食センターや民間の給食業者の協力も得ながらの食料確保に努め、被災者170万人を対象人口として緊急炊き出し用精米の必要量を算定していた。18日になって被害の拡大が判明したことから、兵庫食糧事務所、食糧庁との調整の結果、災害用米穀を3,000トンと決定した。

被災者	$220\text{万人} \times 3\text{日間} \times 150\text{g} \text{ (1食あたり)} \times 3\text{食} = 2,970\text{トン}$
-----	---

県内の当面の供給可能量が3日間で500トンとの兵庫食糧事務所からの報告を受けた食糧庁により、大阪、京都、岡山及び広島各食糧事務所から、20日までに2,500トンが政府指定倉庫（西宮市山口町）に確保され、社・柏原農林事務所管内の学校給食センター等への炊き出し用緊急米の供給が始まった。

一方、大阪、広島、愛知の食糧事務所から乾パン105,000食を確保し、神戸市をはじめ北淡町、一宮町に供給した。

また、県地域防災計画に基づく育児用粉ミルクの確保については、荷扱い機関3社との連絡がとれず、農林水産省畜産局牛乳乳製品課に支援物資の要請を行った。

被災地では水道、ガスが遮断され炊飯ができないことから、自衛隊に炊飯車（40台）の派遣を要請するとともに自衛隊の非常食（めし缶詰）44,000食を神戸市、西宮市に供給した。

19日には、当面1週間（19日～25日）の食料確保計画を策定し、主食である米については、5,250トンの確保と緊急時の対応について食糧庁に要請するとともに、兵庫食糧事務所、卸売業者（13社）、県と3者協議による地域間の適正配布や小売業者の被害状況調査を実施し、被災地域においては、被害の少ない量販店への重点的な配布を行うよう調整を図った。

また、県警に米の配送に対する協力を要請し、円滑な流通にも努めた。

一方、農林水産省において、20日、近畿農政局に「兵庫県南部地震対策本部」、神戸農林水産消費技術センターに「農林水産省食糧等供給現地対策本部」が設置されたことから、主食の供給や他府県・食品関係業界への食料供給要請をはじめ、災害復旧の協力要請が迅速かつ的確に対応できるよう体制整備が図られ、食品関連企業等からの供給をはじめ、全国農業協同組合中央会等農業団体や都道府県等自治体から幅広い食料品の援助を受けるなど、全国に支援の輪が広がった。

全国から供給される食料品の搬出入の中継基地として、県庁舎1号館地下駐車場を利用し、職員40人による24時間体制で作業を行うとともに、被災市や避難所への搬送については、県立中央農業技術センター、同北部農業技術センター、同水産試験場所属のトラック（6台）、県フラワーセンター協会所属トラック（1台）、さらに兵庫県トラック協会等のトラック（5～19台）により、毎日、被災市町との調整を図りながら食料品を搬送し、自衛隊に対してもヘリ輸送やトラック輸送を要請した。

一方、生鮮野菜等を確保するため、阪神間の卸売市場の被害状況調査を実施したが、施設の陥没やひび割れ等多くの被害があり早急に応急補修したほか、被害の少なかった姫路、明石、尼崎の卸売市場を中心に集荷に努めるとともに、量販店に対し安定供給への協力を要請した。

また、淡路の野菜・牛乳等輸送体制については、地元農協の要望を受けて、県としても大阪湾・甲子園フェリー等関係機関に優先乗船を要請した。

震災から4日が経過した21日から、自力による食料確保や自衛隊の炊飯車の派遣、ボランティア等による炊き出しの体制が整備されたことにより、学校給食センターや給食業者によるおにぎりの炊き出し支援の一時中止を指示した。

しかし、震災後1週間あまり経過しても、依然として避難者は30万人を超えており、被災市町では、避難生活の長期化に対応するため、給食業者等外食業者との契約等を行い、朝食・昼食・夕食の必要量を安定的に確保できる体制へ移行した。

県では、確保済みの災害援助用米穀（3,000ト）を被災市町へ提供するとともに、救援物資の在庫状況についても情報提供を行い、避難住民への食料供給に努めた。

一方、避難所生活の長期化を考慮し、簡易で栄養のある炊き出しメニューを関係機関へ配布するとともに、生活改善実行グループと自衛隊との協力による炊き出しを幅広く実施すべく関係市と調整し、27日より2月末までに66カ所、約22,000人の避難住民を対象に行うこととした。

また、淡路の農産物の輸送ルートについては、フェリー会社との調整を続ける中、政府の兵庫県南部地震現地対策本部に対してもフェリーの増便を要請した結果、28日には、甲子園フェリー（津名－西宮）、大阪湾フェリー（津名－深日）で増便が認められ、待ち時間の減少など改善が図られた。

また、生鮮食料品の阪神間の卸売市場への入荷状況調査を実施したが、入荷量は通常をかなり下回っているものの、小売体制がまだ十分に機能していないことや、ガス、水道が遮断され各家庭で調理が十分できないことから、価格は全体的にやや安値で推移した。

震災から2週間余りを経過しても、避難住民はそれほど減少しておらず、避難生活の長期化が

懸念された。

避難住民の中には高齢者も多く、米飯食のニーズが強いことから、被災市町は、県が提供した災害援助用米穀を弁当製造業者を通じて弁当、おにぎりとして提供することとした。

また、仮設住宅入居者が増加したことに対応し、入居してすぐに主食の確保が難しい仮設住宅入居者に対し、1戸当たり10kgの災害用米穀を入居前に配布することとした。

さらに、姫路中央卸売市場、明石地方卸売市場、神戸中央卸売市場等の協力を得て、新鮮カット野菜（サラダ）の提供を食料供給事情の悪い一部地域において実施（2月6日、7日）するとともに、小売り機能が崩壊している地区においては、JAグループと県漁業協同組合連合会による生鮮野菜や水産物の青空市を開催し、安価で新鮮な食料品を提供した。

避難住民の自立を支援しつつ、温かい食事や生野菜を食べたいとの避難住民の要望にもきめ細かく対応するため、①プロパンガスの供給可能な業者 ②野菜の供給可能な業者 ③カット野菜の供給可能な業者 ④牛乳・乳製品・牛肉・豚肉の販売業者、海産物の販売業者等の情報を、被災各市災害対策本部、救護対策現地本部に提供した。

救援食料品の受入れや被災市への積み出し量が増加したことに伴い、県庁地下駐車場とは別に、2月7日には、三菱倉庫（株）、西明石倉庫（株）さらに農林水産省神戸消費者センター等の倉庫を救援食料品の一時保管場所として確保するとともに、在庫数量等を品目毎に整理し、被災市等の要望にきめ細かく対応するなど、その配送の円滑化に努めた。

一方、4・5月の春野菜の出荷ピークを控え、淡路の農畜水産物の輸送改善について、2月20日、京都において、運輸省、農水省、近畿・中四国農政局、兵庫・徳島県の合同会議を開催。その後も、関係機関と継続的に調整を行い、大磯－泉大津間の新たな航路設定に努力した。

さらに、災害救助用米穀を弁当製造業者に対し引き続き提供していく中で、各市町の避難者への食料供給体制が整ったことから、県としての災害救助用米穀の提供を西宮市に対し2月28日に、宝塚市に対し3月15日に終了した。

3月になり、食料供給体制の確立や多数のボランティアの参加等で避難所も落ちつきを取り戻しはじめた中、食事の炊き出しから自衛隊の撤退が行われた。

しかし、依然、関係各市には多数の避難所が存在し、また、高齢者の避難住民が多数見られ、避難所で配付される弁当等の冷たい食事が続くため、体調の不調を訴える人や小規模避難所においては大規模避難所に比較して温かい食事に恵まれない等の要望から、生活改善グループを中心に炊き出しを引き続き行うこととした。

副食については、救援食料品の受け入れや被災市への積み出しを継続的に行ってきたが、3月に入り、積み出し量が減少したことから、作業体制の縮小を図りつつ、救援物資の受け入れを各市町への直接配送へと切り換えていった。

また、淡路の農産物の輸送ルートについては、出荷盛期を迎えるレタスやたまねぎ等の円滑な輸送を確保するため、あわじ島農協、日の出農協、水交会等9団体で組織する淡路農畜水産物輸送協議会とともに関係機関への要請を行ってきたところ、国・大阪府等の協力のもとに3月21日

に航路（大磯港～泉大津港）が新設され、農産物・水産物の出荷ピークに伴う輸送量の増加に対応することができた。

各市町への災害救助用米穀の提供を尼崎市に対し3月16日、芦屋市に対し4月24日、神戸市及び伊丹市に対し4月26日にそれぞれ終了した。

生活改善グループを中心に行ってきた炊き出しも3月17日をもって終了し、3月においては、合計100回、約22,000食の供給を行った。

救援食料品の受け入れについては、各市町への運送が円滑に図られるようになったため、県としての受け入れを終了するとともに、在庫については、3月23日にすべて各市町に配送し、神戸消費技術センター倉庫をはじめ救援食料品置場をすべて閉鎖した。これに伴い、救援物資の受入れは、各市町への直接配送とした。

淡路の農産物・水産物の輸送増加に伴い、5月10日にはフェリーを1便増便（大磯港～須磨港）し、円滑な輸送確保の充実を図った。その後、復旧作業の進展等により交通規制が緩和され、道路状況が好転してきたことや、レタス等野菜の出荷盛期が過ぎようとしていることから、運行フェリー会社（淡路フェリーボート㈱）と淡路農畜水産物輸送協議会等と協議のうえ、5月25日をもって臨時航路を終了した。

## イ 衣類等日用品

### ① 下着類の不足対策

1月24日の災害対策本部会議において、各避難所における下着の不足状況が顕著となってきたことに対して、県での購入も含めて対応することとなり、救援物資として届けられた在庫の確認を行うとともに、各市町の災害対策本部に対しても下着調達の必要性を照会し、緊急対応の要請を受けた。

1月25日、当面、各避難所における避難者30万人に各1セットの下着を配布することとし、次のとおり計画した。

消防学校備蓄分	3万セット
ボランティアグループ配布分	15万セット
企業等寄贈期待分	7万セット
差引県購入分	5万セット
計	30万セット

消防学校備蓄分3万セットについては、25日～26日、商工部職員が現地で自衛隊車両に積み込みを行い、神戸市6区及び芦屋市に配布した。

ボランティアグループ配布分15万セットについては、ボランティアグループ「社さぽうと21」が避難者の多い神戸市6区（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区）、西宮市、芦屋市、北淡町を対象に独自調達の車両とボランティアにより、1月30日～2月4日にかけて各

避難所を巡回し配布することとなった。

県購入分については、輸送ルートも考慮して、淡路の4,000セットは、1月25日香川県の業者に発注し、28日に淡路島各町の指定場所に発送した。

神戸市、阪神間の各市分46,000セットについても、25日、(社)日本ボディーファッション協会等に各市・区の指定場所に配送するよう発注した。なお、2月に入り、自衛隊の協力を仰ぎ、ボランティアグループ配布不能見込み分90,000セットを各市・区の指定場所に配布した。

## ② ガソリン、軽油、灯油の流通確保対策

震災当日は、被災地におけるガソリンスタンドの被害状況の確認に努めたが、電話網の混乱等により情報収集は遅々として進まなかった。

ガソリンや灯油不足の“噂”が流れることによるパニックを防止するために、18日に入ると、県石油商業組合と連絡を取り休業スタンドの被害状況の確認と営業再開要請を行った。なお、18日の営業状況は14%と判明した。

併せて、近畿通産局資源部石油課を通じ、石油元売12社に対し、ガソリン、軽油、灯油の安定供給の要請を行う一方、個々の店舗の被害状況調査と早期の営業再開への努力を要請した。

1月19日の営業状況は、被災地域内の全ガソリンスタンドの28%であったが、休業店舗109件中、49件が輸送の悪化に伴う在庫不足であった。

このため、石油類運送会社に迅速な配送努力を要請することとし、県警と連絡を取り合って、通行規制区間、通行許可標章の取得方法などについて指導した。

その後、徐々に営業回復が見られ、とくに価格の値上がりもなく、1月22日には305店(60%)に伸びた。

在庫不足により休業していたガソリンスタンドも24日には再開し、ガソリン、灯油の在庫量も十分となった。また、電気の復旧に伴い営業を再開する店舗も増え、営業率は1月30日には92%となり、平常に近い状態に戻った。

2月に入ると店舗の被災や設備の破損により休業していた店舗も、営業を再開しはじめ、16日には、営業率96%に達し、完全に平常状態になった。

2月4日には、屋外避難者用テント(21カ所、418張り)への暖房用灯油の輸送について、自衛隊の業務の一部を県が引き継ぐことになり、近畿通産局石油課、災害対策本部、兵庫県石油商業組合の3者による調整を行い、2月10日に供給システムを確立、2月13日からスタートさせた。

## ③ 生活必需物資の流通確保対策

震災当日は、被災地内の百貨店、スーパー及びコンビニエンスストア等の営業状況、物資供給状況の把握に努めたが、当日午後8時現在の営業店舗数は調査対象計625店のうち217店(34.7%)であった(内訳:百貨店なし、スーパー53店舗、コンビニ約150店舗、生協14店舗)。

交通渋滞に加え被害状況の把握が十分できないため、各社とも混乱を極め、正常に物資の供給が行えない状態であり、営業を再開した店舗には買物客が殺到して特に飲料水やラーメンな

どの食料品等の在庫切れや品薄状態が生じていた。店頭には長い行列ができたり、混雑防止のため入場制限を行っている店舗もあった。

県としては、チェーンストア協会及び関係各社に対して、営業可能な店舗への生活物資の供給と、建物内での営業が不可能な店舗については駐車場等での臨時営業について最大限の努力を行うように要請する一方、各社の行う生活必需物資の輸送に対する支援として、交通情報の提供等を行った。

1月19日に入ると、交通網の寸断・渋滞により物資輸送の遅れが深刻となり、迅速な輸送確保が最大の課題となってきた。警察の緊急車両による先導等、神戸市内の各店舗への陸路輸送の確保に努める一方、陸上自衛隊の大型ヘリコプターによる空輸（大阪空港→ヘリ→県消防学校）を実施（19日～20日）し、飲料水・ラーメン・牛乳等の生活必需物資を輸送した。

1月20日には、不足物資の現地調査を行う一方、大型店の生活必需物資の供給状況を把握したが、衣料類では肌着、食品ではパン・カップラーメン等の非常食品、日用品ではポリタンク・乾電池等の需要が高いことが判明した。

被災地内の商店街・小売市場もライフラインの損傷にもかかわらず、神戸市内の元町商店街や東山市場の一部で営業を再開しつつあった。

こうした結果、主要百貨店、スーパー、生協、コンビニエンスストアの開店状況は、1月20日22時現在では、502店（80.3%）に達し、急速な回復を見た。

なお、21日以降、随時、主要量販店に対し、県に寄せられた生活必需物資の店頭無償配付を依頼して実施した。

その後も、主要百貨店、スーパー、生協、コンビニエンスストアの開店状況は順次回復し、生活物資へのニーズは、衣類への志向が高いほか、非常食から常用食へ、災害グッズから簡易家具へと変化をみせた。

2月に入っても、購買状況の調査を行ったが、大規模小売店舗等の営業状況はほぼ平常化し、5日16:00現在の主要百貨店、スーパー、生協、コンビニエンスストアの開店状況は、調査対象計625店のうち545店（87.2%）に達した。

#### ④ 災害対策資材等の流通確保対策

1月18日未明以降、県警本部から柩（ひつぎ）の大量の調達依頼があり、兵庫県葬祭事業協同組合連合会をはじめ、全国葬祭事業協同組合連合会へも協力を要請した。

調達できた柩の輸送については、県警の緊急車両によるリレー先導などにより迅速な対応を図った。あわせて、ドライアイスの調達についても行い、大阪のメーカーによる緊急生産の協力も得て確保した。この間確保した柩は1,262本、ドライアイス30トンであったが、20日には必要量を確保できた。

1月18日以降、災害救助用物資等34品目について、県下関連21団体に供給可能体制についての緊急調査を行ったが、各業界とも供給確保についての取り組みを開始しており相当数の資材について、所要の供給が可能との回答を得た。

品 目	数 量	調 達 先	品 目	数 量	調 達 先
テント	35張	T S P太陽（大阪）	軍 手	2万双	加西商工会議所
乾電池	2万個	松下電器産業（大阪）	長 靴	8,000足	アキレスほか
懐中電灯	1万個	松下電器産業（大阪）	ガソリン券	30万ℓ	出光石油神戸支店
スコップ	1万個	三木商工会議所	レンタカー	50台	マツダレンタリース 姫路ほか

ただ、懐中電灯の品不足が深刻となってきたため、(社)日本乾電池工業会に追加要請を行い、1月24日～25日にかけてグリーンピア三木（物資備蓄基地）に到着し、順次市町に配送した。

また、降雨に備えて、1月21日、業界団体等にビニールシート、傘、カップ、長靴等の在庫調査を行い、ビニールシートは、近畿地域での在庫がほとんどなかったため、メーカーが緊急増産に入る一方、全国各地からの在庫の調達や大手建設会社への協力要請などに努めた。

1月23日、本格的な復旧に必要な住宅建材等に係る主要産業団体の供給可能体制、製造能力、今後の対応について近畿通産局に対し、調査要請を行った。

1月27日以降、近畿通産局から、住宅建材等の主要42品目について回答があり、生コン、石こうボードを除き、供給に懸念がない旨の回答があった。

2月以降、(財)建設物価調査会から、主要建設資材20品目の価格、生産、在庫及び流通の動向について情報を入手することとし、3月中旬までは毎週、5月末までは隔週、6月以降は月1回（月末）の頻度で、11月以降は、資材の動向が比較的安定していることから少し間を置いて、平成8年1月18日に速報を入手し、復旧建設資材の需給・価格等の動向把握を行った。

#### ウ 住宅復旧用木材供給体制の整備

今回の阪神・淡路大震災においては、家屋等に多くの被害が発生し、その状況は時間が経過するに従い明らかになるとともに被害量が増大し、極めて大きなものとなった。

兵庫県対策本部が取りまとめた家屋等の最終的な被害状況は次のとおりとなった。

焼失家屋7,456棟(9,322世帯)、倒壊家屋192,706棟(406,337世帯)で、家屋被害は20万棟、り災世帯は41万世帯を超えるものになった。

震災直後、住宅被害の大きさが予想され、住宅復旧に必要な住宅資材として重要な木材の供給に対する取り組みが緊急の課題となった。さらに、木材供給を担う木材市場や木材販売店も、震災により木材倉庫や製材施設等に被害を受けており、その復旧を緊急に行う必要があった。

また今回の震災では、木造住宅を中心に大きな被害が発生し、木造住宅が地震に対して弱いとの認識を与えるマスコミ報道がなされ、県民の木造住宅に対する不信感の拡大が懸念されたため、木造住宅の倒壊の原因究明と木造住宅の安全性の普及啓発の推進が重要な課題となった。

#### ① 阪神・淡路大震災復旧用木材供給対策協議会の設置

阪神・淡路大震災の住宅復旧に必要な木材の安定的供給を図るために、震災後間もない1月

27日に、国（大阪管林局）、県（都市政策課、建築指導課、林務課）、兵庫県木材業協同組合連合会、兵庫県森林組合連合会、兵庫県木造住宅建築事業協同組合、木材産業関係者で構成する「阪神・淡路大震災復旧用木材供給対策協議会」を設置し、①復旧用木材の安定供給、②木材価格の安定、③木造住宅の安全性の普及啓発等を図るための情報収集・提供、連絡調整を行うとともに、その対応策に取り組むこととなった。

#### 〈取り組み状況〉

阪神・淡路大震災復旧用木材供給対策協議会では、1月27日に第1回協議会を開催し、兵庫県木材業協同組合連合会が、国や県外からの救援用木材を受け入れることとし、組合員の倉庫等を利用したストックヤードを神戸市西区並びに加東郡東条町に設置したほか、兵庫県木材業協同組合連合会の会員である兵庫県木造住宅建築事業協同組合が、地震、台風、火災に強い総合的な技術改善指針の作成と在来工法木造住宅の信頼回復を図るため、「木造建築技術改善指針プロジェクトチーム」を設置することとなった。

3月15日には、第2回協議会を開催し、兵庫県と震災地の木材の供給体制の整備を図るために林野庁が派遣した「現地支援チーム」と合同で行った震災後の木材需給状況等の調査（2月下旬から3月上旬）結果を、協議会に報告し今後の取り組みについて協議した。

この調査では、最も被害のあった神戸市内でも流通復旧は早く、兵庫・長田区でも仮事務所を開いて営業を再開しており、木材・合板とも不足感はないが①復興の始まる時期、②価格安定、③大工の確保、④交通渋滞、⑤木造住宅のPRの5点が問題とされた。

また、木造住宅等震災調査委員会から、①耐力壁（筋かいの入った壁など）の量と配置が適切で、施工も入念であるなど、構造的、耐震的配慮がなされていると思われる在来工法は外見上ほとんど被害がない。②最近建てられた新耐震基準に適合し適切な施工管理が行われたと思われる住宅（住宅金融公庫のマイホームの新築融資を受けた住宅）は、調査の範囲では、在来工法・枠組壁工法・プレハブ工法によらず、外見上はほとんど被害がないとの概況報告を受け、兵庫県は当協議会と共同して木造住宅の安全性等の普及啓発を推進することとなった。

6月15日には第3回協議会を開催し、震災地の大工・工務店は家屋の修繕等に追われており、本格的な新築工事がストップしている状態なので、急激な木材需要の増加は見込めないが、その後の住宅着工状況等に注目することとし、6月22日にオープンする「神戸・復興住宅メッセ」の住宅相談を通じて、住宅建築に対する被災者の希望等を把握し、的確な木造住宅の建築見込みを把握することとした。

10月13日には第4回協議会を開催した。県内の新設住宅着工戸数は急増しているものの、労務不足により施工できる戸数に限りがあること、また、全国的には住宅着工が落ち込んでいることから、木材の供給は安定している。しかし、住宅修繕が一段落すれば、新築工事の増加が見込まれるので、今後も被災地域の木材需要動向の把握に努めることとした。

#### ② 今後の課題

現在までは、木材の需給は安定しているが、住宅着工状況等の動向を把握し、的確な木材の

需給量を把握するとともに、在来工法木造住宅の信頼性を回復するために木造住宅の安全性等の普及啓発を引き続き行う必要があると思われる。

#### 〈木造住宅の安全性等の普及啓発の実施状況〉

- ① 木造住宅の良さ等の新聞掲載
  - ・神戸新聞（発行部数：35万部）に2回掲載（5月26日、6月30日）
- ② 木造住宅の耐震性についての研修会、講演会等
  - ・3月18日から11月3日まで7回開催。参加人員 642名。
- ③ 木造住宅の耐震性パンフレット等の配付（6種類、19,430部）
- ④ 総合住宅相談所等における住宅相談等
  - ・総合住宅相談所（兵庫県設置、4月1日～、9カ所）
  - ・神戸・復興住宅メッセ（神戸市住宅供給公社設置、6月22日～）
- ⑤ イベント等の開催による普及啓発
  - ・ひょうご木材フェアによる木造住宅の耐震構造の模型の展示及び住宅相談（10月8日）
  - ・「兵庫発！地震に強い家づくり」建前ショーの開催（11月11日）
  - ・「こころ豊かな木のすまいフォーラム」の開催（平成8年1月11日）
- ⑥ 木造建築技術改善指針プロジェクトの設置
  - ・一般消費者向けの耐震性木造住宅（構造編）のVTRの作成  
次年度に仕上げ編、メンテナンス編を作成予定
  - ・木造住宅のチェックマニュアルを作成 “ママは、わが家の賢築士”

#### エ 救援物資等備蓄基地

地震による被害の大きさが全国に伝わるにつれ、各地から物資提供の申し出があり、1月18日、兵庫県消防学校を救援物資の備蓄基地として運営することとした。

##### 「消防学校基地」

- ・神戸市北区山田町下谷上字中一里山15-13
- ・面積 運動場 9,781 m<sup>2</sup> テント120張り

18日以降、ヘリコプターやトラックによる救援物資の搬入増大に対応し、24時間体制で物資の受け入れを行い、一時的に屋内訓練所に毛布、食料、日用雑貨等分類しながら保管したが、深夜にはほぼ満杯状態となった。

このため、被災市の各災害対策本部と調整し、トラック（20～30台）による市町への救援物資搬送を開始するとともに、21日からは、避難所からの要望に迅速に対応するため、備蓄基地から避難所への直接搬送も開始した。

消防学校運動場での保管体制を本格化したが、すぐにスペース不足の状態となり、なお全国から多くの救援物資が寄せられていることから、第2の備蓄基地として年金事業団の保養施設である三木市のグリーンピア三木第2駐車場を物資備蓄基地として借り受けることについて協議を進め、21日午後には受け入れ態勢を整えるとともに、23日からは、消防団100名（3交代延べ300名）

の応援もあり、24時間体制で全国各地からの救援物資を受け入れた。

「グリーンピア三木基地」

- ・三木市細川町槇山900

大規模年金保養基地グリーンピア三木内

- ・面積 第2駐車場 7,000 m<sup>2</sup> テント400張り  
グラウンド 6,500 m<sup>2</sup> テント150張り

その後も、消防学校では、ボランティアの協力を得て、食料、飲料水、衣類等の搬送に努め、自衛隊ヘリコプターによる淡路への食料品等の搬送も行われた。

また、グリーンピア三木基地では、物資の仕分け作業のため、民間ボランティア、高校生、大学生が活躍したほか、各市の青年会議所が、車20台で配送の応援をするなど協力の輪が広がった。

2月3日には、三木山森林公園を、毛布・布団など比較的長期間備蓄する物資を対象とした第3の物資備蓄基地として、県職員4名、消防団50名を配置した。

「三木山森林公園基地」

- ・三木市福井字三木山2465-1

- ・面積 第1、第2、第3駐車場 イベント広場  
9,700 m<sup>2</sup> 大型テント6張り

2月14日より、救援物資の長期保管に対応するため、第4番目の基地として大阪空港旧外国貨物ビル(6,500m<sup>2</sup>)を関西空港ビルディング株式会社から借り受け、毛布・防水シート等を保管するとともに、関東方面から来る物資の受け入れ基地としても使用することとした。

「大阪空港内基地」

- ・豊中市蛍ヶ池西町3丁目400

- ・面積 大阪空港内(旧外国貨物ビル) 6,500 m<sup>2</sup>

2月中旬になると、物資の搬入も次第に減少し、夜間における搬入もほとんどみられなくなった。一方、県職員はもとより、ボランティア、他府県、市町の職員、消防団員等の協力により、物資の仕分け、在庫整理が進み、被災地各市町災害対策本部や避難所への搬入もスムーズになっていった。

消防学校基地については、4月から始まる消防教育に備えるため、3月15日をもって閉鎖し物資搬送の中心基地は、グリーンピア三木に移った。また、大阪空港内基地については、今後の余震等に備えるために必要な毛布、ビニールシート、防寒着等を備蓄する最終の集約基地と位置づけるとともに、物資の管理、保管、配送を効率的に行うため、3月15日、民間倉庫会社への管理委託を行った。

3月以降になると、避難所緊急パトロール隊の巡回の際における、避難所の不足物資の調査等きめ細かい方策によって、避難所への物資配送が一層増加した。

4月以降引き続き避難所等への物資配送により、備蓄物資量が減少したことや、各基地の本来業務を考慮する必要もあり、4月14日に三木山森林公園基地を、4月30日にグリーンピア三木基

地をそれぞれ閉鎖した。

大阪空港基地に集約された物資の中では、古着、古毛布、ポリタンクが多く、後々までこの物資の配送、活用等に苦慮することになった。

避難所が廃止された後は、仮設住宅（ふれあいセンター）への物資配送を中心として各種ボランティアグループ、自治会、被災地市町への配送を行った。

10月以降は、気候の寒さとあいまって、衣類、毛布等の要望が多く、物資の在庫も次第に減少し、12月早々にはすべての救援物資を配送完了した。これに伴って、大阪空港基地は、12月15日をもって閉鎖することとした。

なお、救援物資の各方面へのトラックによる配送は、業者委託700回、ボランティア等によるものを含めると、1,000回を上回るものとなった。

## (2) 物価安定対策

### ア 相談体制の強化

震災後直ちに既設の物価ダイヤル等を利用して県民からの苦情・相談に対応したが、1月24日からは物価ダイヤルを増設し、24時間対応体制に拡充、便乗値上げ・買占め売り惜しみの疑いのある業者に対しては、すみやかに事実確認のうえ、不当な行為については是正指導を行った。

震災直後は食料品、日用品の相談が多く、時が経つにつれて家賃、家屋修理に関するものが増加していったが、特に便乗値上げと断定できるものは見られなかった。

* 物価ダイヤル受け付け件数	1月18日～3月31日	404件
	4月1日～6月30日	143件
	7月1日～平成8年1月31日	138件

### イ 価格監視の実施

小売店の営業再開に伴い、1月19日から3月31日までの間、週1回（農林物資については、週2回）食料品・日用品等生活関連物資44品目についての小売価格調査を県下155店舗で実施し、価格と需給の動向を把握するとともに、便乗値上げや売り惜しみがどうか調査を行うこととした。

* 営業率（1月23日）	大規模小売店	89%	・	コープこうべ	94%
	ガソリンスタンド	72%			

灯油、ガソリン等については、価格は安定しており、その他の商品についても価格の高騰はみられなかったが、阪神地域において、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、アンダーシャツについて震災前と比較して若干の価格の上昇があった。

しかし、この上昇は、特売商品が非常に少なかったために生じたものであり、その後、物流が徐々に回復に向かい、震災前とほぼ同じ状態に戻った。

食料品は、ライフラインの関係で、調理を要する肉・魚が店頭になかった。みかんの価格上昇は、震災前からの品薄傾向によるもので、まもなく安定し、他の品目についても価格の変動はみられなかった。また、小売店の開店状況も徐々に増加してきたことが認められた。

## 小売価格調査品目

種 類	品目数	品 目	担 当 部 局
農 林 物 資	28	食パン、食用油、みそ、おにぎり、包装もち、輸入牛肉、国産牛肉、まぐろ、キャベツ、にんじん、ねぎ、りんご、みかん、いわし、ほうれんそう、はくさい、ばれいしょ、だいこん、きゅうり、トマト、たまねぎ、塩さけ、卵、ミネラルウォーター、牛乳、即席中華めん、 <u>育児用粉ミルク</u> 、 <u>カップめん</u>	農 林 水 産 部
商 工 物 資	16	LPG、灯油、軽油、ガソリン、紙おむつ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、アンダーシャツ、乾電池、生理用品、ガスボンベ、 <u>シャンプー</u> 、 <u>洗濯用洗剤</u> 、 <u>台所用洗剤</u> 、 <u>ラップ</u> 、 <u>アルミホイル</u>	商 工 部  (下線は、県独自に指定した)

そのほか、1月28日・29日に物価モニター(133名)に対して生鮮野菜及び家賃の価格動向等の聞き取り調査を実施したが、生鮮野菜について、3割が価格上昇と品薄を指摘し、また、今後、家賃の上昇を予測する者が多くあった。

また、生活関連物資の価格動向調査を、くらしのクリエイター(607名)により1月31日から3月14日の間に4回、物価モニター(133名)により2月10日から3月17日の間に6回実施したが、いずれも被災地とその他の地域での価格差は見られず、物価は安定していた。

これら、震災直後からの緊急価格動向調査の多くは3月末をもって終了したが、4月からは、月1回の生活必需物資の販売価格と需給状況調査に引き継いでいる。調査品目は、生活関連物資37品目で、職員及び民間調査員による価格調査及び出回り状況の聞き取りを行っている。全般に品薄や便乗値上げの傾向は見られないが、一部の生鮮食品に天候不順による価格の高騰(ねぎ、レタス等)が見られた。その他の商品については、価格需給ともに安定している。また、ガソリンについては、若干の値下がり傾向が見られた。

### ウ 家賃値上げの監視

住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、兵庫県宅地建物取引業協会等に対し、協力を要請するとともに、1月30日から不動産取り扱い業者に対する調査を実施して家賃状況の把握に努めるとともに値上げ物件を取り扱わない等の要請・指導を行った。

被災地及び周辺地域では震災直後に空き物件がほとんどなくなったが、4月の転勤シーズン以降、徐々に物件が出回るようになり、11月以降では半数以上の業者が物件を取り扱っている。しかし、取り扱い件数は少なく、物件不足の状況が続いている。

また、家賃の値上げが確認できたのは71件で、その理由としては、補修や改築費用を転嫁したケースが大半であり、総じて家賃高騰の状況はなかった。

・調査方法等

- ① 調査日 …………… 平成7年1月30日～12月12日（計20回）継続中
- ② 調査対象 ……… 被災地及びその周辺地域の不動産取り扱い業者約 6,400社  
1回当たり約300社を対象とし、延べ6,100社に問い合わせた。
- ③ 調査方法 ……… 県職員の電話による聞き取り調査

エ 国等への要請

1月28日、価格高騰等に迅速に対応できるよう、国に対して「生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等物価安定緊急対策の実施を要請し、電話、電気、ガス、郵便料金等については、値上げの凍結や支払い免除等の措置がとられた。

さらに、各市町に対しても、物価安定対策の充実について、きめの細かい対策を図るよう通知した。

オ 生活情報の提供

物価の安定のためには、供給対策だけでなく、消費者の買い急ぎや、悪質な商法からの被害を防止するなど、適切な情報提供が必要であった。そこで、各避難所に迅速かつ的確な生活情報を提供する必要性から、家賃や建築工事関連の人件費の動向等について、物価啓発誌の臨時号を作成、47,000部を被災地域中心に配布し、啓発に努めるなど生活情報の提供を行った。

その後の価格動向等についても物価情報誌等で継続的に情報提供を行った。

カ 悪質商法追放キャンペーンの実施

事業者の販売活動及び住民の生活が復旧してくるに伴い、被災者の弱みにつけこむ悪質な訪問販売や不当なおとり広告による被害、あるいは便乗値上げの発生等が懸念されたため、これらの悪質・不当な行為による被害を防止するために、被災地の市町、県警及び県が連携して、悪質事業者の取り締まりや消費者への情報提供等の事業を強化・実施した。

特に、3月11日から3月25日の間、被災地25か所において、街頭キャンペーンを行い、啓発チラシ等を配布し、悪質商法への注意を呼びかけた。

## 5 ライフラインの復旧（水道、電気、電話、ガス等）

### 〔概要〕

地震によるライフラインの被害は甚大であったが、各施設において被害箇所の確認と早期復旧に努めるとともに、被災者に対するさまざまな支援活動が展開された。

水道施設は、配水管等の管路に被害が集中したため、国及び全国の水道事業者の支援を受け、他府県も含めたチームによる復旧作業が行われるとともに、自衛隊等による緊急給水活動も地震当日から実施された。

また、特に被害が甚だしく断水期間が長期化した神戸市、芦屋市、西宮市に対しては、市の給水活動を補完するため、県が直接手配して、病院等に給水車やポリタンクによる医療用水の供給を行うとともに、避難所等への生活用水の供給も行った。

地震直後の県下における断水戸数は 127 万戸に及び、県民生活に重大な障害が生じたが、復旧率は 1 月中には 63% に、2 月 17 日には 86% に達した。

被害のひどかった神戸市、西宮市、芦屋市においても 2 月末には家屋倒壊等による一部地域を除き仮復旧が完了。自衛隊、他府県、市町、民間による緊急給水活動は 3 月 22 日をもってすべて終了し、4 月 17 日の神戸市復旧により全戸への通水が完了した。

公共下水道に関しては、下水道の災害は全国でも実績が少なく、交通が輻輳（ふくそう）している現場での作業でもあり、思うように復旧がはかどらなかつたが、4 月下旬には家屋倒壊等の地域を除き、仮復旧が完了した。

一方、処理場で最大の被害を受けた神戸市東灘処理場が 5 月 1 日に機能が復旧し、これにより県下の全処理場で高級処理が可能となった。

工業用水道では、神戸市外 3 市で 251 事業所の工業用水が送水停止となったが、2 月初旬には神戸、西宮工水を除き給水ができるようになり、神戸市工水の給水開始の 4 月 10 日をもってすべての仮復旧が終了した。

電気施設は、火力発電所、送電線、変電所及び配電線が甚大な被害を受け、震災直後は 260 万戸が停電したが、同日午前 7 時 30 分には停電戸数 100 万戸まで復旧し、未復旧地域の病院等に対して、関西電力(株)を中心として、全国の電力会社等からの応援を得た移動式発電機車による緊急送電を実施するなどの復旧に取り組んだ結果、震災 1 週間後の 23 日には応急送電が完了した。

電話については、交換機故障や通信ケーブルの被害による不通のほか、神戸方面に対しての通話が集中したことによる輻輳状況も発生した。応急復旧対策として、避難所等に特設公衆電話や F A X を設置するとともに、応急復旧班の増員等により、1 月 31 日には復旧対象の 100,000 回線についてはほぼ復旧が完了した。

都市ガス施設については、ガス管の損傷がひどく、約 845,000 戸でガス供給が停止したほか、供給停止以外の地域からガス漏れの通報が殺到した。大阪ガス(株)により、代替燃料としてのカセットガスコンロやボンベが提供されるとともに、全国のガス会社からの応援も含め、7,800 名体制での復旧作業が行われたが、復旧作業の障害が多く、被災後 1 カ月後の復旧率は 33% にとどまった。

3月からは9,700名体制で復旧作業が行われ、4月11日には、焼失、倒壊により当面の使用が見込めない対象を除き、復旧が完了した。

LPガスについては、(財)兵庫県プロパンガス保安協会による電話相談が行われるとともに、1月30日には消費世帯の安全点検を終了した。

#### (1) 水道施設の被害と応急・復旧への対応状況

地震直後、県下の断水戸数は127万戸に及び、翌日までに復旧した地域を除く9市5町において断水が継続したため、県民生活に重大な障害が生じた。

水道は、今回の震災で、貯水・取水から配水・給水まで多くの施設で被害が発生した。貯水施設では、西宮市のニテコ貯水池の堰堤（えんてい）が破損し崩壊寸前になるなど4市1町の9施設で、取水施設では、芦屋市の取水口が土砂崩れで取水不能になったほか5カ所で、浄水場は大きな損壊こそなかったものの9事業10カ所が構築物や施設・設備の破損により一部機能に支障が生じ、また配水池が6市11カ所、その他ポンプ・電気・計装などの多くの設備が損害を受けた。

さらに、導水管、配水管等の管路には、甚大な被害が集中し、広範囲で断水が継続することとなったため、18日から県職員を被災市町へ派遣するとともに、県に派遣された厚生省職員と被害状況の確認や緊急給水、応急復旧の方法等について協議を行い、全国都道府県から提供された復旧工事等のための資材・応援人材等のリストを被災市町に配布、厚生省と日本水道協会に対して他府県及び県内市町による緊急給水活動ならびに復旧作業チームの出動を要請した。

緊急給水活動にあたっては、自衛隊の災害派遣や全国の水道事業体に、企業や民間のボランティアも加わって給水車やポリタンク、ペットボトルを利用した給水が行われた。

特に、医療用水については、県企業庁において、市町による給水活動を補完するため、民間企業やボランティア団体も加わって、1月21日から3月8日までの間、特に被害の大きく断水期間の長期化の予想された神戸市、西宮市及び芦屋市の病院に医療用水延べ8,850 $\text{m}^3$ の給水を行った。貯水槽が高所に設置されている病院への給水にあたっては、航空自衛隊の炊飯用給水車に代表される加圧給水車が活躍した。

また、トイレや洗濯に使用する生活用水についても、1月22日から3月9日までの間、県下建設業界等の支援のもと、生コン車や散水車等を使用して避難所になった学校のプール等にのべ8,168 $\text{m}^3$ の給水を行った。

これら緊急給水活動の給水拠点には、各地の浄水場と併せて、支援要請に応じてかけつけた海上自衛隊や海上保安庁、大阪市港湾局の船舶も利用された。

応急復旧工事についても、全国の水道事業体等の支援を受けて取り組んだ。

1月27日には、施設の早期復旧を図るため、大阪府の提案を受け厚生省との協議のうえ、同府水道部に、水道復旧支援本部を設置し、被災地応援に関する資材、人材等の支援受入、市町への割当等を行った。

1月中に、三木市（21日）、淡路町・東浦町（24日）、川西市（25日）、津名町・一宮町（30日）、尼崎

市・明石市（31日）の4市4町で仮復旧が完了した。（復旧率63%）

また、2月にはいってからも伊丹市（2日）、宝塚市（7日）、北淡町（11日）で仮復旧完了し、震災発生1カ月後の2月17日時点での断水は、神戸市、西宮市、芦屋市の3市で約175,000戸となった。（復旧率86%）

これら3市については、最も主要な給水源である阪神水道企業団からの送水が導水管の破損により送水量を増やせず、水道管路における漏水も激しかったため、1日の断水復旧戸数が数百戸程度に止まるような状況であり、給水量の確保がカギとなった。このため、神戸市西部地域に対しては県営水道からの送水量を増やすとともに、神戸市、西宮市に対しては、河川管理者である近畿地方建設局及び県の協力を得て、淀川と武庫川から緊急取水が行われ、給水量不足の恐れを解消することができた。

こうして、神戸市、西宮市、芦屋市においても、2月28日、家屋倒壊等による復旧困難地域を除いて仮復旧が完了した。（復旧率97%）

しかし、この時点でも未通水家屋は3市計で44,156戸あり、家屋倒壊地域における復旧工事が、倒壊家屋のため止水栓を止めることがむづかしかつたことなどにより困難をきわめたため、最終的な全戸通水完了日は芦屋市（3月22日）、西宮市（3月28日）、神戸市（4月17日）となった。

この間、応急復旧工事に関する支援は、全国43都道府県の241水道事業者等から延べ47,455人、ピーク時には1日1,253人にのぼった。

このような水道復旧工事の進捗に伴い、自衛隊、他府県・県内市町及び民間団体による緊急給水も3月22日にすべて終了した。

この間、緊急給水に関する支援は、給水車の数だけでも自衛隊から250台、建設省及び全国46都道府県の651水道事業者から866台、その他民間102団体からも給水車の支援を受け、ピークの1月25日には地元市町も含め給水車835台、給水従事者2,136人による活動が行われた。また、船舶を使用した給水には、海上自衛隊11隻、海上保安庁4隻、大阪市港湾局1隻及び民間7団体の船舶が使用された。

今回の震災では、特に管路部分を中心に、甚大な被害が発生し、被害額は約493億円と見込まれている。また、こうした被害により断水が長期化するなかで、緊急給水の対象として、飲料水に加えて医療用水や生活水の必要性が増すなど、ライフラインとしての水道の重要性が再認識された。今後の水道の復興計画としては、被災した施設の本格復旧と同時に耐震性強化の推進、大容量送水管の整備などの広域的バックアップ施設の整備をすすめる必要がある。

すでに、今回特に被害の大きかった神戸市、西宮市及び阪神水道企業団においては、耐震化指針等を策定しているが、これらの耐震化事業も緒についたばかりで、各水道事業者における耐震化対策は、今後10年、20年と続く息の長い事業である。ライフラインとしての水道の重要性も考えあわせた場合、震災被害地域だけでなく、他の地域についても災害に強い水道施設の整備を図っていく必要がある。

## (2) 流域下水道及び公共下水道の被害と応急・復旧への対応状況

震災当日、交通機関の寸断及び通信回線の混乱するなか、市町及び関係土木事務所に、被災状況及び措置状況の確認を行った。

### ア 流域下水道

県が事業主体である流域下水道は、県下で4流域6処理区において事業を実施中であるが、1月17日に6処理区の内、猪名川、武庫川上流、武庫川下流、加古川下流の4カ所の処理場、ポンプ場において水処理、汚泥処理施設及び設備の損傷、並びに場内道路の陥没等の被害が判明したが、水道の断水によりポンプ等の冷却水を井戸水で代用したり、汚泥の処理過程をバイパス化することにより、処理場の処理機能を保持した。

幹線管渠（かんきょ）については、管路延長も長く、既に供用開始し水深も深いことから、すぐに管内に入って調査が出来なかったが、当日の処理場への流入量や流入水質から判断すると、ほぼ正常どおりの流入量及び流入水質であったため、大きな損傷はないものと推測された。ただ、尼崎市にある武庫川下流浄化センターは断水のため流入量の減少が認められた。

翌18日には、第1報として、この被災状況を建設省へ報告すると共に、武庫川上流、武庫川下流浄化センターでは、汚泥掻寄機の損傷部材を予備部品で応急手当てし、1月21日に復旧を完了した。また、加古川下流浄化センターでは、汚泥脱水機が1台損傷したが、別の脱水機に処理させる工事を1月30日には完了した。

一方、幹線管渠は、路面から陥没のないことを確認し、1月18日以降、管渠内に設置している流量計及び処理場への流入量を継続して監視した。これによると、水道の復旧と共に流入量が徐々に回復し始める傾向を示した。

管渠調査は、道路条件も悪く供用開始をしているという悪条件の下で、職員及び業者の応援を得てマンホール及び管渠内の目視調査を逐次行い、4流域の調査総延長約64kmを2月16日には完了させた。この結果、マンホール及び管渠内に約300カ所のひびわれの補修と一部管の取り替えが必要であることが分かった。

また、被災状況の調査と並行して、2月27日から始まる第1次災害査定に国庫負担申請すべく後述する災害査定設計書を作成し終えた。

### イ 公共下水道

市の被災状況のおおむねが確認できたのは、翌18日午前のことで、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市で被災していることがわかった。情報の収集は通常の電話回線では遅れるため、FAX回線及び衛星回線を利用した。

被災状況は、処理場及びポンプ場では、設備機器・配管類の破損、土木建築構造物の亀裂、場内管理用道路の陥没、管渠では、液状化現象等により土砂が流入し閉塞していることが確認されたが、破損状況はほとんど確認できなかった。

1月21日、県内の人員、資機材のみでは対応が困難であると判断し、土木部長名で建設省都市局下水道部長あて県下被災都市の下水道の早期復旧に向け、他都道府県下各都市及び日本下水道

事業団による支援体制の確立について要請を行った。

1月22日に西宮市枝川浄化センターでは水処理施設のずれによるクラックを急結セメントで処置したり、焼却設備の破損を鋼材で補強することによって仮復旧し、その他応急対応として、処理機能に支障がある設備機器・配管類の破損については予備の部品・仮設配管等で仮工事を実施し、最低限の処理機能を保持させた。

1月23日に、ようやく管渠の本格調査に入った。調査が遅れたのは、被害が甚大で担当職員においても、人命救助や被災者の保護を優先させたためであった。また、家屋倒壊、交通輻輳等の制約、電気、ガス、水道の復旧が先行し、物理的に調査自体が難航したが、目視による1次調査で陥没等2次災害の恐れのあるものは順次応急対応した。

同日に、各市との電話対応では状況が把握できないので、交通手段が無かったが、自転車で各地を回り事態把握と他府県からの災害復旧の応援の要請について事情聴取を行った。

1月24日、日本下水道事業団大阪支社内に建設省の「下水道地震対策連絡会議前線基地本部」が、設置され支援体制が確立した。

なお、2月初旬を目途に1次調査を続行し、建設省の支援により他府県、市町職員の派遣を得てピーク時には400名に及ぶ全国の職員の応援が得られた。また、被災箇所への調査及び応急工事に際し、行政側のみならず業者発注で対応した。

1月25日に、尼崎市東部第2浄化センターでは処理槽のずれによるクラックを急結セメントで処置した。

管渠の1次調査のほぼ完了した1月27日よりTVカメラによる2次調査を開始したが、家屋倒壊、交通輻輳等の制約により、2次調査の完了は当初2月中旬を予定していたが、3月上旬にずれ込んだ。

1月27日には、上水道、下水道の幹線管渠の復旧にともない、家庭内の排水設備からの溢水(いっすい)、使用不能等が予想されるため、給水設備と合わせ、排水設備の点検、応急復旧が急務であると判断し、1月30日に知事名で兵庫県管工事業協同組合連合会あて被災都市への応援を要請し、その旨関係市へ通知を行った。

1月28日には、復旧工事に際し必要となる道路管理者との占用調整協議、他占用事業者との調整を行った。特に、ガスについては下水道管渠に滞留して2次災害の恐れがあるため、調査にあたっては事前に大阪ガスと連携を取りながら実施した。

1月30日に、芦屋市下水処理場では汚水返送管の破断箇所を仮配管することによって処理場の機能が復帰した。

2月2日に尼崎市東部第2浄化センターでは、汚泥かき寄せ機の破損を予備部品で応急処置した。これにより神戸市を除く県下全処理場で高級処理が可能になった。さらに、普及率が高い地域での復旧工事の実施にあたっては、相当数の技術者が必要となることが予想されたため、引き続き他都市の支援を要請していくこととした。

流域及び公共下水道の災害の速やかな復旧を図るため、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負

担法」による国庫負担申請を行うべく、調査が完了したところから随時査定設計書の作成に取り組んだ。

査定設計書の作成に当たっては、今回のような地震災害の経験がなかったことから、過去の被災地である北海道庁等からの応援や、災害復旧採択基準の緩和を国の現地対策本部へ要望するとともに、建設省との度重なる協議、調整を図りつつ事務処理を行った。

前述のとおり、管渠の1次調査が終了した1月下旬から順次、他都市の応援を得ながら、テレビカメラによる2次調査を開始したが、この調査はたいへん困難な調査となった。

管渠の被災延長が長いうえに、交通が輻輳している現道での作業であり、閉塞箇所等の応急処置も併せて行うため、洗浄車、給水車、バキューム車、カメラ車等を同時に配置して実施していく必要があった。調査は作業の不慣れもあり、思うようにはかどらず、被害の特に大きかった西宮市、芦屋市では、4月までずれ込むこととなった。応急復旧を必要とする約260kmの管渠について、家屋倒壊等で調査不可能な一部を除き、仮復旧が完了したのは、4月中旬であった。

一方、処理場で最大の被害を受けた神戸市の東灘処理場においては、5月1日、ようやく機能が復旧し、これにより、県下の全処理場で高級処理が可能となった。

2月27日～3月3日の1次査定でスタートした災害査定は、調査の完了したところから順次進め、合計477カ所、第18次にわたったが、9月14日、神戸市を除き、ようやく終了した。

下水道の災害査定業務は、当初、阪神都市整備局において行ってきたが、4月1日以降、西宮土木事務所において行うこととなった。

なお、神戸市における災害査定は、3月6日～10日の1次査定でスタートし、12月11日～13日の15次査定をもって完了した。

災害査定において特に困ったことは、下水道の災害は全国でも実績が少なく、被害判定の基準や被害状況に応じた復旧工法についての明確な基準が確立されていないことであり、災害提案において、統一性に欠ける部分が生じた点である。これについては今後の検討課題の1つである。

管渠の2次調査や査定設計書の作成など膨大な業務を短期間に行う必要があり、他都市からの応援を得て実施し、3月末までの応援延べ人数は、1万人余を数えた。(神戸市への応援を含む)

比較的被害が軽く災害査定が早く完了した県、伊丹市、川西市などでは、3月下旬から本格的な復旧に向けて、災害復旧工事の実施に入った。また、他の都市においても災害査定と並行して査定の終わった箇所から順次、本復旧工事を実施しているところである。

災害発生以後の経過は以上であるが、今後も公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除を図るうえで重要な都市基盤施設である下水道の使命を災害時にも満足に機能できるよう、施設の維持管理を強化充実させ、今回の経験を教訓とした有効な運転管理の方法を併せて検討する外、復興にあたっては、下水道が持つ潜在的価値(施設の空間利用、処理水の有効利用等)を高めるとともに災害に強い下水道事業の展開が必要と考える。

この具体策として、県を始め、建設省、被災した阪神地域の各市及び日本下水道事業団の下水道関係者により「兵庫県下水道復興計画検討委員会」(以下「委員会」という)を発足し、地震

被害が甚大であった阪神地区を対象に、下水道の抜本的な地震対策及び都市防災機能への貢献策を検討することとなった。

委員会は、第1回を4月28日に開催し、以来、4回の幹事会及び3回の委員会での検討結果を8月上旬に中間報告として取りまとめた。

その後委員会で検討を重ね、トータルで10回の幹事会及び5回の委員会で集中的に協議し、本年3月には「兵庫県下水道復興計画」として以下の主な項目をまとめる予定である。

- ① 地震に強い下水道
  - ・ 施設耐震性の強化
  - ・ ネットワーク化や危険分散
  - ・ 早期復旧を支援する体制づくり
- ② 都市防災に貢献する下水道
  - ・ 水の供給
  - ・ 空間の提供

今後は、この復興計画の実現を図るため、国や関係期間との協議・調整や連携を図ることはもちろん、地域住民の方々の理解・強力を得ながら事業遂行に取り組む考えである。

### (3) 工業用水道の被害と応急・復旧への対応状況

工業用水道事業については、兵庫県及び大阪府の施設が被害を受け、兵庫県下では、神戸市内82事業所、西宮市内53事業所、尼崎市内76事業所、伊丹市内40事業所の工業用水が送水停止に追い込まれた。

工業用水道の事業体である県、各市では復旧作業に取り組み、被災後1カ月で尼崎市、伊丹市、西宮市の一部事業所において送水が可能となった。

県では県下の工業用水道事業を統轄する部署がなく、地域防災計画にも定めがないため、当初、県企業庁が自主的に県下の工業用水道施設の被害状況等の把握を始め、その後、被害状況と国の支援に対する要望の取りまとめ等を実施するにあたり災害対策本部会議での協議により、2月3日から県企業庁の協力を得ながら県商工部で情報収集等にあたった。

1月17日、県工業用水道について、県企業庁工業用水道課が東播磨建設事務所及び姫路利水事務所へ職員を各1名派遣し、被害状況等の把握に努めた。

1月18日以降、県企業庁工業用水道課は、引き続き東播磨建設事務所及び姫路利水事務所に職員を派遣し、調査結果を逐次報告をさせた。

1月下旬から県加古川工水、神戸市工水、尼崎市工水、西宮市工水、伊丹市工水の被害状況の調査及び復旧作業に入った。

県加古川工水は、漏水箇所が4カ所あったが漏水が微量であったため、送水は継続した。

尼崎市工水は、管路の漏水が19カ所あり、1月26日に工事完了し送水を開始したが、さらに水管橋部で3カ所の漏水やバルブの破損等の被害が判明した。

伊丹市工水は、管路の漏水が1カ所で1月25日に工事を完了し、送水を開始したが新たに漏水が2カ所発見され、1月29日に工事を完了し、7割の事業所に暫定給水を開始した。

神戸市工水と西宮市工水については被害が甚大で、神戸市工水については、復旧には2カ月程度かかる見込みであり、西宮市工水は復旧の時期については未定であった。

なお、1月27日から、神戸市には名古屋市・東京都から、西宮市には大阪府・愛知県・岡山県から技術職員派遣の応援を受けた。

復旧作業の進捗に伴い、被害箇所が新たに発見されていった。

県加古川工水は、最終的に7カ所の被害があり、漏水については2月7日に復旧した。

尼崎市工水は、水管橋部6カ所の漏水及び配水管25カ所の復旧工事を終え、2月9日から全事業所に減圧により給水を開始した。

伊丹市工水は、3カ所の漏水について2月6日仮復旧し、2月11日から全事業所に試験給水を開始した。

神戸市工水は、導水管の漏水6カ所が確認され、そのうち5カ所について工事を完了し、配水管路は目視調査を完了した。上ヶ原浄水場の汚泥施設等他に破損箇所を確認した。一部給水を含め2月末を目処に復旧作業を進めたが、この時点では全事業所が断水中であった。

西宮市工水は、送水管の漏水8カ所のうち1カ所、沈殿池2基の基壁面クラックを復旧、配水管22カ所を布設替えし、配水管3カ所の漏水のうち1カ所を復旧し2月4日に4割の事業所に試験通水を開始した。

神戸市工水と西宮市工水については、兵庫県も参画して工業用水道復旧支援本部をそれぞれ設置し、日本工業用水協会の支援を受け、既に応援体制にある自治体に加えて他の事業体からも技術職員の派遣を受けた。

なお、復旧作業と並行して、国に対し、工業用水道事業の災害復旧について、財政支援を要望するとともに2月14日、全体で48億円にのぼる工業用水道の被害額をとりまとめた。

その後、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき、工業用水道施設災害復旧事業費補助金が平成6年度2次補正で県内被災事業体分として41億6百万円の補助金が予算措置された。

復旧作業については、西宮市工水では、最終的に沈殿池2基の汚泥管等9カ所、内壁クラック等、配水施設では配水管39カ所を復旧し、2月27日に全事業所に給水が可能となった。

神戸市工水は、導水管7カ所、上ヶ原浄水場の汚泥施設等の破損箇所、配水管路40カ所の復旧作業を進め、2月28日に一部、試験通水し、各社への通水の準備作業を開始した。東部第4工区島内をはじめ、通水によって判明した配水管路の破損の復旧作業を終え、4月10日に全事業所に給水を開始した。最終的に復旧箇所は、導水施設14カ所、浄水場施設4カ所、送水施設5カ所、配水施設103カ所であった。

神戸市工水の給水開始の4月10日をもって、県内の被害を受けた工業用水道がすべて応急復旧を終え、給水可能となった。今後、耐震化を十分考慮した災害に強い工業用水道施設の整備に向けて、

事業を実施していくこととしている。

#### (4) 電気施設の被害と応急・復旧への対応状況

17日の本震により送電設備等が被害を受け、兵庫県及び大阪府の一部において、260万戸が停電したため、関西電力㈱に被害状況の把握と早期復旧を依頼した。

関西電力㈱では「非常災害対策本部」を設置して応急復旧体制を確立し、健全な系統から順次切替送電を行うとともに、被災設備の復旧に取り組んだ。特に、配電設備の復旧要因として、関西電力㈱の協力会社、全国の電力会社からの応援を得て、ピーク時は4,700人の復旧体制をとり、移動式発電機60台を被災地に投入し、防災の拠点である警察署や消防署、病院に対して優先的に緊急送電を行った。

##### 【復旧状況】

日	時	現在	停電戸数(万戸)
17日	20:00	現在	50
18日	17:00	現在	26
19日	19:00	現在	12
20日	18:00	現在	8
21日	15:00	現在	4
22日	13:30	現在	1.5
23日	15:00	現在	0

1月23日15時、応急送電の体制が整い、送電可能な家屋への電気供給が完了した。

被災等で留守の場合または家屋破損等の場合は、保安上の観点から送電を保留しているため、ラジオ・テレビにより広報し、安全確認のうえ順次電気を送電した。

また、設備の信頼性を向上させるため、本格復旧に向けて、電柱の取り替え作業等を進めた。

#### (5) 電話施設の被害と応急・復旧への対応状況

電話施設等の被害は、地震発生時の電源の停止による交換機故障により、約285,000回線が不通となった。加入者系通信ケーブルも、被災対象地域の全回線数1,443,000回線のうち、約193,000回線が家屋倒壊等により被害を受けた。

地震発生の日1月17日は、全国から神戸方面に対して通常ピーク時の50倍程度の通話が集中し、著しく電話がつながりにくい輻輳状況となり、その後も電話のかかりにくい状況が21日まで続いた。

また、電報は配達できないため受け付けが規制された。

N T Tは被害発生と同時に直ちに復旧作業に取り組み、交換機系は18日の午前中にすべて回復、その他についても1月31日までに順次復旧したが、こうした電話施設の被害状況と応急復旧の進捗状況について、N T T関西支社広報室を窓口として実態を把握するとともに、避難者呼び出し電話の設置要望等について、対応要請を行うなど、対N T Tとの窓口として調整を行った。

18日、N T Tは、約150名の被災調査班を編成し、火災等によるケーブル切断のための不通回線の実態調査に入るとともに、応急復旧対策のひとつとして特設公衆電話が、翌日にはN T Tの支店および避難所となっている小学校等の10カ所に212台が設置された。

以後、応急復旧班を順次増員して、現地で復旧作業に全力をあげたほか、特設公衆電話を設置拡大するとともに仮設住宅等のための電話機(30,000台)を県に寄贈する申し入れも行われた。また、21日には聴覚障害者のため、避難所へ臨時F A Xが22台設置された。

22日になって、不通回線は合計で約60,000回線であり、このうち応急修理で回復が可能と判断されるものが約20,000回線との調査報告が発表されたが、残りの約40,000回線は家屋の全・半壊または焼失により早期回復が困難とN T Tは推定した。

23日には、特設公衆電話(臨時F A Xを含む)の設置も369カ所、1,198台になった。

応急復旧の作業が進むにつれ、新たに回復が必要な回線が判明し、27日時点で当初のN T T推定数字を超える約40,000回線まで回復させたが、復旧対象の回線はなお残った。

特設公衆電話の設置拡大については720カ所2,634台となった。

29日には、約70,000回線が復旧し、神戸市、芦屋市、西宮市以外の地域ではほぼ正常に戻り、翌日には神戸市の一部地域を除きほぼ正常どおり電話が使える状態となるとともに、電報の受け付けについても通常どおりとなった。

31日には、最終的に被害に遭った約193,000回線のうち応急復旧の対象となった約100,000回線の復旧についてほぼ復旧が完了し、2月1日、N T T関西支社から「兵庫県南部地震による応急復旧の完了について」が発表された。

残りの約93,000回線は、家屋の倒壊等により復旧が困難な回線であり、今後家屋の復旧に合わせて対応していくこととなった。

また、特設公衆電話は被災地内の約760カ所に約2,700台が設置された。

#### 兵庫県南部地震における電話施設の被害・復旧状況

区 分	被 害 ・ 復 旧 状 況
交換機故障	原 因：長時間の商用電源の停止とバックアップ電源の損壊等 被災規模：約 285,000回線(神戸地域) り障時間：最大約29時間 復旧対応：交換機の故障については、非常用移動電源車を出動させるなどして、1月18日午前中までに回復
加入者系故障 (電話回線等)	原 因：家屋の全半壊や火災によるケーブル焼失等 被災規模：約 193,000回線 り障時間：約14日間 復旧対応：家屋の全半壊等により早期復旧が困難なものを除き、約 100,000回線を1月31日にほぼ復旧

#### (6) ガス施設の被害と応急・復旧への対応状況

##### ア 都市ガス対策

地震発生後、ガスの状況を把握するため、大阪ガス(株)へ電話をしたが通じなかったため、午前10時50分、大阪ガス(株)兵庫支社（現兵庫事業本部 神戸市中央区東川崎町）へ職員を派遣、「本日正午からガスの供給を全面的に停止する。復旧の見込みは立っていない。」との回答を得た。

大阪ガス(株)では、ガス製造供給設備の被害状況を把握しつつ、早速、神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区の全域、須磨区の一部、芦屋市の一部で供給停止を行い、午後9時までに神戸市の他の地域や阪神地域で、合計約845,000戸を供給停止した。

18日、改めて大阪ガス(株)に対してガスの早期全面復旧を要請した。同社では、(社)日本ガス協会や他のガス事業者から、約1,800名の応援を得て、約7,800名の体制で復旧に取り組むことになり、19日応援隊第一陣が到着した。

大阪ガス(株)は、泉北製造所、姫路製造所の2カ所でLNG（液化天然ガス）を原料として都市ガスを製造しており、これらの施設では被害がなかったため通常通りガスの製造・供給が行われ、復旧作業は、供給の流れや被害状況等から供給停止地区の東側（西宮）及び西側（明石）の両端から開始された。

22日に西宮市の一部で初めて低圧ガス管の点検・修理が行われたが、ガス供給が再開された一般住宅は皆無であった。22日までに中圧でガス供給を行っていた宝塚市立病院、市立川西病院等の一部施設の供給を再開した。

一方、ガス供給停止以外の地域からはガス漏れの通報が殺到し、21日午後6時までに道路での漏れが4,600件、屋内での漏れが1,920件に達した。

24日には宝塚市の一部地区等で一般住宅へのガス供給が初めて再開され、30日までに復旧したのは、40,000戸であった。

震災後、1カ月半ですべての地域で供給を再開する予定であったが、

- ① 雨水、水道管の破損等による導管への予想以上の水の流入
- ② 多数の家屋倒壊、道路の瓦礫、道路の損壊による復旧隊の移動、道路の掘削の遅れ
- ③ 多数の路上駐車による道路の掘削の遅れ
- ④ 交通渋滞
- ⑤ 地中埋設導管の被害状況の把握、漏えい箇所の特定、修繕に多大な時間が必要

等の理由により、復旧作業は遅れた。

このため、大阪ガス(株)から、神戸市、宝塚市、芦屋市、明石市、西宮市、川西市、伊丹市、尼崎市の各災害対策本部へ、避難所用としてカセットガスコンロを112,500台、ボンベを520,500本の提供があった。

25日、大阪ガス(株)と(財)兵庫県プロパンガス保安協会は、代替燃料として一時的にLPガスを使用する一般家庭や避難所等に対し、LPガス容器の使用上の注意に関する文書を作成・配布し、安全な取り扱いの周知徹底を図った。

これまで7,800名の体制で復旧作業を行ってきたが、復旧活動の地域が拡大し、また被害の大きい神戸市中心部へ進むにつれ、さらに復旧作業の困難さが増すことから、新たに全国のガス会社

から500名の応援を得て、2月1日から総勢8,300名の体制で復旧作業を行うこととなった。

2月16日までの復旧戸数の累計は約280,000戸であり、当初の供給停止戸数845,000戸に対しての復旧率は約33%であった。

2月16日までに、ガス供給が再開されたのは、1月30日伊丹市、1月31日猪名川町、2月10日川西市、2月13日には尼崎市と神戸市北区であった。

当初の供給停止戸数は約845,000戸であったが、大阪ガス(株)が調べたところ、このうち焼失及び倒壊により当面の都市ガス使用が見込めない戸数が約153,000戸あり、復旧対象戸数は約692,000戸であることが判明した。

3月16日までの復旧戸数の累計は約595,000戸であり、復旧率は87.5%となった。

復旧産業は2月1日から8,300名の体制で行ってきたが、3月1日からさらに1,400名増員し9,700名の体制で行うこととなった。

また、未復旧の地区に対して、大阪ガス(株)では復旧についての広報活動を行い、①電話での復旧の問い合わせ対応、②自治会単位に地域別復旧予定表の配布、回覧、③特定地域への新聞折り込みチラシ配布等を行った。

その後、3月17日には神戸市垂水区、3月25日には宝塚市においてガス供給が再開された。

4月11日、復旧戸数累計が約691,000戸、復旧率99.9%となり、大阪ガス(株)では復旧作業の完了宣言をし「都市ガスの復旧作業は、ガレキの堆積による道路封鎖等のため、復旧作業にとりかかれない約1,000戸を除き、本日をもって完了します。未復旧の約1,000戸に対しては、復旧作業にとりかかれる状態となり次第、速やかに対応する。また、復旧までの間は、代替手段の提供等を含めて個別に対応する。」と発表した。

これに伴い、全国のガス会社からの応援は4月11日をもって終了した。

## イ LPガス対策

1月17日、(財)兵庫県プロパンガス保安協会の9支所に対し、LPガス消費世帯の被害状況を調査し報告するよう指示した。

1月18日、(財)兵庫県プロパンガス保安協会は、「兵庫県南部地震LPガス災害対策本部」を設置し、二次災害の防止、設備の安全点検に着手するとともに、一般住民からの電話相談窓口を開設した。

病院等からLPガス供給の緊急要請に対応し、直ちに確保するとともに、LPガス販売店に対して、早期に営業再開するよう指導した。

1月30日、(財)兵庫県プロパンガス保安協会は、LPガス消費世帯の安全点検を終了した。

県では、都市ガスの復旧作業の難航に伴うLPガス容器及びカセットボンベの普及に対応し、2月3日、使用済みLPガス容器及びカセットボンベの取扱いについて、各市町災害対策本部に通知し事故防止を図った。

## 6 その他の施設復旧（農林水産施設、公共土木施設）

### 〔概要〕

1月18日以降市町及び施設管理者の被害調査が進まないため、土地改良事務所職員が農地・農業用施設の被害状況のとりまとめを行った。一方、京都大学教授等による技術検討委員会が組織され、1月28日から29日に淡路島の国営、県営のダムを中心に8カ所の現地調査が実施された。また、平成7年の作付けに必要な農業用水を確保するため災害調査を3月末までに終了するよう進め、農家から作付け要望のあった3,000haに対し、約3,200haの水稲作付けを確保できた。

また、農林水産省地質官他により「ため池改修対策検討会」の調査団が結成され現地調査が実施された。これらの結果をもとに復旧工法をとりまとめた。

山地被害については、二次災害防止のため森林防災緊急パトロールを実施するとともに、林野庁も専門技術調査団を派遣し、恒久的な復旧工法を検討するための調査を実施した。須磨区妙法寺地区で不安定土砂の取り除きと、崩落土砂を抑止する土留工を緊急着工したのをはじめ、特に人家等保全対象が近接している地区について順次応急工事に着工し、3月25日に全て応急を終えた。本工事については、6月末までに被害箇所75カ所のうち39カ所に着工し、8年1月末には、70カ所の着工を果たした。本年度末までには、さらに2カ所の追加発注を予定している。

漁港施設では、係留施設、背後のエプロン舗装と用地の陥没や亀裂、臨港道路の地割れと埋め立て地特有の液状化による段差などの被害が生じた。1月31日以降、水産庁との現地協議をふまえて応急仮工事に着工し、これと平行して、本復旧のための災害査定準備も鋭意進めた。この復旧工法としては、重要施設については従来の設計震度より1ランク上の耐震設計とした。

高速道路では甚大な被害が発生し、経済活動のみならず、市民生活に大きな影響を及ぼしている。被害の軽微な区間は1月17日より通行を再開、1月19日以降、播但連絡道路、山陽自動車道、姫路バイパス、舞鶴自動車道等順次復旧が完了した。1月27日には中国自動車道の一部対面2車線での応急復旧が完了した。その後も第二神明道路、阪神高速北神戸線、阪神高速湾岸線や名神高速道路の一部等順次復旧は進み、7月21日には中国自動車道、7月29日には名神高速道路、9月1日には阪神高速湾岸線の復旧が完了した。

阪神高速神戸線（月見山～武庫川）については、京橋～摩耶間が8年2月19日に復旧完了し、若宮～京橋間及び摩耶～深江間が8年8月末に、全線は8年10月末に復旧の見込みである。

また、ハーバーハイウェイ（摩耶～ポートアイランド）については、8年8月末に復旧の見込みである。

県管理道路では、全体状況の把握が困難ななか、橋りょうの被災状況を把握し、応急工事に着手したのをはじめ、幹線道路における応急工事の優先実施、道路に倒壊するおそれのある建物への対処、液状化による道路路床部の被災状況を空洞調査により把握した。応急復旧に関する復旧工法についても、国等関係機関と協議し早期復旧に向けて目途をつけた。

その後も現地調査や建設省との協議を進めながら、2月23～24日の第1次災害査定を皮切りに8月28日～9月1日までの第8次査定までで災害査定を終えた。

査定終了後、ライフライン復旧工事との工程調整や交通対策等の調整を進めながら、早期復旧に向け順次本復旧工事に着手している。

街路については、応急復旧工事に引き続き本格的に本復旧工事を進めた。連続立体交差事業における鉄道施設の復旧についても、建設省との協議の結果、3月に要綱が改正され、都市災害復旧事業として執行できることとなった。また、被災市街地復興土地区画整理事業等と一体的に都市の迅速な復旧・復興を図る街路事業を積極的に推進していくこととした。

河川では、中島川（尼崎市）のパラペット護岸の亀裂、新湊川（神戸市）で会下山トンネル下流部の河道閉塞等の被害があり、応急工事を行ったのをはじめ、8月末までに災害査定を終え、早期復旧に努めている。また、この震災時消火用水が不足したことにかんがみ、防火水の確保と川とのふれあいを目的とした「防災ふれあい河川」の整備を進めている。

砂防関係では砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等で被害があったが、クラックが入る程度で設備の機能を損傷するようなものではなかった。しかし、余震や大雨による2次災害対策の万全を期するため、警戒避難体制の強化、砂防ダムの整備等ソフト、ハード両面の措置を行った。

港湾・海岸施設では、尼崎第1閘門において地震直後にロープが切断し、開放状態となったが、職員の懸命の作業により、2時間余りで防潮機能を回復した。その他、臨港道路の応急復旧、使用可能バースの選定、復旧基準、復旧工法についての運輸省等との協議、復旧に向けて設計震度の見直しなどに努めた。また、1月22日、神戸港の早期復旧に向けて、自衛隊による活動が最も望ましい、①緊急性、②公共性、③代替性の条件を満たすものについて、救援活動を行いたい旨、自衛隊から申し出があった。このことについて、港湾管理者である神戸市に打診したところ、神戸港六甲アイランド、摩耶埠頭等の臨港道路における液状化現象によって生じた噴泥、細砂の除去の希望があった。このため1月23日、県土木部長から自衛隊へ救援活動について要請を行い、1月24日に作業が開始され30日に完了した。県管理港湾、海岸については、2月初旬から応急工事に着手し、8年1月には、94%の工事を発注した。

都市公園施設の復旧については、このたびの震災で都市公園は、避難地や救援・救護活動の場等となり、また、後の仮設住宅建設の用地となる等、平時とは異なる機能を発揮し、また、その役割を果たすことが求められた。このため、これらへの対応、被災施設の復旧対策及び防災公園計画の検討を行った。

自然公園施設等については、六甲山系のハイキング道を神戸市、山岳連盟とともに被害調査を行い、落石や崩落の注意を呼びかける看板を設置した。また、被害箇所の仮復旧を8月に概ね終え、秋から本復旧工事にかかっている。

## (1) 農林水産施設の復旧

### ア 農地・農業用施設

- ① 1月18日以降、通常の被害調査は、市町及び施設管理者が調査するものであるが、混乱状態のなか調査が進まないため、土地改良事務所職員により小さなため池へ範囲を広げ、被害状況

を取りまとめた。1月22日現在の被害は、971カ所、36億72百万円であった。

- ② 1月23日以降、その後、次第にため池の被害が甚大であることが明らかになるなか、京都大学長谷川教授他15名により「兵庫県南部地震に関する技術検討委員会」が結成され、1月28日から29日にかけて淡路島の国営、県営のダムを中心に8カ所の現地調査が実施された。

また、平成7年の作付けに必要な農業用水を確保するため、早期復旧を目指し、災害査定を3月末までに終了するよう計画を樹立するとともに、県内の応援体制に加えて近隣府県からも技術者の応援を得て査定設計書を作成することとした。1月30日現在の被害は、2,479カ所、136億85百万円であった。

- ③ 1月31日以降、農林水産省地質官ほか7名により「兵庫県南部地震に伴うため池改修対策検討会」の調査団が結成され、ため池を中心に72カ所の現地調査を実施するとともに、被災したため池8カ所について亀裂の試掘試験を行った。

これらの結果をもとに復旧工法を「兵庫県南部地震ため池災害復旧査定設計マニュアル」として取りまとめた。2月17日現在の被害は、2,860カ所、169億79百万円であった。

- ④ 2月13日より災害査定の設計書作成に、各府県からの技術者の応援が始まり、被災したため池等の設計書が急ピッチで作成される中、2月20日からは農林水産省による災害査定が始まった。

また、被災したため池に農業用水を依存している水田が約5,000haあり、平成7年の水稲作付への影響が懸念されたため、市町及び関係農家と連携を図り極力農家の意思を反映できるように復旧計画を策定した。その結果、60%にあたる約3,000haにおいて水稲作付けのための農業用水を確保してほしいという強い要望があった。

2月26日に全ての被害が取りまとめられ、4,049カ所、243億75百万円となった。

- ⑤ 農林水産省の災害査定が実施されるなか、7年度の水稲作付に必要な農業用水を確保するため、早期に工事発注を行い田植え期までに貯水するもの、応急工事により一時貯水するもの等の調整を行い、県職員による現地指導等により工事を精力的に進めた。また、ため池復旧工事において、査定設計の技術者応援のような短期的援助とは別に技術者不足を補うための中長期の援助の必要性が生じたため、平成7年4月1日から新たに他府県技術職員6名の応援を受けることとなった。

- ⑥ 被災した約1,200カ所のため池のうち精力的に応急措置や早期工事を実施した結果、1,100カ所において貯水が可能となり、農家から要望のあった3,000haの作付に対し、約3,200haの水稲作付をすることができた。また、農林水産省の災害査定も11週32班にて終了し、査定額は2,374カ所、168億円となった。

被災した農地農業用施設の大半の箇所を平成8年3月末までに復旧するため、工事発注の実施設設計書の作成に取り組んだ。

特に、被害の大きかった洲本土地改良事務所管内においては、9月18日から県内の土地改良事務所職員の応援体制を整え、早期発注を目指した。その結果、平成8年1月末現在において

全体の98%に当たる2,331カ所において工事発注を終え、本格的な復旧工事に取り組んでいる。

#### イ 治山（山腹崩壊）

- ① 1月18日以降、限られた人数と時間では調査に限界があるため、他からの応援を求めることと、保全対象が近接密集している山ろく部を中心に調査をする方針を出し、余震及び降雨等による二次災害防止を図るため、18日から災害調査と併せて森林防災パトロールを実施した。

特に、21日から23日までの3日間、六甲治山事務所の職員に加え、県治山課2名と社農林事務所2名の職員が、六甲地区の被害調査を実施した。22日現在の山地被害箇所43カ所、16億84百万円の被害額であった。

- ② 1月23日以降、引き続き被害調査を実施したが、24日には林野庁が六甲、淡路地区の被害状況を調査した。

山地災害の実態調査と緊急かつ効果的な震災被害復旧対策を樹立するとともに、恒久的な復旧工法等の検討を行うため、林野庁が山口伊佐夫東京大学名誉教授を団長とする学識経験者4名の専門技術調査団を25日から27日までの3日間現地に派遣し、調査を実施（第1次調査）した。

また、林野庁治山課、大阪営林局、岡山県、徳島県、及び県内各農林事務所等の林業関係職員の応援を得て、被災地調査と二次災害防止のための森林防災緊急パトロールを延べ41班94名の職員により25日から27日までの3日間実施した。

山地災害復旧について、建設省六甲砂防工事事務所、県砂防課、県治山課、及び県六甲治山事務所が28日に第1回目の治山砂防連絡調整会議を実施した。

また、応急に治山工事を実施する必要のある7カ所について、設計書を作成した。

今回の被害箇所の内、特に人家等保全対象が近接し、緊急に工事を施行する必要がある10地区13カ所について、1月31日から2月7日までの間、県内農林事務所等の職員の応援を得て、現地測量と復旧計画書を作成（平成6年度災害関連緊急治山事業）した。

1月31日現在の被害箇所60カ所、35億88百万円の被害額であった。

- ③ 本復旧工事を施行するまでの間、緊急に応急工事が必要である神戸市須磨区妙法寺地区で不安定土砂の取り除きと崩落土砂を抑止する土留工の設置について、2月4日、治山応急工事を着工した。以後、緊急を要する箇所（6地区7カ所）については順次応急工事に着手した。

2月13日には被害箇所の内、特に保全対象等が近接し、緊急に治山工事（本工事）の施行を要する10地区について林野庁のヒアリングを受けた。（平成6年度災害関連緊急治山事業10地区13カ所）

2月16日現在の山地被害箇所75カ所、82億6百万円の被害額である。

- ④ 2月20日以降、平成6年度災害関連緊急治山事業の2次補正（災害分）にかかる計画書・設計書作成のため、3月24日まで県外から林業関係職員の応援を求めた。

また、災害関連緊急治山事業の林野庁ヒヤリングを2月28日に受け、続いて工種、工法決定のための調査を3月7日から順次実施した。

- ⑤ 3月8日から3月10日までの3日間、山口伊佐夫東京大学名誉教授を団長とする技術調査団が現地調査（第2次調査）を実施し、山地災害の危険度、降雨時の警戒基準、復旧工法等について取りまとめた。また、2月4日より順次着工していた応急工事（6地区7カ所）が3月25日にすべて完了した。

さらに、3月27日災害関連緊急治山事業（神戸市東灘区住吉台）に着工し、その他の箇所についても以後順次着工した。3月28日には平成7年度治山事業の林野庁ヒヤリングを受けた。

- ⑥ 平成7年度は他府県の林業技術職員14名（六甲治山事務所9名、神戸農林事務所2名、洲本農林水産事務所3名）の応援を求め、4月に13名が着任し、残る1名は5月から着任した。
- ⑦ 5月11日、平成7年度災害関連緊急治山事業の林野庁ヒヤリング（第2次）を受け、5月16日には平成7年度当初予算保留解除分、7月18日、8月31日、10月11日に平成7年度補正予算の林野庁ヒヤリングを受けた。
- ⑧ 6月末までに被害箇所75カ所のうち39カ所で本工事に着工した。これらの箇所については、梅雨期までの進捗目標を定めて工程を管理し、関係者の努力により達成することができた。

また、8月末までに被害箇所75カ所のうち49カ所で本工事に着工した。さらに、平成8年1月末までに被害箇所75カ所のうち70カ所で本工事に着手し、引き続き本年度中には、2カ所の追加発注を予定している。また、1月末までに着工箇所のうち23カ所が完成している。

#### 漁港施設

- ① 1月18日以降（震災2日目以降）は、施設管理者・県・市町が一体となって、被害状況の調査を実施した。被害状況の概要は、係留施設について、施設本体の水平移動と前面への傾斜と沈下に伴い、背後のエプロン舗装と用地の陥没や亀裂により、施設の安全性が保てない状態であった。また、臨港道路については、路面の地割れと埋立地特有の液状化により路面に段差が生じ、安全な通行が出来ない状況であった。

また、漁業活動と漁村生活の早急な復旧を図るとともに災害に強い漁港漁村づくりのために、水産庁の災害及び漁港関係事業担当者並びに関係調査研究機関の専門家からなる調査団が派遣され（メンバーは水産庁防災海岸課災害担当官他10名）、今回の調査結果を分析して、災害に強い漁港漁村の復旧方針を検討した。

- ② 1月23日以降、パトロールと併せ被害調査を進める中で、23日現在の被害箇所15漁港、被害額151億90百万円、24日現在では被害箇所17漁港、被害額156億72百万円と、調査が進むにつれ被害額が増大した。

また、この間に水産庁による第2次調査団が派遣され、被災した漁港施設の応急工事や水産業共同利用施設の復旧のため現地で協議した。第2次調査団は、被災漁港の漁業協同組合、町、県と現地で打ち合わせを行い、早急に漁業活動が再開出来る方策を具体的に決めた。主な内容としては、物揚場・岸壁の段差と道路面の亀裂により生じた段差の解消、バリケードによる安全対策の指示を行った。

二次災害の防止と危険箇所での安全確保が必要な漁港について、応急復旧を実施することと

し、応急工事に必要な現地測量及び応急工事設計書の作成を行った。

30日現在、被災漁港17漁港、被害額198億83百万円、被災水産業共同利用施設67施設、被害額20億77百万円となった。

- ③ 1月31日以降、早急に漁業活動が再開出来るよう、水産庁の第2次調査団との現地協議をふまえて応急仮工事に着手した。

地震による被害を受けた漁港漁村を復旧するにあたり、早急な復旧方針と方策が望まれているところであるが、洲本農林水産事務所及び関係市町の職員が不足しているため、他府県職員及び漁港漁村関係団体等から技術者の派遣協力を得て、漁港漁村の早期復旧に努めた。

- ④ 2月18日以降、被災した漁港施設の内、必要かつ緊急性の高い施設については、早急に漁業活動が再開出来るよう応急仮工事を実施してきたが、応急工事の完成に向けてさらに工事の進捗を図っていった。また、現場での応急復旧と並行して、本復旧に向けた災害査定準備も鋭意進めた。

災害査定準備としては、まず早期復旧するための復旧工法の選定にあったが、復旧工法については水産庁の指導も得て、重要施設については、従来の設計震度より1ランク設計震度を上げた耐震設計とするなどの復旧方針を確立した。

復旧工法が決定されると、査定設計書を作成するための現地測量及び工事積算等の作業を、他府県からの派遣職員等の協力を得て実施していくなど、災害査定に向けた準備を早急に進めた。

公共土木施設（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法関係）分の災害査定は、3月7日から3月10日の4日間の日程で実施された。査定は、淡路地域と神戸・明石市の2地域に分担して実施されたが、この結果13件の査定設計が保留となった。このため、災害査定後、早期保留解除に向けて関係省庁との協議を進めた結果、3月15日付ですべての保留工事の解除がなされた。

- ⑤ 3月16日以降、既に災害査定を受けた公共土木施設分については、早期復旧に向けて実施設計書作成の準備を開始したが、この間に水産業共同利用施設（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律関係）分の災害査定が、3月20日から3月25日の日程で実施され、早期復旧に向けて、工事实施の準備にとりかかった。また、洲本農林水産事務所漁港課においては、4月1日付で他府県から8名の職員を迎えて、災害復旧事業の実施及び早期完成に向けた職員体制を整えた。

- ⑥ 4月28日以降、災害復旧の実実施設計書作成にとりかかった。公共土木施設の災害復旧工事については、各漁港で一斉に工事を実施するようになることから、工事中の漁業活動に支障が生じないように、また工事現場における作業船舶等の輻輳を避け、復旧工事の円滑化を図れるように工事全体の発注計画を確立した。また、これと並行して復旧断面に採用した直立消波ブロックの製作ヤードの確保及び、復旧工事に伴って発生する建設残土及びコンクリート殻等の処分地についても、これを確保すべく関係機関との調整をおこなった。

また、工事発注後についても円滑に復旧工事を進めるため、淡路管内においては定期的に地元漁協と打ち合わせの機会を設けるなどの配慮をしたほか、公共土木施設と水産業共同利用施設の災害復旧が隣接する箇所については、互いの工事工程の調整を行うなどして、漁港機能の早期回復を旨とした。このようにして災害復旧工事の発注を進めていった結果、8月末の時点において全体で概ね8割程度の契約がなされたが、残工事の早期発注に向けて引き続き実施設計書作成等の作業に努めた。

なお、既発注工事については、基礎工及び堤体ブロックの製作等から順次工事を進めていったが、8月末時点における工事の進捗状況は、概ね20%程度の出来高となっており、引き続き災害復旧工事の早期完成に努めた。

- ⑦ 9月1日以降、未契約工事の早期契約と既発注工事の早期完成をめざし、さらに工事の進捗に努めた結果、9月末時点において、公共土木施設分（全体で80カ所）のうち、県営漁港で6カ所、市町営漁港で6カ所の災害復旧工事が完成し、さらに、11月末の時点においては、工事完成箇所が県営漁港で10カ所、市町営漁港で12カ所となった。

また、11月末の段階では、概ね工事契約を終えており、災害復旧工事の早期完成に向けてさらに事業の進捗に努めていった。

- ⑧ 12月1日以降、災害復旧工事の早期完成に向けて、さらに事業の進捗に努めた結果、1月末の時点において公共土木施設分（全体で80カ所）のうち、県営漁港で16カ所、市町営漁港で30カ所の災害復旧工事が完成したが、引き続き残工事の早期完成に向けて、事業の進捗を図っていった。

## (2) 土木施設等の復旧

### ア 道路（高速道路）

高速道路では、名神高速道路、中国自動車道を始め、阪神高速神戸線、同湾岸線、同北神戸線や第二神明道路等が被災した。特に、阪神高速神戸線の被害は甚大で、神戸市東灘区で約630mにわたる高架橋の倒壊や4カ所10径間で落橋したほか、橋脚の座屈や支承の破損、路面の段差など県内約33kmのほぼ全区間で損傷を受けた。また、阪神高速湾岸線西宮港大橋の側径間や名神高速道路上り線の瓦木西高架橋が落橋したのを始め、橋梁や高架橋を中心として多数の構造物が損傷を受けたり土工部で盛土の崩壊や路面の亀裂が発生し、復旧工事が必要となった。

高速道路の復旧は、経済活動のみならず市民生活に及ぼす影響が大きく、その一日も早い復旧が求められた。

地震発生以来、日本道路公団、阪神高速道路公団等により懸命の復旧作業が進められ、被害の軽微な区間は、1月17日より通行を再開するとともに、段差のすりつけや橋梁支承の仮受けなど比較的簡易な応急復旧で通行可能となる区間についても、急ピッチの復旧作業が進められた。

1月19日には播但連絡道路、1月20日には山陽自動車道、1月23日には舞鶴自動車道の全線応急復旧が完了した。

1月27日には一部対面2車線ながら中国自動車道が全線応急復旧した。

1月28日には阪神高速神戸線の撤去、補強等が完了したことにより、国道43号が全線4車線確保された。また、第二神明道路の全線が応急復旧を完了し、阪神高速湾岸線が一部側道を利用して魚崎浜以東が応急復旧した。

さらに、2月12日には中国自動車道が4車線で復旧し、2月17日には名神高速道路の尼崎以東が4車線で復旧するなど、高速道路の応急復旧が進んだ。

高速道路の復旧経過は以下のとおりである。8年1月末現在において復旧が完了していない路線は、阪神高速神戸線（月見山～武庫川）とハーバーハイウェイ（摩耶～ポートアイランド）であり、阪神高速神戸線（月見山～武庫川）については、京橋～摩耶間が8年2月19日に復旧完了したが、若宮～京橋間及び摩耶～深江間が8年8月末、全線は8年10月末に復旧見込みであり、ハーバーハイウェイ（摩耶～ポートアイランド）については、8年8月末復旧見込みである。

中国自動車道	1月17日	東行 津山以西 西行 山崎以西
	1月19日	東行 山崎以西
	1月23日	東行 豊中以東 吉川以西 西行 西宮北以西
	1月27日	全線応急復旧完了（西宮北IC～池田IC暫定片側1車）
	2月12日	一部区間復旧完了（西宮北IC～宝塚IC暫定片側2車）
	7月21日	全線復旧完了
	名神高速道路	1月17日
1月20日		東行 吹田以東
1月23日		西行 吹田以東
1月25日		東行 豊中～吹田
1月31日		西行 豊中～吹田
2月1日		東行 尼崎～豊中（暫定片側1車線）
2月17日		西行 尼崎～豊中
4月20日		全線応急復旧完了（西宮～尼崎暫定片側1車線）
7月29日	全線復旧完了	
山陽自動車道	1月17日	西行 山陽姫路東以西
	1月20日	東行 山陽姫路東以西
舞鶴自動車道	1月17日	春日以北
	1月19日	丹南篠山口以北
	1月23日	全線復旧完了
太子竜野BP	1月17日	通行止め解除
姫路BP	1月17日	中地～姫路西
	1月22日	西行 高砂北～姫路東
	2月25日	全線復旧完了
第二神明道路	1月22日	西行 伊川谷～明石西
	1月28日	西行 須磨～伊川谷 東行 須磨～高丸
	2月25日	全線復旧完了

阪神高速湾岸線	1月20日	天保山以南
	1月21日	東行 尼崎末広～天保山
	1月23日	東行 鳴尾浜～尼崎末広
	1月28日	東行 中島～天保山
	4月1日	鳴尾浜～中島、深江浜～南芦屋浜
	4月10日	魚崎浜以東
	7月1日	魚崎浜～六甲アイランド（暫定片側1車線）
	9月1日	全線復旧完了
	11月7日	魚崎浜東行ランプ完成
阪神高速神戸線	2月25日	武庫川以東
	8年2月19日	摩耶～京橋
	8年8月末	若宮～京橋復旧完了見込み 摩耶～深江復旧完了見込み
	8年10月末	全線復旧完了見込み
阪神高速北神戸線	1月19日	西行 藍那～永井谷
	1月22日	西行 永井谷～伊川谷
	2月5日	西行 箕谷～藍那
	2月25日	全線復旧完了
西宮北道路	2月28日	全線復旧完了
播但連絡有料道路	1月19日	全線復旧完了
新神戸トンネル	1月17日	通行止め解除
ハーバーハイウェイ	9月28日	六甲アイランド～高羽ランプ
	11月1日	高羽ランプ～摩耶ランプ
	8年8月末	全線復旧完了見込み

## イ 道路（一般道路）

- ① 17日以降、被災状況の把握と応急工事の実施に努めたが、パトロールの運転速度が渋滞等により極度に低下し全体状況の把握に手間どり、特に市町においては道路パトロールに必要な人員の確保すら困難な状態となっていたが、可能な限り状況把握と必要な措置の実施に努めた。

こうした中、重要構造物である橋梁の被災状況を把握するため、西宮、加古川、洲本各土木事務所管内の県管理橋梁約1,000橋について緊急調査の実施を指示し、30日までに被災橋梁を把握するとともに、それぞれの復旧工法の検討を開始した。

また、19日には、各土木事務所、市町に対し道路災害の調査方法について指示するとともに、県道伊丹豊中線天津陸橋のJR福知山線跨線部の応急対策についてJR西日本と協議し、橋梁本体の崩壊防止とJR運行の安全性確保のため、応急工事に着手、21日には工事を完了させ、翌22日にJR福知山線が開通した。さらに、22日には、落橋により通行止めとなっている阪神高速湾岸線の代替交通路として湾岸側道（県道芦屋鳴尾浜線）の応急工事を実施することについて、阪神高速道路公団と協議し、公団施行により応急工事を行い28日に交通規制を解除し代替交通を確保した。

- ② 24日には政府現地対策本部に対し、橋梁等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請

するとともに、建設省防災課に対し、災害査定設計作成にあたっての疑問点の確認や簡素化に対する要請等を行った。

また、25日には、市町に対して被災状況と現況道路幅員の把握を行い、それに基づき西宮土木管内の幹線道路網の通行状況マップを作成し、幹線道路における応急工事の優先実施を各市町に指示した。さらに27日には西宮土木管内市町の災害復旧担当者に対し査定設計作成の説明会を行った。

道路に倒壊する恐れのある建築物に対処するため、26日には現地対策本部に対し倒壊の恐れのある家屋の危険度を判定できる技術職員の派遣を要請するとともに危険物の除去費用について補助採択されるよう要望を行った。この要請に基づき、29日に近畿地方建設局営繕部から調査官8名が派遣され、31日まで西宮土木管内において、余震等により幹線道路等の沿道における危険建築物について倒壊危険度の判定調査を実施した。この倒壊の恐れのある建築物については、厚生省から国1/2、市町1/2の負担により市町が実施することとなったとの通知により、2月1日に道路管理者は各管理道路に係るこれら家屋の処理について、負担方法は同一とし、積極的に現地作業等を実施するとの方針を決定した。

- ③ 一方、30日から2月2日にかけて建設省防災課の災害査定官4名により緊急現地調査が行われ、神戸市及び西宮、洲本土木管内の主な被災箇所の復旧工法について指導、助言を得るとともに、災害査定前に応急工事を行う必要のある箇所について復旧工法の上承を得た。

また、液状化による道路路床部の被災状況を把握するため、31日から2月8日にかけて、西宮土木管内の臨海部の県道について建設省近畿技術センターの地下探査車による空洞調査と解析を行ったほか、本県からの要請により、被災した橋梁の復旧及び液状化現象が生じた舗装の復旧について本州四国連絡橋公団から専門家2名が派遣され、2月6日から8日にかけて現地調査を行い、適切な復旧工法についての助言を得て、早期復旧を図る目途をつけた。

さらに、査定設計書作成にあたって、建設省防災課と協議を行ってきた事項を道路災害復旧に関する統一事項としてまとめ、10日に各土木事務所及び市町に送付した。建設省防災課査定官3名による第2回の緊急現地調査が14日から16日にかけて行われ、応急復旧を行う必要がある箇所の復旧工法についての了承を得、早期復旧にむけての目途をつけた。

- ④ 2月23～24日にかけて第1次災害査定が実施され、査定設計書作成の上での問題点を再整理し3月1日までに各土木事務所、市町に統一事項を再送付するとともに、大規模工事や特殊工事の復旧工法について建設省との事前協議を進めながら順次災害査定を進め、8月28日～9月1日の第8次査定までですべての箇所の災害査定を終えた。

今回の震災で特殊な被災事例として道路上へ倒壊した家屋の撤去と市街地の緩傾斜地における地滑り、被災度が大きく道路保全上支障となる民有擁壁・石積の復旧があった。

これらへの対応としては、まず、道路上への倒壊家屋の撤去については、厚生省補助事業のほか道路災害復旧事業でも採択されることとなり、神戸市と協力して撤去単価を策定し3月16日に各土木事務所、市町に通知し、これに基づき西宮市、一宮町、北淡町で査定申請した。

また、西宮市、芦屋市で多く発生した地滑りについては、2月22～23日に建設省との合同現地調査を行い、地滑りにより道路が被災した箇所については道路災害復旧事業で必要な復旧を実施することとし、4月24～25日及び5月17～18日の2回にわたり建設省と復旧工法について協議するとともに、5月1～2日には建設省のアドバイザーから復旧工法の指導を受け、工法を決定した。

次に、道路保全上支障となる被災民有擁壁・石積の復旧については、4月28日に道路災害復旧事業としての対応方針を各土木事務所、市町に通知し、建設省と提案予定箇所が災害復旧事業としての要件を満たすかどうかの確認を5月10日に行い、各地権者の同意を得た箇所について災害申請した。

このほか、橋梁の一部が被災し、その部分の復旧のみでは効用が発揮されない橋梁や、被災が大きい橋梁で拡幅計画があるものについては橋梁災害関連事業として改良復旧を行うこととし、4月3日に建設省と協議を開始し、4月24日に建設省に要望を行った。

この結果、県管理道路では、国道173号一庫大橋、県道甲子園尼崎線中州橋の橋梁災害関連事業を含む182カ所、74億47百万円（うち橋梁31橋、29億1百万円）が決定され、神戸市を除く市町管理道路では苦楽園口橋（西宮市）、芦屋川左岸JR跨線橋（芦屋市）、稲野橋（伊丹市）など5橋の橋梁災害関連事業を含む1,287カ所、297億65百万円（うち橋梁98橋、29億4百万円）が決定された。

- ⑤ これら被災箇所の復旧については、交通規制箇所の応急仮工事や応急本工事を実施し、早期規制解除に努めた結果、震災による県管理道路の交通規制箇所87カ所のうち、震災100日目の4月27日までに70カ所を、8年1月末現在では、神戸市内における道路崩壊に伴う全面通行止1カ所を除いて規制解除した。また、その他の被災箇所については、円滑で安全な交通確保のため、査定終了後から順次復旧工事に着手しているが、道路に埋設されている下水道、水道、ガス等の被災も多く、道路の復旧はこれらライフラインの復旧をまっけて行う必要があること、また、被災地域では慢性的な交通渋滞が発生しているため、復旧にあたっては、他施設の復旧事業及び復興事業と調整し、交通対策について十分検討しながら工事を進める必要があること等のため、8年1月末では、県管理道路では95カ所、神戸市を除く市町管理道路では321カ所の復旧が完了したにとどまっている。残る箇所についても、道路パトロール強化や補修を行うなど路面の維持管理に努めながら、一日も早い全面復旧にむけて鋭意努力している。

#### ウ 街路（都市災害復旧事業）

- ① 18日以降大きな被害を受けた阪神間各市においては、被災した道路の一部や鉄道仮線の応急復旧工事が進められつつあった。

一方、本県でも、都市災害の窓口である建設省都市局街路課と、「都市災害復旧事業」の採択内容（具体的には連続立体交差事業における鉄道施設復旧の災害採択）について協議を進めつつあった。23日以降、応急復旧工事も終わり、各土木事務所及び各市から報告のあった都市施設の被災状況を把握しながら各機関と復旧工法の協議を進める中、毎日欠かさず建設省都市

局街路課への都市施設被災報告に努めるとともに、その精度を高めていった。

また、30日には建設省に出向き、特に被害が大きかった西宮市、芦屋市内の家屋の被災状況説明及び今後の災害査定に向けての協議を行った。

今回の災害は「地震災害」という本県にとって過去に経験のないものであり、特に液状化現象に伴う地盤沈下対策、地盤面の横方向移動、構造物基礎部の被災状況の把握困難など将来に向け調査検討を要する課題は山積していたが、建設省及び大蔵省の協力も得て2月27日には第1次査定が現地入りする運びとなり、復旧に向けて本格的に始動することとなった。

1次査定では臨港線（県事業）及び杭瀬初島線（尼崎市事業）の2路線で査定が行われ、都市災害復旧事業の事業採択を受けた。

これと並行して、今後の本格的復興に向けて、災害に強い街路網の整備計画づくりについて、各市町とともに協議を進めていった。

② 一方、被災した鉄道施設は、当時の都市災害復旧事業の採択要件に当てはまらなかったことから、まず制度要綱の改正について建設省と協議を進めていたが、3月23日に「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」が一部改正され、都市計画事業で整備された鉄道施設が対象事業に追加された。この改正により制度上は都市災害復旧事業として執行することが可能になったが、すでに電車が運行している「仮線」を都市計画事業中の施設としてみなすことができるのかが新たな議論的になった。

③ 前述の通り、鉄道の応急復旧は急ピッチで進められ、1月23日に全線再開した阪急電鉄今津線に引続き、阪神電鉄本線も26日に事業中区間が運転再開した。また、「仮線」を都市計画事業中の施設としてみなすことも決まり、5月末には第8次査定が行われ、6月26日の阪神本線全線再開時には震災前の通常運転に復帰できることとなった。

5月29日の第8次査定迄に都市災害復旧事業として採択された事業は神戸市事業を除いて全9路線（県事業4路線、市事業5路線）、事業費約4億43百万円（県事業3億15百万円、市事業1億28百万円）であり、そのうち鉄道施設は2路線、事業費約3億69百万円（県事業2億85百万円、市事業84百万円）となった。

④ 復旧事業が進む一方で、都市の迅速な復旧・復興を図る街路事業を積極的に推進していくための動きも慌ただしくなった。特に、被災市街地復興面整備事業、臨海部及び内陸部の新都市核建設及び被災市街地復興と一体的事業として取り組む市街地防災強化街路の整備を図るとともに、都市の防災性向上に寄与し、併せて高規格幹線道路網等を補完し、ダブルチャンネルを確保するため、概ね2kmメッシュを構成する都市圏防災幹線街路の整備を図ることとした。

このため、復興計画の執行に必要な国庫補助事業費の拡大・確保に努めた。また、関係土木事務所における執行体制づくりに着手するとともに、関係市町における執行体制の充実を要請した。

## エ 河川

震災直後17日11時に河川施設の被害状況の把握を始め、関係土木事務所に対し被災箇所第1

巡目現地調査を22日までに完了させるよう指示した。

通信手段については、予想外の震度による庁舎の停電に伴う障害があったが、17日昼には商用電力が回復し、地上系、衛星系の無線及び河川情報システムが復旧し、夕刻にはマイクロ回線も復旧した。

このような状況の中では、被災状況を把握することは困難であったが、中島川（尼崎市）のパラペット護岸の亀裂、新湊川（神戸市）で会下山トンネル下流部の河道閉塞等で激甚な被災を受けているとの報告があり、中島川の漏水に対して応急処置として土のう積等の指示をした。このことは、水防計画に基づく水防体制が役立った。

また、現地調査で、表六甲河川をはじめ阪神・淡路地域の大多数の河川において、倒壊家屋等のガレキによる河道の埋塞、堤防の沈下、コンクリート護岸の亀裂、崩壊等多数の被害を受けていることが判明した。

中島川においては、約1kmにわたって漏水対策等の応急仮工事に着手し、また、新湊川においても落下物による河道閉塞の撤去を完了させるとともに、護岸崩壊に対して、切梁工や土留矢板工を応急仮工事として着手した。

その後、2月下旬にかけて建設省土木研究所宇多河川研究室長をはじめ、防災・海岸課菅原総括査定官等の専門家による数回にわたる現地調査が実施され、これと平行して応急工事の実施、災害査定に向けた準備をおこなった。

また、建設省に対して、災害復旧事業に係る事務手続きの簡素化を要望し、早期復旧のための事前協議を現地で行うことにより、効率化を図った。

2月23日から第1次査定がはじまり、8月28日からの第8次査定までが実施され、河川については、災害復旧助成事業4河川（中島川、新湊川、高羽川、千森川）を含む、77河川280カ所、334億76百万円が決定された。なお、災害復旧助成事業の中島川、新湊川については、耐震性を考慮した特殊堤で、高羽川は2層式の河川、千森川は暗渠河川として復旧することとした。

#### 《河川災害復旧助成事業の概要》

一級河川	中島川	延長	3,490m	事業費	約 285億円
二級河川	新湊川	延長	2,503m	事業費	約 120億円
二級河川	高羽川	延長	620m	事業費	約 25億円
二級河川	千森川	延長	1,106m	事業費	約 25億円

現在、早期復旧に向け努力しているところであるが、被災地が都市部に集中しており、民家が近接している河川が多いため、地権者との調整及び仮設工法の検討に時間を要している。

さらに、この震災時に消火用水の不足に伴う火災の被害が多くあったことにかんがみ、緊急時における防火用水が取水でき、かつ平常時には川とのふれあいが保てるように「防災ふれあい河川」として、住吉川他35河川において、計画の立案を行いつつ、一部においては実施にかかっており、現在、鋭意事業の進捗を図っているところである。

## オ 砂防施設

22日までに調査を実施した結果、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の被害箇所数は、1月18日現在で1カ所、1月21日現在で4カ所が判明した。

さらに、調査を進めた結果、2月16日現在で、砂防施設18カ所、地すべり防止施設1カ所、急傾斜地崩壊防止施設6カ所、合計25カ所が判明した。

被害内容としては、クラックが入る程度で設備の機能を損傷するものはなく、砂防関係施設は地震に対して十分な強度を示したが、今後の余震及び大雨で2次災害の恐れもあるため、建設省に施設復旧の要望準備を進めるとともに、災害査定に向けて関係書類の整備を進めた。

災害査定の結果、31カ所4億14百万円が採択され、8年1月末現在で全箇所が着手済となり、22カ所が竣工した。

## カ 港湾・海岸施設

地域防災計画に沿って組織的に港湾・海岸施設の被害状況の把握を始めたのが17日11時からとなった。なお、各事務所からの被害報告第1報は同日18時ごろより入りはじめてきた。これによると豊岡・上郡・浜坂の各事務所管内では被災した施設はなく、加古川・洲本・姫路港・尼崎港の各事務所で合計18港79カ所が被害を受けたとの報告を受けた。これと同時に危険箇所等の応急処置を指示し、各事務所において危険箇所への立入禁止等の処置をした。

また、尼崎港管理事務所では、管内の尼崎西宮芦屋港にある尼崎第1閘門が地震直後に前扉開放用ロープ2本及び後扉閉鎖用ロープ1本が切断し、開放状態で被災を受けた。地震発生20分後に自家発電機を起動させ、後扉を閉鎖し通常の満潮位（OP+2.1m）に対する防潮機能を回復させた。しかし、港内水位がこの後扉閉鎖までに約20cm上昇したため、地震発生56分後の6時50分より東浜第1ポンプ場の4台のポンプ（排水量7 m<sup>3</sup>/s×4台）を運転し緊急排水を開始した。なお、運転開始直後に自家発電機の冷却水不足により停止寸前の状態となったが、関西電力の送電が回復したため運転を継続した。

これと並行して前扉を手動で開放し、地震発生時に入港のため閘門内に進入していた船舶を港外に戻した後、切断されたワイヤロープの取替えを行い、手動で前扉、後扉とも調整しつつ操作を開始し、同日8時30分、閘門の閉鎖を完了した。東浜第1ポンプ場の運転は、港内水位が管理水位（OP+1.35m）以下になったことから同日9時40分に停止した。全ての作業が終了したのは、同日10時45分。これで閘門の防潮機能は完全に復帰した。

地震当時閘門操作員は正規の2名、地震後7時までには13名が現場におり、迅速な対応ができたこと、また、自家発電機が故障したが幸運にも電気が回復し、排水及び閘門の操作ができたことから、地震発生後2時間余りで防潮機能を回復できた。閘門操作員が閘門に近接する職員公舎にいることから、災害に対し迅速に対処できた。また、自家発電機が停止したことの原因が冷却水の不足によることから、常時の点検、整備が大切であることを痛感した。以降27日まで引き続き被災状況の把握に努めた。

18日に加古川・洲本・尼崎港の各事務所は応急工事業者の手配を行った。また、尼崎港管理事

務所管内の尼崎西宮芦屋港西宮地区の西宮大橋の被害状況を確認、ピア3及びピア6がせん断亀裂を生じており、直ちに通行止めとした。建設省所管海岸について建設省に対し「災害速報」(4海岸、被害金額4億円)を土木部総務課を通じて送付した。

19日に各港の被災した臨港道路の応急復旧を行い、緊急輸送可能経路と使用可能バースの洗い出しを行い、緊急物資、資材等陸揚げ指定岸壁として尼崎西宮芦屋港他2港5カ所、緊急用フェリーの使用可能岸壁として尼崎西宮芦屋港他3港4カ所を選定した。また、北淡海岸野島地区の応急復旧工事を実施した。

20日に応急工事について、運輸省海岸・防災課災害復旧係長と電話にて協議を行った。また、兵庫県企業庁及び大阪湾広域臨海環境整備センターの被災箇所について調整した。(企業庁関係2港16カ所センター1カ所)

21日に復旧基準について、運輸省本省と協議を行った。

22日に運輸省本省と査定設計要領について協議し、査定設計は災害査定用歩掛でなく通常の工事実施歩掛を用いることとした。

24日には引き続き被災状況の把握に努めるとともに、「災害速報」第1報(16港湾、161カ所、被害金額240億円)を運輸省海岸・防災課災害復旧係にFAXで送付した。また、西宮大橋の現地調査を開始し、コンサルタントによる復旧工事の設計を2月11日まで進めた。

25日には引き続き被災状況の把握に努めるとともに、応急復旧工法についてFAXにて運輸省本省との協議を開始した。また、復旧に向け設計震度の見直しと、復旧断面の検討を開始し1月29日には、設計震度を原則 $K_h=0.2$ とした。

27日に建設大臣が本県視察され、被害状況について説明した。

28日から2月3日の間に運輸省海岸・防災課長、運輸省港湾局建設課補佐官、運輸省本省及び港湾技術研究所調査団が現地調査のため、相次いで来県された。

2月3日「災害報告」第2報(15港湾、191カ所被害金額375億円)を運輸省海岸・防災課に報告した。

2月6日には西宮大橋復旧検討委員会を開催し、被災のメカニズムの検討、復旧工法の提案を行うとともに、尼崎港管理事務所、コンサルタントによる復旧工法の打合せを行い、2月11日には西宮大橋仮設道路工法の断面を決定した。

2月中には査定準備を終え、建設省所管海岸について3月5日~10日、3月26日~31日(採択率99.7%)、運輸省所管の港湾及び海岸について3月13日~17日、4月24日~28日(採択率96.1%)に査定を受けるとともに、被害の大きな箇所および二次災害の恐れのある箇所については、2月初旬より本格的な応急本工事に着手した。その他の被害箇所については、緊急度の高いものから順次工事発注し、8年1月末においては、94%の発注率となった。工事の実施に際しては、施設の利用者と調整を図り、企業、漁業活動に支障を来さないよう配慮するとともに、尼崎西宮芦屋港においては、工事箇所が大変多いこと、ガレキ運搬船等により航行船舶が増えていること等により、事故防止の観点から神戸海上保安部の指導のもと尼崎港管理事務所災害復旧室に航行

管理に関する担当を置き、工事及び航行の安全に努めるとともに、工事、航行に関するポスター等の配布を行っている。

#### キ 都市公園

1月17日、県立都市公園に関しては、(財)兵庫県公園協会を主体に施設点検を行った結果、明石公園が石垣崩落、隅櫓(すみぐら)の破損等、大きな被害を受けたが、他の公園では園路のクラック等、小規模被害に留まっていることが判明した。

市町立都市公園に関しては、被災状況の情報収集に努めたが、終日電話の不通等で連絡が取れず、被災状況の把握ができなかった。

1月18日以降、県立明石公園において危険箇所への立ち入り禁止措置を取るなど、被災県立公園で緊急復旧措置を行った後、一般利用に供するとともに、被災の詳細把握に努めた結果、被災県立公園6公園、被災総額約29億円と判明した。

市町立公園については、依然として被災状況の把握は困難を極めた。

公園の災害復旧には従来から「都市災害復旧事業」制度があるため、被災状況を県街路課を通じ建設省に報告し事業採択の要望を行った。明石公園の隅櫓(すみぐら)については、文化財指定されているため県教育委員会に被災状況を連絡し、文化財保存整備事業(災害復旧)による復旧要望を文化庁に対し行った。

都市公園内での救援活動等への対応や仮設住宅の建設問題については、法的な問題について国と協議を行い、その結果を市町や仮設住宅建設部局へ連絡した。

1月23日以降、各市町における公園の被災状況把握が次第に可能となり、23日現在で阪神間5市及び明石市の計6市で176公園約18億円の被災が判明し、以降修正報告を受けつつ、同時に「都市災害復旧事業」の実施について調整を行った。隅櫓については、26日に文化庁による被災状況調査が明石公園において行われたが、採択については決定せず、引き続き調整を行うこととなった。

今後の防災公園の計画策定のため、被災後の都市公園利用実態調査を国・県・神戸市が協力して行い、また、阪神間等の被災市町の意向確認と現地視察を行った。

1月31日以降、都市公園以外の公園的施設の被災に対し、「都市災害復旧事業」での復旧要望が市町から出されたため、建設省と協議を行った結果、その対象として査定を受けられることとなり、要望市町とその方向で調整を行った。

2月16日時点における都市公園の被災額は、6県立公園で約37億円、713市町立公園で約103億円、計719公園で約140億円と判明し、明石公園の隅櫓以外のほとんどの復旧を「都市災害復旧事業」で行うべく建設省との調整を行った。

また、この度の被害額が大きく復旧に多額を要することや、新たな防災施設整備の必要性が高いことから、その財政的な支援等について国の現地対策本部と協議を進めた。

さらに、防災対策先進都市である関東地域の東京都及び平塚市の視察調査を行うとともに、防災公園の整備計画の検討を行った。

被災した都市公園の速やかな復旧を図るため、3月3日から建設省の査定を受けはじめ、10月23日の第17次査定で神戸市を除く県及び11市町の査定を完了（103公園171カ所、約31億円）し、神戸市についても、11月15日で全ての査定を完了（150公園、224カ所、約31億円）しており、復旧工事に着手している。

県立明石公園の石垣の復旧については、石垣が歴史的価値を持つものであることから、石垣の歴史、構造等の専門家による指導委員会を設け、復旧の範囲、復旧工法等の検討を行なった。委員会の指導を得て、6月22日に査定を受け、8月下旬から復旧工事に着手し、平成8年度末の完成を目指している。

隅櫓については、曳家工法によりいったん移設し、石垣を積み直した後、元の位置にもどし補修を行う全体計画（平成7年～10年度）を、10月1日に文化庁より承認を受け、1月下旬から工事に着手している。

#### ク 自然公園施設等

地震により、六甲山系のハイキング道では、ルートによっては落石や路肩の崩壊が発生していることが予測されたため、神戸市とともに、山岳連盟の協力を得て、被害状況調査に乗り出した。

ハイキング道の調査は危険を伴い時間を要したが、2月の下旬には六甲山系のハイキングコース全97コースのうち、48コースで何らかの被害があることが判明し、14コースで「通行止め」、11コースで「落石崩落注意」の看板を設置した。

2月にはいと、毎朝登山の市民や心のよりどころとして山に入る市民も増加しはじめたため、神戸市では直営の作業班により仮復旧作業を開始するとともに、本復旧及び復興の必要なコースについては、環境庁に対し兵庫県及び神戸市それぞれが六甲山系ハイキング道復興整備事業を要望した。

仮復旧作業は8月には概ね作業を完了し、補助事業による本復旧及び復興作業は10月から開始した。

## 7 住宅対策

### 〔概要〕

未曾有の大震災により住宅を失った被災者に対する住宅対策として、応急仮設住宅の建設に取り組むこととし、1月19日の第1次発注以降、用地の確保とともに3月末3万戸の完成を目指して工事に着手した。2月9日には、知事から総理大臣に1万戸の追加を要請し、即日、了解が得られた。また、5月22日に国に要望していた追加建設戸数8,300戸が認められ、これにより、建設計画戸数48,300戸となり、8月11日、48,300戸をすべて完成させた。

また、被災者を一時的に避難させる住宅として、既設公営住宅・公団住宅等の空家を確保することが緊急の課題であったため、建設省との緊密な連携を図り、県営住宅の空家はもとより、県内各市町、他都道府県の公営住宅等の空家住宅も確保し、被災者に斡旋した。

被災各市町においては、入居事務等の準備が進められ、1月25日以降、各住宅への入居者が順次決定し、平成8年1月31日現在11,618戸の入居決定戸数となり、入居戸数は7,417戸となった。

さらに、仮設住宅入居者の実態把握及び生活環境の向上に努めるとともに、特に、仮設住宅入居高齢者、障害者等の自立を支援し、併せてボランティア活動やコミュニティ形成の拠点として活用するため、「ふれあいセンター」を付設したほか、ケアを受けながら生活する地域型仮設住宅入居者に対し生活指導員や介護職員を派遣するとともに、平成8年1月から応急仮設住宅の巡回相談事業を実施することとした。

さらに、今回新たに国の支援を得て、民間アパート等賃貸住宅を、一定の条件のもとに災害救助法の仮設住宅として県が借り上げ、家を失った被災者の中でも高齢者、障害者等健康面で不安の大きい者を中心に提供するとともに、受け入れ可能な企業の所有する社宅、保養所等の情報を整理し、被災者へ提供した。また、従来より、中小企業従業員の者を対象に住宅の取得及び増改築に要する資金を融資していたが、今回地震により被害を受けた者に対して、より低利の特例融資を設けた。

### (1) 応急仮設住宅対策

#### ア 応急仮設住宅の建設

震災初日から、倒壊家屋、公営住宅の被害状況等の把握に努めるとともに、住宅を失った被災者に対する住宅対策が緊急の課題との認識のもと、1月18日には、応急仮設住宅を建設することを決定し、被災市町に対しこの旨連絡するとともに、用地確保の協力を要請した。

また、建設大臣を通じ、(社)プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の生産供給を確立して、全面的に協力をするよう要請し、19日に第1次分として2,961戸の応急仮設住宅を発注、うち4地区482戸については20日から工事に着手した。

一方、住宅・都市整備公団、運輸省、大蔵省近畿財務局、近畿郵政局等からの用地提供協力の申し出が相次ぐ中、被災地隣接市町へも用地の提供を依頼した。

また、22日には、応急仮設住宅の必要戸数を検討するため、避難所726カ所で避難所緊急パトロール隊による聞き取り調査を実施した。

23日から28日にかけて、応急仮設住宅の供給体制等について建設省、(社)プレハブ建築協会と協議を行う一方、厚生省と戸数、予算、制度の解釈等について折衝を続けた。

25日、第2次発注分として、8,141戸を発注し、このうち2,060戸については、住宅・都市整備公団の協力を得て、同公団に工事監理を委託することとし、さらに、応急仮設住宅建設工事の本格化に伴い、京都府職員の応援をはじめ、12府県市職員等の応援を得ることになった。

一方、カナダ総領事からマルチドーム型テントの寄付申し出があり、集会室、子供の遊び場等の多目的利用のため35張の寄贈を受けることとした。

31日、「原則として今回の震災で家を失くされ入居を希望される方々全員に応急仮設住宅を提供する」との方針を決定し、先に調査した「応急仮設住宅に関する聞き取り調査」の結果から、当面必要となる応急仮設住宅の建設戸数を3万戸とし、2月1日、第3次発注分として10,598戸を発注した。なお、この中には加古川市他7市町の被災地外市町域への建設分が含まれている。

2月2日には、五色町で応急仮設住宅の入居が開始された。

9日には第4次発注として8,347戸を発注し、当面の目標としていた3万戸の発注を達成したが、この4次発注分の中には米国、英国からの輸入住宅800戸、大阪府、大阪市からの建設支援による1,070戸も含まれている。さらに同日、知事から総理大臣に1万戸の応急仮設住宅の追加を要請し、合計4万戸の計画となり即日了解が得られた。

25日、第5次分として、4,550戸を発注し、このうち1,207戸は、福祉サービスを備えた1室・設備共用タイプの高齢者・障害者向け地域型応急仮設住宅としている。

輸入住宅応急仮設住宅供給企業を公募、選定の上、3月3日に第6次分として、4カ国9社、2,355戸を発注した。

27日には第7次分として2,289戸分を発注し、このうち292戸は、高齢者・障害者向け地域型応急仮設住宅としている。

31日現在で、応急仮設住宅30,047戸が完成した。

最終的には、住宅・都市整備公団の協力を得た応急仮設住宅の工事監理戸数は、1万戸に及んだ。

さらに、4月30日現在で、応急仮設住宅38,538戸が、続いて5月20日現在で、応急仮設住宅39,241戸が完成した。

高齢者・障害者対策として緊急を要する箇所にスロープ、階段を設置するとともに、環境整備対策として、外灯、庇及び砂利敷きを順次行った。

応急仮設住宅の必要戸数については、その後、関係市から、避難所の実態調査、避難所外からの仮設住宅申し込み状況等を勘案し、8,300戸の追加建設の要請があり、厚生省の理解も得て、合計48,300戸を建設することとなった。

併せて、エアコンの設置が認められたので、関係市町で設置することとなった。

台風時に備えて、耐風対策を順次実施した。

31日、県と神戸市は、第8次分として6,281戸を発注した。このうち、386戸は高齢者・障害者向け地域型応急仮設住宅である。

6月20日、県は、第9次分として245戸発注した。

6月27日、神戸市は、第10次分として2,533戸を発注し、このうち504戸は地域型一般向け住宅としている。これにより、建設計画戸数48,300戸をすべて発注し、8月11日には、48,300戸のすべてが完成した。

#### イ 応急仮設住宅入居者の生活環境の向上

応急仮設住宅の建設にあたっては、可能な限り被災者の住み慣れた住居近くの公園、野球場等の空き地を優先して利用することとしたが、早期に4万戸にのぼる大量の住宅供給が必要なことから、関係市町と協議し生活関連施設、交通機関の利便性等を考慮しながら、加古川市の他11市町の被災地外市町域にも建設した。

応急仮設住宅の入居が進むに伴って、入居者に対する支援サービスを総合的に提供し、安心できる生活を確保していくため、庁内に「応急仮設住宅入居者等サービス調整推進本部」を設置するとともに、県市町で構成する「応急仮設住宅対策会議」を設置し、応急仮設住宅の住環境対策の強化を図った。

応急仮設住宅入居者に対する支援策としては、全戸にエアコン、庇を設置したほか、トラ張りによる耐風対策、外灯、ぬかるみ対策、床下排水対策等を実施した。また、高齢者や身体障害者等が生活しやすいように、車いす用のスロープや手すり等を設置する、仮設住宅の改造を実施した。

さらに、応急仮設住宅入居者の実態を把握し、住宅、福祉、保健等の支援サービスの基礎資料にするため、6月下旬から「応急仮設住宅入居者調査」を継続実施した。

#### 応急仮設住宅入居者調査結果

※中間集計（平成7年9月22日現在）

高齢者世帯	健康不安者	要介護者	持ち家希望	公的賃貸住宅希望	民間賃貸住宅希望
38.8 %	33.8 %	6.7 %	22.9 %	53.4 %	4.3 %

応急仮設住宅入居者調査時に、心や体、福祉サービス等の相談先や生活情報等をまとめた「こんなとき 暮らしのかわらばん」（4版20ページ）を6万部作成し、各戸に配布した。

特に、避難所で生活している人で、身体的、精神的に虚弱な状態にある高齢者、障害者等については、従前の居住地に比較的近い地域で、福祉等のケアを受けながら生活できる地域型仮設住宅を設置したことは前述の通りだが、併せて、入居者に対し生活指導、介護等のケアを提供するため、生活指導員や介護職員等を派遣し、安心して暮らせる体制を整備するとともに、入居者の自立生活を支援した。

さらに、一般の仮設住宅に入居している要援護高齢者、障害者については、その実態を把握し、必要な福祉サービスを提供するようにした。被災地以外の仮設住宅に入居する高齢者、障害者等の援護の取扱いについては、特に混乱が予想されたため、援護の実施責任を明確にし、原則として被災前の住所地の市町とするとともに、住所地と仮設住宅建設地の両自治体が連携しながら、必要な福祉サービスを提供するよう指導した。

一方、被災により心身両面にわたって大きな打撃を受けた仮設住宅入居高齢者、障害者等の自

立を支援し、併せてボランティア活動やコミュニティ形勢の拠点として活用するため、仮設住宅地内に「ふれあいセンター」を設置することとし、8年1月31日現在、50戸以上の仮設住宅地のうち173カ所で運営を開始しており、残りについても鋭意、整備を進めている。なお、運営は仮設住宅住民やボランティア等による自主的な支援組織に委ねることとした。

また、仮設住宅居住者の生活用品の購入等に対する利便を図るため、コープこうべは3月上旬より入居ずみの仮設住宅から順に協同購入を呼びかけて、希望のあったグループへ物資の配達を続けている。

その他、(財)長寿社会開発センター、(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会、(財)全国老人クラブ連合会、(財)兵庫県老人クラブ連合会等により、「被災高齢者元気回復ふれあい事業」が被災市町で展開され、また、(財)兵庫県老人クラブ連合会及び兵庫県防犯協会連合会により、仮設住宅に入居する一人暮らし高齢者に対して「ふれあい安心ベル」(防犯ブザー)が配付され、併せて定期的な訪問活動が実施され、県としても必要な支援を行った。

また、応急仮設住宅入居者の生活不安の軽減と自力復興を支援するため、直接、仮設住宅に向いて、入居されている方々の抱えている悩みや問題について相談に応じたり、様々な情報を提供するために、「応急仮設住宅巡回相談員」45名を設置して、平成8年1月から巡回相談事業を実施することとした。

なお、応急仮設住宅巡回相談員の採用にあたっては、保健婦又は看護婦、福祉業務経験者及び行政事務経験者からそれぞれ15名を一般公募した。また、巡回相談事業は、各分野から1名の3名編成として、1日数カ所の応急仮設団地を借上バス等で移動しながら実施している。

#### ウ 応急仮設住宅から恒久住宅への円滑な移行の促進

被災者の早期の生活再建を図るため、「ひょうご住宅復興3カ年計画」を着実に推進し、応急仮設住宅入居者をはじめ被災者の様々なニーズに合わせたきめ細かな住宅供給を行うとともに、応急仮設住宅からの円滑な移行を進めるため、①家賃負担能力に応じた住宅供給②災害復興公営住宅の高齢者等にやさしい住まいづくり③入居者への意向調査等を行い個別ニーズに対する総合的な支援の展開④購入資金等の借入金に対する利子補給等による住宅購入・再建への支援を基本方針に、①計画的かつ円滑な移転を進めるための応急仮設住宅移行計画の策定②公的賃貸住宅の一元的募集の実施③高齢者等コミュニティ単位入居など公的賃貸住宅への多様な入居方法の推進等に努めることとした。

## (2) 公営住宅等への一時入居

震災当日、住宅供給公社各事務所と連絡を取り、県営住宅の空家状況を把握、空家550戸を神戸市ほか被災各市に配分するとともに、近隣府県等に対して、空家住宅の提供を要請した。

被災者がこれらの公営住宅の空家への入居を希望する場合、最大限の配慮をする旨の1月19日付け建設省通達「兵庫県南部地震に伴う公営住宅への入居取扱いについて」を、県内公営住宅主管課長あて通知するとともに、被災者からの一時入居の相談に対応するため、23日から専用電話(10台)

を設置した。

また、雇用促進事業団が空家1,733戸を被災者用に確保し、同事業団兵庫雇用促進センター（神戸市内）において、一時入居の募集を開始した。

24日には、県庁内に岡山県の公営住宅への一時入居現地連絡窓口を開設するとともに、住宅・都市整備公団関西支社仮移転住宅特別対策班（1月21日設置）から近畿府県に所在する2,172戸の空家住宅の提供を受け、各被災市に配分した。

26日には、大阪市内に、建設省の支援による全国の公営住宅等の一時入居を斡旋する「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」が設置された。

また、27日から住宅・都市整備公団仮移転住宅特別対策班において、全国の空家住宅約3,000戸の一時入居の募集が開始された。

28日現在、一時入居受け入れ可能戸数は25,444戸、入居決定戸数は1,987戸となったが、31日に、「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」が作成した全国の公営住宅等の空家情報リストを避難所等に500部配布するとともに、2月9日には、あっせん周知用ポスター・チラシを5万枚配布するなどの情報提供を行った結果、10日現在、一時入居受入可能戸数は29,339戸、入居決定戸数は5,928戸となり、16日現在では、一時入居受け入れ可能戸数は29,360戸、入居決定戸数は6,434戸となっている。

3月15日現在、一時入居受け入れ可能戸数は29,738戸、入居決定戸数は9,135戸となったが、その後の入居決定戸数が微増であることや、被災者からの相談件数も減少したことから、25日付をもって大阪市内に設置していた「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」を県住宅管理課内に移転した。

震災後100日目の4月27日には、一時入居受け入れ可能戸数が29,971戸、入居決定戸数は10,302戸となった。また、建設省と協議した結果、最近の入居希望者の漸減傾向、一般空家募集対象へ変更を求める各事業主体の要望等にかんがみ、また今後の一時入居見通しのもと、6月1日以降の一時入居受け入れ可能戸数を14,592戸の確保とすることとした。なお、その後の入居決定戸数は、6月30日現在11,159戸、7月31日現在11,359戸、8月31日現在11,417戸、9月30日現在11,494戸、10月31日現在11,557戸、11月30日現在11,618戸、12月28日現在11,634戸、平成8年1月31日現在11,689戸と推移している。

なお、被災者を公営住宅に受け入れている事業主体においては、8月8日付の建設省通知に基づき、一時入居者に対して居住意向調査を行っており、正式入居を希望する被災者への対応を図っている。

### (3) 民間アパート等賃貸住宅の提供

阪神・淡路大震災で住宅を滅失した被災者に対し、今回新たに国の支援を得て、民間アパート等賃貸住宅を災害救助法の仮設住宅として借り上げ、高齢者、障害者等健康面で不安の大きい者を中心に、生活の場を確保することとし、2月8日から10日まで申し込みの受け付けを行ったが、730世帯の応募があり、111世帯262名が2月中旬から下旬にかけて提供住宅に入居することとなった。

さらに、3月8日から10日まで2次募集を行ったが、268世帯の応募があり、28世帯63名が3月下

旬から4月上旬にかけて提供住宅に入居することとなった。

原則として6カ月間の提供としていたが、住宅の確保のメドがたたない方のために、6カ月間に限り延長している。

#### (4) 企業社宅等の情報提供

1月24日、兵庫県商工会議所連合会等を通じて、受け入れ可能な企業社宅、保養所等の情報収集を行った結果、県内外の28企業から433戸の提供申し出があった。

これを整理し、記者発表（1月30日、2月7日）を行うとともに、被災者への情報提供に努めた結果、遠隔地の社宅等は低調ではあるが、被災地に近いところから被災者の入居が進み、2月末までに194戸の入居が行われ、その後最終的には、217戸の入居をみた。

#### (5) 勤労者住宅資金融資制度災害特別貸付

従来より、中小企業従業員の者を対象に住宅の取得及び増改築に要する資金を融資していたが、今回地震により被害を受けた者に対して、より低利の特例融資を設けた。

震災後1カ月を経過したころから、住宅融資の災害特例に対する問い合わせが急増し、県の他の制度融資（都市住宅部の県民住宅ローン、農林水産部の県産木材利用木造住宅特別融資）とともに、住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資を参考として、制度の内容の検討を始めた。

4月からの融資開始に向けて、制度内容の検討を進めるとともに、3つの融資制度について合同の制度融資担当説明会を開催し、取り扱い金融機関との調整を図るなど、制度の確立に努めた。

しかしながら、4月には制度要綱等については策定できたものの、取り扱い金融機関の各支店への周知、様式等の整備などのために、なお期間を要し、各金融機関の窓口の申し込み体制が整い、申し込み受け付けを開始できたのは5月からであった。

申し込み開始以前から多数の問い合わせがあり、申し込み開始後は1日平均50件前後の電話等による問い合わせがあったが、実際に県が申し込みを受け付けている件数は8年1月末現在で、13件となっている。

6月には、記者発表を行い、その後も県及び各市町の広報誌に掲載する等積極的な広報活動を行ってきた。

なお、申し込みは平成10年3月まで受け付けることとしている。

#### (6) 神戸震災住宅復興生活協同組合の設立認可

被災者の住宅確保にはこのように各方面から方策が講じられた一方、被災者自らが協力して住宅債権に取り組む動きが見られた。

被災して住宅再建を必要とする人々が協力して建築資材を共同購入し、地元の工務店等から技術協力を受け、各自の土地に住宅を再建することを目的として、神戸震災住宅復興生活協同組合が設立され、県は11月24日にこれを認可した。

## 8 生活救援対策

### 〔概要〕

生活救援対策としては、震災後当面の「生活資金対策」にまず取り組み、併せて、「社会的弱者への援護」に努めた。一部において、家屋の被害の程度の判定や災害義援金の支給をめぐる、窓口での混乱が生じたが、全体として住民生活は復旧への過程を確実にたどっていった。

被災者の不安な心理状態を解消し、激変する生活環境への順応を支援するために、「被災者福祉なんでも相談」窓口を設けるなど、生活に密着したきめ細かな対応を迅速に実施したことが、被災者の心理状態の安定を図り、結果として復旧へのあゆみを混乱のない確かなものにしたのではないかと思われる。

家族を亡くした人及び家屋の倒壊、焼失等により、当座の生活資金に困窮する被災者に対しては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく「災害弔慰金」及び「災害障害見舞金」の支給並びに「災害援護資金」の貸付制度があり、また、県独自の制度として「災害援護金」の支給や、また社会福祉協議会による「生活福祉資金」の融資制度がある。

しかし、法律に基づく「災害弔慰金」や県独自の「災害援護金」の支給には、り災証明などの手続きが必要であり、今回は、り災件数が非常に多いことから、事務処理に相当の日時を要することが見込まれた。

そこで、被災者の早期立ち直りと生活の安定化のためには、一日も早い対応が求められたことから、緊急的な措置として緊急生活資金の給付を政府に対し要望した。その結果「生活福祉資金特別貸付(小口資金貸付)」として認められ、緊急の生活資金需要に対応した。また、法律に基づく「災害弔慰金」及び県独自の「災害援護金」についても、その後市町のり災証明事務の進展とともに、順次支給が進んだ。

一方、全国各地から次々と寄せられる義援金については、募集、配分に対する組織的な対応を即時整えるとともに、多数の被災者の支援のため、市町の体制の整備を待って1月31日に第1次配分を行うなど早期配分に努めた。

さらに、預金証書を紛失した者等への対応として、関係金融機関に対して弾力的な対応を要請するなど、緊急事態に対処した。なお、本人確認の手段として運転免許証が役に立つことから、震災で運転免許証を紛失した者への再発行を迅速に処理したほか、運転免許の有効期間の延長措置もとった。

社会環境の激変に順応することが困難な社会的弱者を救済するため、要介護高齢者や障害者に対して、「ホームヘルパー派遣」や「入浴介助」など在宅福祉サービスの提供はもとより、社会福祉施設への「緊急一時入所」の措置をとったほか、一部の避難所では聴覚障害者に対する文字放送などのサービスも行った。

また、被災児童の児童福祉施設への措置やメンタルケアなどを実施するとともに、外国人県民に対しては、「緊急外国人県民相談窓口」の設置をはじめ、外国語による情報提供なども行った。

さらに、生活保護の一時扶助の適用にあたり実情に即した迅速かつ適切な措置を講じたほか、各種健康保険や国民年金についても状況に応じて、免除措置等を含む弾力的な取り扱いなど特例措置を行

い、県税についても申告期限の延長や減免等の軽減措置を講じた。

仮設住宅関係では、一般仮設住宅での自立生活が困難な高齢者・障害者等を入居させ、必要な支援を24時間体制で実施する「地域型仮設住宅」を設置し、生活援助員や介護職員の派遣を通じ、その生活を見守るとともに、仮設住宅入居高齢者等の自立を支援し、併せてボランティア活動やコミュニティ形成の拠点として活用するため仮設住宅地内にふれあいセンターを設置し、自治会やボランティア団体等自主運営組織の創意と工夫により、ふれあい交流、健康づくり事業等を実施している。

現在、被災要援護高齢者等に対しては、福祉関係職員、保健婦、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等による各種情報の提供、相談助言、保健福祉サービスの提供や、老人クラブ、各種福祉団体、ボランティア等による友愛訪問、安否確認、ふれあい交流活動などを重層的に展開することにより、その自立支援に努めている。

## (1) 生活資金対策

### ア 生活福祉資金

#### ① 生活福祉資金（小口資金貸付）

1月19日に来県の村山総理大臣に対し、被災者に対して緊急的に生活支援を行う新しい制度として、「緊急生活資金制度」（給付金）の創設を緊急要望し、21日には井出厚生大臣にも同様の要望を行った。

厚生省において検討の結果、1月25日、昭和61年の伊豆大島三原山噴火災害に際し実施した生活福祉資金の特例措置と同様の貸付が実施されることとなった。

兵庫県社会福祉協議会が実施主体となったが、激甚災害の指定により、国3/4、県1/4の負担となったものの、予算措置が間に合わないことから、まず貸付原資の調達が課題となり、県社会福祉協議会が金融機関から融資を受けて対応することとした。

次に、貸付事務の窓口となる各市町の社会福祉協議会の実施体制の確保が問題となった。そこで他府県の社会福祉協議会から120名、県内の被災地以外の社協から90名の職員の派遣を依頼し、各市町の社会福祉協議会の応援にあたった。こうした取り組みの結果、1月27日の貸付開始にこぎつけたが、貸付窓口での混乱が予想されたため、警察官の派遣を求めて、混乱の防止に努めた。市町の罹災証明の発行が開始され、弔慰金の支給等公的制度的実施の見込みがつき、義援金の第一次配分もなされる等、緊急的措置としての生活福祉資金の所期の目的をほぼ達成したことや、一部に不正借受の懸念も出てきたことなど総合的に勘案し、2月9日をもって、生活福祉資金特別貸付を終了することとした。

貸付件数 5万5千件      貸付金額 80億円

#### 【生活福祉資金特別貸付制度の概要】

貸付対象：今回の罹災により、世帯員の死亡や負傷、住居の損壊等により、生活に困窮している場合であって、緊急に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯

貸付限度額：10万円以内（特に必要と認められる場合は、20万円以内）

貸付方法及び利率：償還期限は据置期間（2年以内）経過後3年以内

据置期間中は無利子、据置期間経過後は年3パーセント

※ 災害時の緊急的対応であるため①特例的に低所得者に限定せず貸付を行う。②資金交付は申請受付日の翌日とする。③貸付手続きは極力簡素化を図り、添付書類は特に必要としない。④特別な理由により、保証人が得られない場合は無くてもよい。等の簡素化を図っており、貸付金制度としては、借受者の善意に期待する部分が多い制度といえる。

※ 償還期限については、貸付開始時では据置期間（1年以内）経過後4年以内」と定められており、貸付を終了した後に要綱改正が行われたため、借受者へ通知を行い、所要の手続きをとった。

## ② 災害援護資金

生活福祉資金については、当面の生活支援としての小口資金貸付のあと、被災により家屋や家財に被害を受けた低所得世帯を対象に、5月1日から災害援護資金の貸付を開始した。

小口資金と同様、兵庫県社会福祉協議会が実施主体となり、各市区町社会福祉協議会を受付窓口として行ったもので、150万円を限度額とする貸付金については、特例的に据置期間3年以内、償還期間をその後5年以内とすることで、実質的な金利の引き下げが図られた。

この災害援護資金は、7月31日をもっていったん、受け付けを終えたが、被害が甚大であること等を考慮して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金と歩調を合わせ、10月2日から10月31日までの間、貸付申請の受け付けを再開した。

・ 貸付実績	5月1日～7月31日	450件	448,516千円
	10月2日～10月31日	147件	150,500千円

（8年2月末日現在の決定件数）

## イ 災害弔慰金等

1月20日から2月15日までは、北海道南西沖地震の実務経験のある北海道庁職員2名、1月30日から2月10日までは、厚生省職員2名の応援を得て事務処理の準備を進め、その後、2月20日からは、他府県職員の応援を受けた。

2月2日には、災害弔慰金等の支給にあたり、重複支給や支給漏れを防ぐため他都道府県あてに、死亡者及び遺族の把握や災害弔慰金等の支給の報告を依頼した。また、2月8日には、県災害援護金の支給について、被害件数が多いことから、市町窓口において対象者に引換券を交付し、当該市町内の金融機関窓口で現金と引き換える方法をとることとした。

しかしながら、市町の事情により口座振り込みや現金支給、あるいは市独自の引き換え券方式をとるところもあった。

県災害援護金の予算措置については、災害対策本部の被害件数の把握が棟数か世帯数かの区別が不明確であったり、被害程度が全壊、半壊の認定をめぐる再調査が続出し、被害件数の把握に困難を極めたことから明確な見通しを欠いたが、とりあえず専決処分（第1次2月6日57億3,900万円、第2次2月20日102億円）及び予算流用（53億5千万円余）を行い、その後に判明す

る増加分については7年度予算で対応することとし、総額212億8,900万円余が生活文化部で予算措置され、6年度分については災害弔慰金と合わせ福祉部に分任執行がなされた。

2月17日には、県医師会に対し、災害弔慰金等の支給、貸付にあたって、医師の診断書や証明書が必要となることから、証明書の発行手数料の無料扱いと内容確認についての協力要請を行った。

災害弔慰金等の広報については、各市町の準備体制や処理方法が異なることから県からは制度の周知にとどめ、準備が整った市町で受け付け開始の広報を実施した。

その結果、大部分の市町では、災害弔慰金等の受付は2月中旬以降から、支給は3月初旬から順次開始されることとなった。なお、被害の大きかった神戸市にあっては、被害程度の再調査が多く、3月中旬以降の開始となった。

なお、災害弔慰金の支給事務において、地震との因果関係や遺族の特定などで専門的な医学や法律の知識が必要なことから、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市の6市では、医師、弁護士を構成員とする災害弔慰金給付審査委員会等を設け、専門的見地からの公正な判定を得たうえで、支給を行った。

6年度分の災害弔慰金等の支給状況は次のとおりである。

災害弔慰金4,643人、13,832,500千円、災害援護資金貸付金9,126世帯、19,277,503.8千円、県災害援護金（全壊、半壊）287,760世帯、21,290,210千円

7年度に入り、県災害援護金の対象となる全壊、半壊世帯が更に増加することが、市町の調査で判明したため、予算流用により7年度予算として、11,616,210千円を確保した。

国においても、5月の第一次補正、10月の第二次補正により、災害援護資金貸付にかかる予算措置がなされた。

なお、災害援護資金貸付については、5月1日でいったん受付を締め切ったが、震災後の混乱や、住家の被害認定の変更等により、借入が出来なかった被災者を救済するため、10月に申請受け付けが特例的に再開されることとなった。

7年度分の支給実績は、8年1月末現在次のとおりである。

災害弔慰金1,017人、3,430,000千円、災害援護資金貸付金15,638世帯、33,902.930千円、災害障害見舞金46人、80,000千円、県災害援護金（全壊、半壊 139,281世帯、重傷者10,743人、死亡者205人）9,554,730千円。

今後の支給見込分として、災害弔慰金について、40人程度の追加が見込まれる。

#### ウ 特別災害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定では、災害により死亡した場合には「災害弔慰金」が、重度の障害が残った場合には「災害障害見舞金」が支給されるが、家屋が破損した者に対する見舞金及び災害により身体的に障害を受けた者に対する見舞金制度が欠落していることから、この点に関して、1月19日に村山総理大臣に対し、新しい制度として「緊急生活資金制度」（給付金）の創設を緊急要望し、その後も機会あるごとに要望を続けた。

## エ 母子寡婦福祉資金貸付

平成7年1月25日政令第11号により、母子寡婦福祉資金の貸付について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第20条」が適用されることとなり、平成6年度と7年度に被災者に貸し付けられる資金の原資の4分の3が国から兵庫県、神戸市に貸し付けられることとなった。（通常の場合は原資の3分の2が国から貸し付けられる）

これを受けて県では県、市福祉事務所に被災者に対する母子寡婦福祉資金貸付の取り扱いについて通知するとともに、広報等により被災母子家庭、寡婦に制度の周知を図った。

〔被災者貸付〕	兵庫県	平成6年度実績	10,007千円	(12件)
		平成7年度実績	74,499千円	(136件)

なお、被災した母子家庭、寡婦に対しては、償還金の支払い猶予、据え置き期間の延長、子を扶養していない寡婦の所得制限の適用の特例があり、このことについても関係機関に周知徹底を図った。

## オ 介護福祉士等修学資金貸付の特別枠設定

県内の介護福祉士養成施設に修学中の学生の被災状況を調査し、厚生省と協議（7月）のうえ、平成7年度の介護福祉士等修学資金貸付に震災特別枠を設けて、被災者の修学支援を行った。

なお、現在1年生については、平成8年度も継続する。

## カ 中小企業勤労者共済制度災害見舞金及び生活資金貸付

中小企業勤労者共済制度「ファミリーパック」においても、加入中小企業の被災従業員に対して、災害見舞金を支給した。

支給額は、全壊・全焼については441件（3万円/件）で、13,230千円、半壊・半焼については510件（1万円/件）で、5,100千円に達した。

また、被災従業員が必要としている生活資金、住宅補修資金等についても、貸付限度額50～200万円、貸付利率年3.3%、償還期間3～7年以内の条件で貸付を実施し、8年1月末現在で住宅資金9件、13,700千円の融資実行があった。

## (2) 災害義援金の募集、配分

国内はもとより世界各国の国民や企業、団体等から寄せられる災害義援金は、被災者にとって大きな支えとなる。

災害義援金をどのように募集し、公平かつ適正な配分を行うかが課題であるが、今回は「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」を設置し、災害義援金の募集及び配分を実施している。

### ア 募集委員会の設置

1月17日に早速、兵庫県あてに災害義援金の申し出があったので、取りあえず兵庫県としての取り扱い方針を検討した。その結果、18日兵庫県として銀行口座を開設して災害義援金を受け付けることし、相前後して、日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関、被災市町等においても、災害義援金の募集が始められた。

その後、「災害義援金品募集配付計画」に基づく関係機関と協議を進め、1月25日、義援金の募集及び公平かつ適正な配分を行うことを目的に、同計画に基づく12機関に兵庫県共同募金会を加えた13機関で「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」を発足させた。

災害義援金の配分は、統一的な基準により配分していくことが望まれるので、募集委員会では同委員会の各構成団体及び各市町において募集している災害義援金についても、同委員会に集約し統一基準を設けたうえで配分することとし、1月30日、同委員会の各構成団体及び県下の全市町に対しその旨の協力依頼を行った。

大阪府などの被災者に対しても配分することし、募集委員会では1月30日、同委員会の構成団体に大阪府、大阪府共同募金会等を加えることにした。

また、募集委員会では、新たに新聞社9社、民間放送会社4社に対し2月11日、同委員会の構成団体に加わるよう依頼したほか、被災市町の意見も反映させるため、津名郡津名町にも募集委員会の構成団体に加わるよう依頼した。

#### イ 災害義援金の受付・配分状況

震災当初は、救援物資と合わせて災害義援金が届けられるケースもあり、昼夜を問わず災害義援金を受け付けることが多かった。

震災1カ月後の2月17日現在の災害義援金の受け付け状況をみると、兵庫県が受け付けたものは3,174件、約136億円となっている。

また、日本赤十字社、中央共同募金会、兵庫県、被災市町、募集委員会が受け付けた総額は、募集委員会が把握しているだけで2月17日現在、886億円となっている。

報道機関や災害義援金の寄託者、被災者等から第1次配分はいつから始まり、どのような基準で配分するのかといった問い合わせが多くなる中で、募集委員会においては、1月29日、死亡者及び行方不明者に対し1人当たり10万円、住家の全壊・全焼・半壊・半焼の世帯に対し1世帯あたり10万円を、それぞれ一律に見舞金として配分することを決定した。

そして、募集委員会では、1月31日までに関係市町へ所要額を送金し、支給体制が整った市町では2月1日から被災者への支給が始まった。しかしながら、被災件数が余りにも多く、り災証明書の発行に相当の時間を要し、最も被害の大きかった神戸市では2月6日から被災者への支給申請の受け付けが始まるなど、各市町によって開始時期が異ならざるを得なかった。

また、り災の状況を認定する基準が明確でないため、災害義援金の支給が始まると、支給の根拠となるり災証明書の認定基準をめぐって市町と被災者の間で混乱が生じ、り災状況の再調査が相当数行われることとなった。

配分対象件数については、兵庫県災害対策総合本部が把握した被害状況に基づき当初約8万件と積算したが、被害状況の把握が進むにつれ大幅に増え2月13日現在で17万件と見込まれ、さらに2月17日現在、市町からの報告によると29万件に達すると見込まれ、最終的な配分対象件数の把握が極めて困難な状況にあった。

第1次配分では、当面の生活に支障をきたす被災者への緊急的な対応が必要との考えのもと見

舞金として配分したが、今後の配分においては、被災者の生活の再建、自立に焦点を当てて配分することも検討していく必要があった。

義援金の寄託が3月分で約400億円と未だ減少傾向にないこと等から、4月11日開催の募集委員会において、当初震災後3カ月とされていた義援金募集は期限を設けなくて、当分の間、続けられることとなった。

4月15日現在の義援金総額が1,555億円に達したこと、世論や日本赤十字社本社等からも義援金の早期支給を促されていること等から、4月21日、募集委員会を開催し、第二次配分として重傷者見舞金（1人、5万円）、要援護家庭激励金（1世帯、30万円）、被災児童・生徒教育助成金（1人、1万円～5万円）、被災児童特別教育資金（1人、100万円）、住宅助成（1世帯、30万円）の支給を決定した。これを受けて、5月9日、5月25日に被災市町の義援金担当者を集め、支給手続き等の会議を開催し、周知徹底を図った。

一方、マスコミをはじめ、世論の義援金についての関心が日増しに高まり、その透明性や配分の公平性について論じられることが多くなったこともあり、募集委員会は、義援金の処理にかかる監査や支給状況の公表についてとりかかることとした。

7月28日に募集委員会にかかる監査が日本赤十字社兵庫県支部の監査委員により実施された。各市町における支給事務についても、9月中に清算監査が実施された。

8年1月末現在における義援金の募集状況は、受け入れ総額が1,736億52百万円で、内訳は、兵庫県428億54百万円、各自治体147億33百万円、日本赤十字社912億78百万円、中央共同募金会157億67百万円、日本赤十字社兵庫県支部90億20百万円である。また、募集委員会から被災者等への交付済額は1,516億91百万円で、内訳は、死亡見舞金5億82百万円、住家損壊見舞金450億87百万円、重傷者見舞金6億18百万円、要援護家庭激励金163億64百万円、被災児童・生徒教育助成金18億12百万円、被災児童特別教育資金4億3百万円、住宅助成868億23百万円である。

なお、住宅助成は平成10年3月31日まで、被災児童特別教育資金については平成11年3月31日までを支給対象期間としている。

さらに、7年11月に、被災市町の実態により配分される義援金として、総額150億円を被災各市町に配分することが決定され、概ね8年4月から、住宅再建助成などの申請の受付が開始されることとなった。

### (3) 社会的弱者の援護

当初は要援護被災者の緊急入所等個別対応を図っていたが、1月22日からは、「緊急生活救援部福祉サービス班」を設置し、県社会福祉協議会、日本赤十字社兵庫県支部等の関係団体とも連携を図りながら、市町及び福祉施設への指導を徹底するとともに、厚生省や他府県等の協力を得て、社会福祉施設における入所者の処遇と職員の確保及び避難所や仮設住宅を含む在宅要援護者の実態把握とサービス提供に全力をあげて取り組んだ。

## ア 在宅の高齢者・障害者への援護

1月18日から翌19日にかけて、被災市町に被害状況や要援護高齢者や障害者への対応状況を確認したところ、多くの職員やホームヘルパーが被災するという困難な状況であったが、ホームヘルパーや民生委員等の協力を得て、要援護高齢者等の安否確認等に取り組み、緊急に施設入所を必要とする高齢者等が相当数見込まれること等が判明した。

並行して、厚生省と協議を進め、1月20日付で厚生省から各都道府県、指定都市に対し緊急一時入所措置等の弾力的な取り扱いについて通知がなされ、本県からも関係先に対して協力を求めた。

さらに、老人福祉施設については、老人福祉施設連盟と協議のうえ、緊急一時入所に際しコーディネートを担当するキーステーション施設を13カ所設置することとし、また、障害者関係施設については精神薄弱者愛護協会及び身体障害者更生援護施設協議会がコーディネートを担当することとし、各福祉事務所に通知するとともに、避難所緊急パトロール隊事務局と協議し、避難所において要介護高齢者等の把握に努めることとした。

また、避難所や在宅の要介護高齢者等への支援のため、市町に対してホームヘルプ活動の充実に努めるよう指導した。その結果、震災後1カ月経過した頃には、約3,100人の要介護高齢者等にホームヘルパーが派遣されるに至った。

2月に入り、高齢者等の心身機能の低下が懸念されはじめ、自力では入浴できない高齢者等の入浴サービスの要望も高まってきた。

このため、老人福祉施設連盟と協議のうえ、2月11日から介護専門職員4～5名による介護支援チームを編成して、阪神地区の各避難所を巡回し、介護に関する相談・助言や介護サービスの提供を行うとともに、福祉サービスを必要とする場合は、市の福祉窓口の情報提供することとした。また、同時に介助入浴サービスについて、県から被災地以外の市町及び市町社会福祉協議会に移動入浴車の派遣を要請しスタートした。

これらの取り組みにより、2月16日現在で1,791人の要介護高齢者及び206人の障害者を県内外の社会福祉施設等に緊急一時入所措置した。

このような応急の対応はなされたものの、地域によっては、住民の被害が極めて深刻であり、また、被災後の時間経過に伴い、在宅要援護者を取り巻く生活環境の悪化や身体機能の低下、余震発生時の対応などが懸念された。

このため、2月15日、民生委員・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等が中心となり、必要に応じたサービスの提供を一層徹底するための“要援護者生活状況把握ローラー作戦”と要援護者を施設等に移送するための“要援護者移送作戦”を実施するよう関係市町に通知した。

緊急一時入所者については、介護者を亡くす等、在宅での生活が引き続き困難な者もいるため、入所者の意向調査を老人福祉施設連盟に依頼し、2月下旬から調査に入った。

このほか、1月20日聴覚障害者への情報伝達について、県聴覚障害者協会と協議を行い、文字放送による情報提供及び手話通訳者の確保を決定した。

文字放送については、報道機関の協力の下、2月1日から3日にかけて避難所30カ所に専用テ

レビを設置した。また、各都道府県から83名の手話通訳者の派遣を受け、各避難所や病院等において聴覚障害者の支援を行った。

さらに、視覚障害者、肢体不自由者、内部障害者並びに知的障害者の安否情報、福祉サービス情報については関係団体の協力を得、迅速な情報提供に努めた。2月16日現在、全国から車いす348台、杖(安全ステッキ)520本、ポータブルトイレ520台が寄せられ、それぞれ配付した。

3月に入り特別養護老人ホーム等入所者の意向調査の結果を集約したところ、被災により緊急一時入所した高齢者の約3分の1が、引き続き入所を希望していることが判明した。このため、厚生省と協議のうえ、事態の長期化を勘案した処遇体制を確保する意味から、定員の10%及びショートステイ空ベッドの1/2を限度として定員外措置することとした。すなわち、緊急一時入所者のうち、引き続き長期にわたり特別養護老人ホーム等への入所の必要な高齢者については、必要な職員の確保等、施設側の準備体制を整えたうえで、順次、正式入所措置に切り替えた。

加えて、家庭復帰や仮設住宅入居などの相談助言指導に努めた結果、3月下旬のピーク時には2,200名を超えた緊急一時入所者も、平成8年1月31日には、238名(うち神戸市民209名)と激減した。また、定員外措置者は584名(うち神戸市民449名)となった。

なお、緊急入所者の一日も早い在宅復帰と定員外措置の早期解消を図るため、老人保健福祉計画の前倒しや施設の緊急整備等、必要な在宅・施設サービスの整備充実に努めていくこととしている。

また、障害者の緊急一時入所については、家庭への復帰や正式入所措置に切り替えることなどにより、比較的早期に解消が図れた。

“要援護者生活状況把握ローラー作戦”については、3月末までに市町が実態把握した要援護者の件数は59,357件であり、このうち、何らかの措置を必要とする者は、実態把握件数の2,875件(4.8%)で、対象者別内訳は高齢者2,095件、障害者537件等であった。要措置者に対しては、保健指導1,537件、ホームヘルパー派遣653件、緊急入所353件等のサービスを提供した。なお、調査に当たっては、西宮市及び芦屋市の要望を受け、豊岡市及び姫路市の協力を得て、必要な福祉事務所等の職員を派遣した。

被災に係る各種費用徴収制度等の取り扱いについては、1月25日付で厚生省より通知がなされ、施設への緊急入所やホームヘルパーの利用等に際しては、被害状況等に応じ一定の減免措置が講じられた。この取り扱い期限は、当初3月末とされていたが、その後、数度にわたる改正通知により、現在では、平成8年3月末まで延長されている。

一方、仮設住宅の関係では、避難所等で生活している者で、身体的、精神的に虚弱な状態にある高齢者、障害者等については、従前の居住地に比較的近い地域で、福祉等のケアを受けながら生活することができる地域型仮設住宅の設置も必要との厚生省の指導があり、被災市町と協議のうえ、神戸市及び西宮市等の阪神地区の4市に、高齢者、障害者向け地域型仮設住宅を1,915戸設置した。併せて、入居者に対し生活指導、介護等のケアを提供するため、厚生省の特別助成を得て、生活援助員や介護職員等を派遣し、安心して暮らせる体制を整備するとともに、入居者の自

立生活を支援している。

また、一般の仮設住宅に入居している要援護高齢者、障害者については、その実態を把握し必要な福祉サービスを提供するよう市町を指導した。被災地以外の仮設住宅に入居する高齢者、障害者等の援護の取り扱いについては、特に混乱が予想されたため、厚生省にも確認のうえ、援護の実施責任を明確にし、原則として被災前の住所地の市町とするとともに、住所地と仮設住宅建設地の両自治体が連携しながら、必要な福祉サービスを適切に提供するよう指導した。

一方、被災により心身両面にわたって大きな打撃を受けた仮設住宅入居高齢者等の自立を支援し、併せてボランティア活動やコミュニティ形成の拠点として活用するため、仮設住宅地内にふれあいセンターを設置することとし、4月から整備に着手した。当初は、おおむね100戸以上の仮設住宅地に設置することとしていたが、9月補正により50戸以上に設置対象を拡大した。平成8年1月31日現在、設置目標252カ所のうち、173カ所で運営を開始しており、残りについても鋭意、整備を進めている。なお、運営は仮設住宅住民やボランティア等による自主的な支援組織にゆだねることとした。

その他、(財)長寿社会開発センター、(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会、(財)全国老人クラブ連合会、(財)兵庫県老人クラブ連合会等により、「被災高齢者元気回復ふれあい事業」が被災市町で展開され、また、(財)兵庫県老人クラブ連合会及び(財)兵庫県防犯協会連合会により、仮設住宅に入居する一人暮らし高齢者に対して「ふれあい安心ベル」(防犯ブザー)が配付され、併せて定期的な訪問活動が実施された。これら事業の実施に際しては、県として必要な支援を行った。

被災要援護高齢者、障害者等に対しては、福祉関係職員、保健婦、ホームヘルパー、民生委員等による、各種情報の提供、相談助言、保健福祉サービスの提供や、老人クラブ、各種福祉団体、ボランティア等による、友愛訪問、安否確認、ふれあい交流活動などを重層的に展開することにより、その自立支援に努めている。

#### イ 被災児童等への援護

被災児童の保護・養育、児童や保護者のこころの問題など児童についてのあらゆる相談に応じるため、1月19日県下の児童相談所に「被災児童福祉相談」を開設し、6年度431件、7年度(平成8年1月末現在)753件の相談指導を行った。また、平成8年1月末現在で養護施設、乳児院等の児童福祉施設へ95件の入所措置を行った。

また、保育所に入所中の児童や保育所に通っていなかった児童を一時的に実家や知人宅に預けるケースが増えたことによる疎開先での新たな保育ニーズにこたえるため、1月20日、入所手続きの簡素化や緊急入所枠(定員の15%増)の活用について県下各市町に通知し、疎開先での保育所への迅速かつ柔軟な受け入れを開始した。ピーク時において、県内保育所に678名、県外保育所に2,197名の児童を受け入れた。

更に、被災児童の心理的不安を取り除くためのメンタルケアとして、被災地の学校、保育所で青空プレイや相談活動を行う「啓発活動」や被災児童のこころの健康調査を行いケアを必要とする児童の実情把握と必要な援助、指導を行う「スクリーニング訪問活動」に取り組んだ。啓発活

動は2月5日から阪神・淡路地域の10カ所で実施した。スクリーニング訪問活動は2月から開始し、平成8年1月末現在で被災地、疎開地の保育所、小中学校等1,385カ所で32,854人を対象に調査を行い、平成8年1月末までに調査をした32,854人のうち2,564人にメンタルケアの必要性が認められた。

また、2月11日から全国の児童相談所によるこころの相談事業が開始され、神戸、阪神間の避難所529カ所を巡回し、59件の相談指導を行った。

このほか、被災児童の健全育成を図るため、県立こどもの館が平成8年1月末までに46カ所の小学校、児童館、保育所、ふれあいセンター等に職員やボランティアグループを派遣して、人形劇、紙芝居や折り紙などの遊びを指導するとともに、被災児童を県立こどもの館に招待する被災児童交流フェスティバルを開催した。

#### ウ 社会福祉施設入所者への援護

震災当日から被害状況調査を開始し、翌18日には神戸市所管施設を除き一応の調査を終了し、以降、神戸市所管施設を中心に調査の精度を高めた。

その結果、下表のとおり被害状況を把握したほか、介護職員が不足していること、かなりの施設で水及びガスが不通となっていたが、飲料水及び食料等の生活物資については、何とか確保できる見通しであることが判明した。

施設種別 (神戸市を含む)	県下 全施設数	被災施設数		施設内人的被害		
		うち全壊	うち半壊	死亡	負傷	
老人福祉施設	405	122	1	1	0	8
身体障害者等福祉施設	145	62	0	1	0	0
児童福祉施設	1,082	551	8	12	5	0
その他福祉施設	178	66	3	1	0	2
合計	1,810	801	12	15	5	10

このような状況を踏まえ、社会福祉施設関係団体に対し1月18日以降、県内施設間で被災施設への支援を展開するよう要請するとともに、各地域における入所者受け入れのためのキーステーション施設の選定について指導を行った。

1月20日、厚生省から各都道府県に対し、被災施設への施設職員の派遣協力について通知がなされ、25日以降、近畿府県を中心に全国の社会福祉施設から順次応援職員を受け入れた。この職員派遣は3月末（一部施設については5月末）まで続けられ、この間、28都道府県5指定都市から、県下53施設に延べ8,600人の職員を受け入れた。

なお、余震とそれに伴う災害の発生が懸念されることから、施設利用者や職員をはじめ、被災され施設に避難されている住民の安全確保に万全を期するため、2月6日から建築士等の専門家を中心とした無償ボランティアにより現地調査を実施し、被害状況の把握と安全性の確認を行う

とともに、施設管理者に対してその結果と今後の対応策についてアドバイスをを行う安全点検を行った。

また、比較的被害の少なかった児童福祉施設や老人福祉施設など146施設(うち県所管58施設)においては、避難所としてピーク時には約8,000人の被災者を受け入れるなど被災者支援に大きな役割を果たしたが、一方、一時的ではあるが施設機能を失うこととなった。しかし、これら避難所となった施設もライフラインの回復、仮設住宅建設の進展に合わせて本来の施設機能を取り戻した。

被災施設においては、入所者の処遇を確保する一方、一日も早い施設の復旧に取り組んだ。多くの施設を短期間に、かつ、まだ混乱が残り、十分な事務対応ができない被災市町を指導しながらの復旧であったことから当初は困難を極めたが、整備費が60万円(保育所は30万円)を超過する被災施設については、「阪神・淡路大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費及び社会福祉施設等設備災害復旧費の国庫負担(補助)」制度の他、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」または「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の適用を受けるなど、国の手厚い援助や社会福祉・医療事業団の無利子貸付等の特例措置を得て復旧を進めていった。年度内には大部分の施設が復旧し、平成7年度上期には、全壊、半壊等の7施設を除きすべての施設の復旧が完了した。

また、障害者小規模作業所などの法外施設に対しても、朝日新聞厚生文化事業団、(財)中央競馬馬主社会福祉財団の支援を受けるとともに、(財)阪神・淡路大震災復興基金の助成を得て、その復旧を進めた。

#### エ 被保護世帯等に対する援護

高齢・母子・傷病障害等の要援護世帯が大部分を占める被保護世帯が多数被災していること(6月23日現在判明分、死亡330人、負傷261人、全壊(焼)・半壊(焼)8,780世帯)や生活基盤の喪失により多数の県民が要保護状態に陥っていることが推測され、速やかな援護を行うことが緊急の課題であった。

1月18日に、災害程度の甚大さから、知事権限の福祉事務所長への一時的委譲等により家屋補修費、家具什器費をはじめとする一時扶助を実情に即し迅速かつ適正に適用することについて厚生省に協議を行ったほか、保護費の再支給や代替住宅入居に係る敷金の支給等を積極的に行うことについて確認を行い、1月19日に、被災地福祉事務所に対し、これらの対応を指示した。

被災地から多数の被保護者等の避難が予測されたため、25日には被災地以外の福祉事務所に対して、迅速かつ適切な対応を図るよう指示した。

長期の避難所生活が予測されることから、27日になると被災地福祉事務所に対して、避難所生活者からの保護申請の取り扱い指針等について、個々の具体的な事情に基づいて適切に対処するよう指導した。

以上の取り組みの結果、2月分保護費の支給も、混乱なく円滑に行われた。

震災後2カ月を経過し、長期化する避難所生活により体調を崩す被災者も多く、安定した住居の確保が喫緊の課題となってきた。3月下旬に、仮設住宅への早期入居指導、住宅扶助の上位限

度額の適用等を図るよう被災地福祉事務所を指導した。

新年度を迎え、生活保護法の運営にあたり「阪神・淡路大震災による被災者に対する支援の充実」を平成7年度における最重点課題の一つとし、4月17日に、県各福祉事務所・各市長に文書通知した。

3月末にもなると仮設住宅への入居が順次進んでいったが、高齢者、障害者、母子等の要援護世帯が優先的に入居できることとされたため、仮設住宅における生活支援対策が重要な課題となってきた。仮設住宅入居者には、单身者も多く健康上の不安もあることから、4月中旬に、仮設住宅入居者に対する巡回相談等を実施し必要な生活支援を行うよう仮設住宅所在地福祉事務所を指導するとともに、5月には、当該福祉事務所の実施体制を強化するため、厚生省に財政的援助を要請した。

5月の下旬になると、要保護者の仮設住宅等への入居も進み当面の落ち着き先が明確になってきたこと及び被災地の福祉事務所機能が回復してきたことなどから、要保護者の生活実態に応じてきめ細かく迅速な支援を行うため、仮設住宅など居住地の所在する福祉事務所を保護の実施機関とする取り扱いを行った。

また、仮設住宅においては、高齢者等の「孤独死」など痛ましい事故も相次いで発生したことから、再度6月15日に仮設住宅入居者に対する巡回相談等の強化による生活状況の把握及び適切な指導助言や他法他施策の活用による生活支援の充実を図るよう仮設住宅所在地福祉事務所に文書指示した。

なお、震災直後から被災地福祉事務所等と頻繁に連絡をとり、毎月、相談・申請・開始件数等の保護動向、保護の運営状況について報告を求め、現場の実態を把握するとともに、必要に応じて実地に福祉事務所を指導してきた。

震災後の保護動向は、被災者の県外転出、施設入所、死亡、親族との同居などによる廃止が開始を上回ったため、8年1月には震災前の6年12月に比べ1,099世帯、2,127人の減となり、保護率も0.2%低下した。その後は、世帯数、人員、保護率とも横ばいとなっている。

#### オ 被災市の福祉事務所に対する人的支援

被災市福祉事務所において、多くの職員が災害関係業務に従事したため、生活保護等の福祉業務に支障を生じさせないよう人的支援に努めたが、本来の福祉業務の遂行に支障が出てきたため、1月30日には、厚生省を通じて全国から人的支援を求めた。

この結果、神戸市他6市に、46都道府県・11指定都市より2月1日から2月16日まで1日当たり約114人、延べ1,830人の応援職員の確保ができた。

その後も被災市の福祉事務所においては、依然として災害関係業務に追われたため、引き続き全国から応援を受けることとし、神戸市他6市に全国より2月17日から4月30日まで1日当たり約109人、延べ7,930人の応援を受けた。

被災規模が最大であった神戸市においては、業務正常化に時間を要したため、さらに5月15日から6月30日まで1日当たり約33人、延べ1,550人の応援を受け本来の福祉業務の遂行に努めた。

## カ 21世紀に対応した福祉のまちづくりー地域安心拠点構想の推進ー

この度の震災を踏まえて、災害時には高齢者や障害者などの弱者対策の拠点となり、平時においては、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの一体的供給の拠点となる、いわゆる地域安心拠点を各地域ごとに体系的に整備することとしている。

具体的には、街区・住区～小学校区、中学校区、市区町域及び全県の地域の広がりに応じて、コミュニティ活動やボランティア活動の支援システム及びケアサービス・人材・情報のネットワークなど保健医療福祉の一体的推進に関するシステムを構築し、高齢者、障害者等の安心を支える拠点の整備を市町の協力を得つつ進めることとしている。

## キ 外国人県民への援護

外国人県民の被害状況については、1月18日から調査を開始し、在神の総領事館や外国の州政府等の事務所、中国駐大阪総領事館、在日本大韓民国民団兵庫県地方本部、在日本朝鮮人總聯合会兵庫県本部、神戸華僑総会、インド人協会等の外国人団体、また神戸YMCA学院、神戸YWCA学院等の日本語学校、さらには、東神戸朝鮮初中級学校、神戸中華同文学校、マリスト国際学校等の外国人学校、数多くの留学生がいる神戸大学、長田区のベトナム人避難所などを訪問・電話照会等により被害状況、必要な物資や措置等の要望の把握に努め、必要な措置を講じた。

なお、外国人県民には言葉のハンディキャップがあるものも多く、外国語による情報の提供や相談については「緊急外国人県民特別相談窓口」を1月24日に設置するなど、特に留意した。なかでも、ベトナム人については避難所緊急パトロールの結果、意思疎通上の問題があることが判明し、国際交流課職員が現地に赴き、日本ベトナム友好協会からの通訳の派遣を照会するなどの対応を行ったものである。なお、外国人県民の死亡者については、県警、新聞、関係団体等から情報収集に努め、安否確認等に対応したところである。

## (4) 社会保険関係等の特例措置

### ア 医療保険制度の特例措置

#### ① 被災被保険者等対策

##### i 被保険者証等を提示できない場合の保険診療の取り扱い

1月18日厚生省と連絡・調整し、「被災のため、被保険者証、医療券等を医療機関等に提示できない場合でも、氏名、生年月日、事業所名（健康保険、船員保険）または住所（国民健康保険、老人保健、生活保護等）、福祉事務所名（生活保護）等を申告することにより受診できる。」取り扱いとした。この特例的な取り扱いは、3月31日をもって終了した。

##### ii 一部負担金等の支払い猶予（健康保険・船員保険・国民健康保険・老人保健）

1月18日厚生省と協議の結果、1月20日厚生省から取り扱い通知がなされ、災害救助法適用市町に住所を有する被保険者等であって、住家が全半壊（焼）したもの、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負ったもの等については、当面、2月末日まで支払いを猶

予することとしていたが、被災状況を勘案して3月末日まで一部負担金、入院時の食事療養に係る標準負担額の支払いを猶予することとした。

iii 一部負担金等の免除（健康保険・船員保険・国民健康保険・老人保健）

1月30日および2月14日厚生省に対して要望し、「災害救助法適用市町に住所を有していた被保険者等であって、住家が全半壊（焼）した者、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った者等について、一部負担金及び入院時の食事療養に係る標準負担額を厚生大臣が定める日まで免除できる」特別立法が3月1日法律第16号で公布された。

「厚生大臣が定める日」については、当初、4月30日が予定されていたが、4月13日厚生大臣に対して延長を要望した結果5月31日とされた。

さらに、健康保険及び船員保険では市町村民税の非課税者等について、12月31日まで一部負担金が免除できるとされた。

なお、3月3日厚生省から医療保険関係の特例措置の取り扱い通知がなされ、国民健康保険については、住家の全半壊（焼）した者並びに世帯主等が死亡・重篤な傷病を負った者等については12月31日まで（一部9月30日まで）、一部負担金を免除して差し支えないこととされた。

また、老人保健についても、老人医療受給対象者またはその者の主たる生計維持者が、住家の全半壊（焼）の損害を受けたこと、または死亡・重篤な傷病を負ったこと等により、市町村民税が減免された場合等については12月31日まで、一部負担金を免除して差し支えないこととされた。

これを受け、国民健康保険については、3月6日各市町及び各国民健康保険組合あて通知し、老人保健については、3月13日各市町あて通知した。

iv 国民健康保険料（税）の減免

厚生省から2月13日、震災以降の納期に係る平成6年度分の国民健康保険料について、特別調整交付金の減免基準に基づき、減免措置を講じて差し支えない旨の内かんがあり、同日に各市町に通知した。

さらに、3月3日に厚生省から、特別調整交付金の減免基準の改正、及び平成7年度分についても引き続き減免措置を講じて差し支えない旨の通知があり、3月6日に各市町に通知した。

県では、これらの通知等に基づき、各市町に被災被保険者に係る国民健康保険料（税）の負担軽減を図るため、適切に減免措置を講じるよう指導した結果、災害救助法適用市町においては、被災後に到来する納期限に係る平成6年度分、また、平成7年度分の国民健康保険料（税）について、減免措置を実施した。

v 被保険者証等の再交付の取り扱い（健康保険・国民健康保険）

1月18日に社会保険庁に対し認知要請を行った結果、社会保険については1月27日に社会保険庁から連絡・通知があり、被災者から被保険者証の再交付申請があった場合、免許証等

により本人であることを確認の上、即時に交付することとした。

国民健康保険についても1月31日に厚生省から同様の通知があり、この結果、2月1日に兵庫県医師会等関係団体に協力依頼するとともに、2月3日には、各市町に通知した。

この取り扱いは、4月30日をもって終了した。

以上のほか、つぎのような点で、特例的な取り扱いを行うこととした。

- ・健康保険任意継続被保険者の取り扱い（健康保険）
- ・健康保険等給付費の早期支払い（健康保険・船員保険）
- ・船員保険失業保険金の支給の特例措置（船員保険）

## ② 被災適用事業所等対策

### i 保険料の納付猶予（健康保険・船員保険）

1月26日の社会保険庁の告示及び通知により、災害救助法適用市町に所在する事業所等に対する健康保険及び船員保険の保険料の納付期限の延長（1月末日納付分から4月末日納付分を5月末日納付期限に延長）を行うとともに、被災により保険料納付が困難な時は、最高1年間の保険料の納付猶予（健康保険・船員保険）を認めることとした。

### ii 拠出金の納付猶予（老人保健）

老人保健法第62条により、被災により拠出金を納付することが困難な健康保険組合に、最高1年間の拠出金の納付猶予が認められた。

### iii 標準報酬の機動的改定（健康保険・船員保険）

2月7日社会保険庁に要望し、「災害により事業が影響を受け、賃金に著しい変動があった場合、賃金の実態に応じた保険料負担にするため、平成7年12月までは賃金に変動が生じた月から即時に標準報酬を改定できる」特別立法が3月1日法律第16号で公布された。

### iv 保険料の免除（健康保険・船員保険）

2月7日社会保険庁に要望し、「災害救助法適用市町に所在する事業所であって、災害により事業が影響を受け、賃金の支払いに著しい支障が生じており、おおむね過半の従業員について給与の欠配が生じ、または標準報酬の下限未満（95,000円未満）の賃金しか支払われていない場合、最長平成7年12月末日納付分の保険料まで免除できる」特別立法が3月1日法律第16号で公布された。

## ③ 被災医療機関等対策

### i 仮設診療所等における医療行為の保険診療の取り扱い

1月27日厚生省から通知があり、保険医療機関等が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等で診療等を行う場合、保険医療機関等としての継続性があれば、当該診療等を保険診療等として取り扱うこととし、1月28日兵庫県医師会等関係団体に連絡した。

### ii 診療報酬の早期支払い

2月1日厚生省から内かん・通知があり、兵庫県の災害救助法適用市町に所在する保険医療機関等に対する診療報酬について、2月支払い分（平成6年12月診療分）に限り、10日程

度繰り上げて支払うこととなった。

### iii 診療報酬の実績に基づく概算払い

診療録の焼失または棄損、あるいは地震発生直後の混乱等により診療行為を十分に把握できない医療機関等の診療報酬については、届け出により、平成7年1月診療分に限り過去の支払実績に基づき概算により算定することとした。

## ④ 「社会保険相談フリーダイヤル」の設置

2月1日社会保険庁に設置を要望した結果、2月15日から3月31日までの間、被災地に居住する被保険者等からの社会保険の手続き等に関する相談に対応するため、発信地域指定（兵庫県・大阪府）による「社会保険相談フリーダイヤル」を社会保険庁に設置した。

### 年金制度の特例措置

## ① 被災適用事業所等対策

### i 保険料の納付猶予（厚生年金保険）

1月26日の社会保険庁の告示及び通知により、災害救助法適用市町に所在する事業所等に対する厚生年金保険の保険料の納付期限の延長（1月末日納付分から4月末日納付分を5月末日納付期限に延長）を行うとともに、被災により保険料納付が困難な時は、最高1年間の保険料の納付猶予を認めることとした。

### ii 標準報酬の機動的改定（厚生年金保険）

2月7日社会保険庁に要望し、「災害により事業が影響を受け、賃金に著しい変動があった場合、賃金の実態に応じた保険料負担にするため、平成7年12月までは賃金に変動が生じた月から即時に標準報酬を改定できる」特別立法が3月1日法律第16号で公布された。

### iii 保険料の免除（厚生年金保険）

2月7日社会保険庁に要望し、「災害救助法適用市町に所在する事業所であって、災害により事業が影響を受け、賃金の支払に著しい支障が生じており、概ね過半の従業員について給与の欠配が生じ、または標準報酬の下限未満（95,000円未満）の賃金しか支払われていない場合、最長平成7年12月末日納付分の保険料まで免除できる」特別立法が3月1日法律第16号で公布された。

## ② 被災被保険者等対策

### i 国民年金保険料免除制度の特例措置（国民年金）

1月18日社会保険庁に要望し、災害救助法の適用地域の被災者である第1号被保険者について、国民年金の保険料免除に係る特例措置を講じることとした。

なお、免除申請手続きが遅れた場合でも、特例的に遡及して取り扱うこととし、平成7年1月納期分から保険料を免除することを始め、免除申請手続きを簡略化し、免除期間については、年度を越えても本人の希望により新たな手続きを行わなくても平成8年3月まで免除を継続することとした。

ii 老齢福祉年金等の所得制限に関する特例（国民年金）

1月20日社会保険庁に要望し、所得制限により支給停止となっている障害・遺族基礎年金及び老齢福祉年金の受給者で、多大な被害を受けた場合、「国民年金被災状況届」を提出することにより、平成7年1月分から翌年7月分までの支給停止を解除することとした。

iii 現況届の提出期限の延長（国民年金・厚生年金保険・船員保険）

1月27日社会保険庁から通知（2月8日告示）があり、災害救助法適用市町居住者で国民年金・厚生年金保険・船員保険の受給者のうち、1月～3月生月者の現況届の提出期限を4月30日に延長することとした。

iv 年金の受け取り方法の取り扱い（国民年金・厚生年金保険・船員保険）

2月2日社会保険業務センターから連絡があり、1月随時支払い分以降について、兵庫県全域と大阪府（大阪市・豊中市・池田市・吹田市・箕面市に限る。）内であれば、指定外郵便局の窓口であっても2月28日までであれば年金を受け取ることができ、また、年金証書か支払通知書のいずれかを持参すれば、受け取ることができることとされた。

v 年金担保貸付、年金住宅融資の特別措置（国民年金・厚生年金保険・船員保険）

2月3日厚生省に要望し、年金担保貸付の限度額までの追加貸付が3月6日から6月30日まで行われ、年金住宅融資の償還猶予として、り災割合に応じて償還期間の延長及び償還猶予期間中の貸付利率の軽減措置が講じられた。

また、年金災害復興住宅資金融資制度が災害発生の日から2年間の受付期間で創設された。これらの、医療保険制度、年金制度にかかる特例措置については、ポスター・チラシを配付して関係者に周知した。

(5) 旅券発給についての緊急特別措置

交通機関、輸送ラインの被災のため、県民の旅券取得に混乱が生じた。このため、外務省は、1月19日、「兵庫県南部地震災害による緊急特別措置」を都道府県に通知し、兵庫県民は他府県の旅券事務所からでも旅券申請することができるよう、特例措置をとった。この措置により、3月末までに250件の旅券申請が他府県においてなされた。

(6) 県税に係る特例措置

1月17日以降到来する県税に関する申告等の期限について、地域を指定し画一的に延長することの検討を始めた。その結果、別途告示により定める日まで期限延長すること及び指定地域を神戸市等10市7町とすることとした。

また、県税の減免等についても特例措置を講ずる検討を始めた。

— 指定地域 —

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、  
川西市、津名町、淡路町、北淡町、（津名郡）一宮町、五色町、東浦町、西淡町

1月25日に期限延長の告示を行った（国税庁も同日、同様の内容で告示）。

これについて被災納税者に周知を図るため、県民への定時放送（サンテレビ、NHKラジオ等）や県発行の「震災ニュース」「ニューひょうご臨時号」において情報提供を行ったほか、チラシ「県税の申告・納付等の期限延長について」を作成し、各財務事務所、市(区)役所、町役場をはじめ避難所にも配布するなど広報に努めた。

県税の減免等の適用に関しては、個人県民税及び個人事業税において、減免の適用基準を大幅に緩和することや、被災に伴う雑損控除及び事業用資産の損金算入の適用年度の特例措置を講ずることをはじめ、不動産取得税、自動車税など県税全般にわたり検討を重ねるとともに、地方税法の改正等、所要の措置を講ずるよう国に要望した。

さらに、震災により甚大な被害を受けた法人の復興を支援するため、一定以上の損失を受けた法人に対する法人県民税及び法人事業税について超過課税の対象外とする不均一課税を実施するための条例改正の検討を行った。

これらの特例措置等は、2月24日、平成7年度当初予算の記者発表の際に発表するとともに、被災納税者に周知を図るため、FMラジオ（FM796フェニックス）や県発行の「震災ニュース」

「ニューひょうご臨時号」「県民だよりひょうご」において情報提供を行ったほか、リーフレット「県税の軽減措置等についてのお知らせ」、ポスター「県税についてのお知らせ」をはじめ、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の各税目においても個別にポスター及びチラシを作成し、各財務事務所、市(区)役所、町役場をはじめ避難所にも配布するなど広報に努めた。また、法人県民税及び法人事業税の不均一課税に係る条例改正については、2月県議会（2月28日開会）に提案し、3月10日に可決、同13日公布施行した。

3月15日付で、延長していた申告等の期限を平成7年5月31日とする告示を行った（国税庁も同日、同様の内容で告示）。

これについて被災納税者に周知を図るため、県発行の「震災ニュース」「ニューひょうご臨時号」において情報提供を行ったほか、ポスター及びチラシ「県税の申告・納付等の延長期限のお知らせ」を作成し、各財務事務所、市(区)役所、町役場をはじめ避難所にも配布するなど広報に努めた。

さらに、6月には、県税の減免等の軽減措置についてとりまとめた小冊子「阪神・淡路大震災にともなう県税の減免等ミニガイド」を作成し、より一層の広報に努めた。

〔県税に係る課税の軽減措置等〕

#### 1 申告・納付等の期限の延長

神戸市など10市7町を地域指定し、県税の申告、申請、納付等の期限を画一的に延長した。延長期限については、3月15日付告示により平成7年5月31日とした。

ただし、被災者（指定地域以外も含む）に対しては、個別の申請に基づき、更に期限延長の措置を講ずることとした。

#### 2 徴収の猶予

県税の納付につき、納付困難な金額を限度として申請から1年以内（事情によっては更に1年）の範囲内において徴収を猶予する。

### 3 納入義務の免除

特別地方消費税・軽油引取税について、震災により料金及び当該税を受け取ることができなくなった場合、又は失った場合は、その額に相当する税額を免除する。

### 4 損失に関する個人住民税等の緊急対応

#### (1) 雑損控除の特例

震災による住宅・家財などの損失額は、選択により、平成6年分の所得（平成7年度課税分）又は平成7年分の所得（平成8年度課税分）から控除することができる。

#### (2) 被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例

震災による事業用資産の損失額は、選択により、平成6年分の事業所得等の金額（平成7年度課税分）又は平成7年分の事業所得等の金額（平成8年度課税分）の計算上、必要経費とすることができる。

### 5 県民税利子割の非課税

震災により被害を受けたことに伴い、平成7年1月17日から平成8年1月16日までの間に、勤労者財産形成住宅貯蓄または勤労者財産形成年金貯蓄を要件外払戻しする場合については、当該払戻しに係る利子等については課税対象としない。

### 6 法人県民税・事業税の不均一課税

甚大な被害を受けた法人の復興支援の観点から、被災法人に対して超過税率を適用せず、標準税率とする不均一課税を行う。

ア 対象法人 震災により資本金の2分の1以上の額の損害を受けた法人

イ 期間 平成7年1月17日から平成10年1月16日までの間に終了する事業年度分まで。

### 7 課税の減免

個人事業税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税等について、被災者に対し、課税の減免を行う。

#### (1) 個人事業税の減免

ア 事業用資産に2分の1以上の損害を受けた者

課税標準額	減免割合
500万円以下の部分の額	100%
500万円を超え750万円以下の部分の額	50%
750万円を超え1,000万円以下の部分の額	25%

イ 上記に該当するもののほか、住宅及び家財等に2分の1以上の損害を受けた者

課税標準額	減免割合
500万円以下の部分の額	100%

## (2) 不動産取得税の減免

ア 不動産を取得した直後（納期限まで）に震災により滅失・損壊した場合、被災不動産の価格（固定資産評価額）に次の減免割合を乗じた額に税率を乗じて得た額を減免する。

イ 震災により滅失・損壊したときから3年以内に代替不動産を取得した場合、被災不動産の価格（固定資産評価額）（家屋にあっては、代替家屋の価格を代替家屋の床面積で除して得た額に被災家屋の床面積を乗じて得た額と比較していずれか多い方の額）に次の減免割合を乗じた額に税率を乗じて得た額を減免する。

### ※ 土地

災害の程度		減免割合
被災面積又は被災価格が当該土地の面積又は価格の	10分の7以上	100%
	10分の5以上10分の7未満	80%
	10分の3以上10分の5未満	60%

### ※ 家屋

災害の程度	減免割合
全壊又は復旧不能	100%
10分の6以上の価値を減じたとき	80%
10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	60%

ただし、全壊・一部損傷を問わず、被災家屋を取り壊して代替不動産を取得した場合は被災家屋の評価額の全部に相当する税額を減免する。

また、家屋で上記の表に該当しない場合においても、災害の程度によっては（り災証明書の認定が一部損壊の場合等）割合を20%として減免する。

## (3) 自動車税の減免

震災により損壊した自動車について運行不能となった月数に応じ、月割をもって算出した額を減免する。

## (4) 自動車取得税の減免

震災により滅失、損壊した自動車の代替自動車を平成8年5月31日までに取得した場合は、被害を受けた自動車の被害直前の取引価格に相当する額に税率を乗じて得た額を減免する。

## (5) 個人県民税の減免

震災により市町民税が、当該市町の条例に基づいて減免された場合には、同時に県民税も同じ割合で減免される。

## 8 納税証明書交付手数料の減免

被災者が県税の納税証明書の交付を受ける場合、平成7年11月30日までの申請分については交付手数料（一通につき400円）を減免する。

## (7) 被災者福祉なんでも相談の実施

被災者の福祉の向上に資するため、「被災者福祉なんでも相談」（電話相談）窓口を開設し「介護」、「福祉施設の利用」、「車いす等介護・福祉機器の利用」など福祉にかかわるあらゆる相談に応じ、高齢者や障害者、低所得者等援護を必要とする方々やその家族が抱える悩みや心配ごとのなどの解決に努めた。

### ア 取り組み体制

相談員には、各種の福祉施策や制度などに熟知した県福祉事務所職員等を常時7名配置し、被災者及びその家族からの様々な相談や問い合わせに対し、迅速な対応に努めた。

### イ 開設時期及び時間

1月24日に相談窓口を設置し、毎日9時～19時まで（震災後1カ月間は、24時間体制で対応）相談に応じた。

また、情報収集にハンディのある障害者の専用電話及びファックスを1月27日に新たに設置し相談体制の充実を図ってきた。

なお、この相談業務は、3月15日から新たに設置された震災復興総合相談センターに引き継ぐこととした。

### ウ 相談内容及び相談受け付け件数

相談の内容は、「福祉」「医療・保健」「義援金・援助物資」「ライフライン」など13項目におよぶ相談に応じた。

相談窓口を設置してから3月14日までの49日間における相談受け付け件数は総計3,862件で、その内訳は、「行政等による各種の援助金」が511件と最も多く、次いで「義援金・援助物資」467件、「住宅の確保」341件の順となっており、最も少なかった相談は「教育」の15件であった。

なお、高齢者にかかわる相談は、福祉施設への入所（134件）、住宅の確保（50件）をはじめとする457件であった。

また、障害者にかかわる相談は310件で、その主なものは住宅の確保52件、各種施策の利用39件となっており、生活保護に関する相談は70件であった。

## (8) 兵庫県社会福祉協議会・日本赤十字社等との連携

### ア 兵庫県社会福祉協議会の支援活動

#### ① 震災直後から3月末まで

県は震災直後より民間の社会福祉団体である兵庫県社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入れ、被災住民の緊急支援、避難所での生活支援に努めた。

兵庫県社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会を「社協」と略す）は、当初被災のため、1月19日兵庫県総合リハビリテーションセンター内に臨時事務所を設置し、民間レベルの全国的な救援体制の確立に乗り出した。その結果、1月23日には大阪府社協内に全国的な救援組織として「社会福祉関係者救援合同対策本部」が設置された。一方、この取り組みと並行して、兵

兵庫県福祉センターの復旧作業を行い、1月24日より「県社協震災対策プロジェクト」を発足させた。このプロジェクトには、渉外・調整、社協・ボランティア・資金、施設、情報、総務の5専門部を設け、被災状況の把握、被災住民の救援、県内福祉関係者による支援体制づくり、ボランティアの受け入れ、全国・近畿府県の社会福祉関係者の支援受け入れ調整を行った。以下はその救援活動の主なものである。

i 「社会福祉関係者救援合同対策本部」の取り組み

「合同対策本部」は、ボランティアの登録、救援物資の調達、オートバイ部隊による物資の配送に着手しつつ、1月24日西宮市を皮切りに、芦屋市、加古川市、津名郡一宮町、神戸市兵庫区の被災地域5カ所に現地事務所（ベースキャンプ）を設置し、都道府県社協や全国の市町村社協から職員やボランティアの派遣を受け、物資の調達・配送、炊き出し、入浴サービス、洗濯サービスの実施など、社協の全国ネットワークを生かした多くの支援活動を展開した。

5カ所の「現地事務所」が取り組んだ救援活動は、社協活動のノウハウを駆使した極めて組織的な活動であり、合同対策本部がコーディネートした人的支援は現地事務所分を含め約20,800人であった。

ii 県内市町村社協による被災地支援活動

県内の被災地以外の社協でも被災地支援の体制が確立された。県内の市町村社協が5つのブロックに編成され、西播磨ブロックは尼崎市(後に西宮市)、東播磨ブロック南部は芦屋市、東播磨ブロック北部は伊丹市、北但・豊岡ブロックは宝塚市、南但・丹波ブロックは川西市の支援を担当した。各々のブロックにコーディネート窓口となる社協を設け、ブロック内の社協職員とボランティア派遣を行った。活動内容は、炊き出し、入浴サービス、後片付け、防水シート張り、引っ越し、物資の仕分け・配送、通院介助、移送サービスなど多岐にわたり、3月末までの74日間で1,670件、活動人員は約43,200人に上った。

iii 生活福祉資金の貸付（第2章第1節「8-（1）生活資金対策」参照）

iv 福祉施設関係者の支援活動

社会福祉施設関係者の支援活動も大きな役割を果たした。1月22日、全国授産施設協議会、全国身体障害者療護施設協議会などにより「障害者支援センター」が兵庫県福祉センター内に設置されたのを皮切りに、老人福祉施設連盟救援対策本部、愛護協会対策本部、保育協会緊急対策本部、養護施設連盟震災対策本部などが次々と設置され、各々が近畿ブロック、全国の施設協議会と連携しつつ支援活動を展開した。全国からの救援物資は被災地域を取り囲む形でキーステーションを設け配送した。被災施設への人的・物的支援についても各対策本部がコーディネートを行った。また、県行政からの要請に応え、体の弱った高齢者や障害者を緊急一時入所させたほか、障害者支援センターでは、共同作業所など障害者施設の被害状況の把握、避難所訪問による障害者の実態調査、障害者の電話相談の受け付けなども行った。

## v その他の支援活動

その他、県社協は各種ボランティア団体に活動基地の提供を行い、様々な被災者支援活動が展開された。例えば、朝日新聞厚生文化事業団の「朝日ボランティア基地」による避難所児童の「遊び隊」、お片付け隊、お年寄りと話し隊、障害者用仮設モデル住宅の設置、被災児の春休みキャンプなど。県子供会連合会によるおもちゃステーションの開設、120トンのおもちゃの配布、ふるさとホームステイなど。日本てんかん協会支援センターによるてんかん患者の安否確認、医師の診療、避難所での巡回子供センターの開設などである。

### ② 復興に向けてー「社会福祉復興本部」の活動

県社協は、3月15日「社会福祉関係者救援合同対策本部」を引き継ぐ形で、「阪神・淡路大震災社会福祉復興本部」（三木真一本部長）を設置した。被災地域では、仮設住宅や在宅での様々な生活課題が浮上しており、当該地域社協による復興活動の支援、ボランティア引き上げ後の新たなボランティア支援体制の確立、福祉施設や共同作業所の復興支援が大きな課題となってきた。「社会福祉復興本部」では、地域活動推進部、施設活動推進部、ボランティア活動推進部の3専門部を設け、県や被災市町との連携を図りつつ、以下の復興事業に取り組んでいる。

#### i 地域活動推進部の取り組み

##### a 被災地10市10町の社協復興活動への財政的支援

各市町社協の復興活動計画にもとづき、仮設住宅地域でのふれあい交流事業、コミュニティづくり、ふれあいセンターの運営協力などの諸活動に財政的支援を行った。

##### b 在宅福祉相談員設置事業

被災住民の様々な生活課題に対し、社協が相談機能を強化してニーズ対応を図るため、在宅福祉相談員を配置した（西宮市・芦屋市・北淡町）。

##### c 在宅高齢者等サービス事業開発モデル事業

震災による新たな在宅ニーズに対応する生活支援サービスの開発を、当事者組織の強化と併せて推進した。仮設住宅改善、ホームヘルプサービス、ふれあいセンター等でのミニデイサービス、食事サービス、入浴サービス、買い物サービス、移送サービス、通院介助サービス、リフレッシュツアーなどが取り組まれている。

##### d 被災地外仮設住宅支援事業

被災地外に建設された仮設住宅住民の生活課題への支援、仮設住宅の改善、各種サービスの提供、ふれあいセンターへの運営協力、ふれあい交流事業の諸活動に財政的支援を行った。

##### e 県内社協による被災地域への支援活動

県内の市郡町社協による被災地域の仮設住宅住民への生活支援活動。新鮮野菜・魚貝などを運ぶ「青空市」、草刈り、生活物資の援助、大工ボランティアの派遣、神楽舞などのふれあい交流が取り組まれている。

#### ii 施設活動推進部の取り組み

a 被災施設の復旧・復興支援

被災民間施設の被害状況を把握し、被害程度に応じて財政的支援を行った。

20施設 1億円

b 施設による被災者の在宅生活支援

被災要援護者の施設への緊急一時入所の受け入れを継続するとともに、在宅介護支援センターを中心に、仮設住宅住民への相談・支援を行っている。また、「地域型仮設住宅」の運営委託事業、児童施設を拠点とした仮設住宅の児童支援事業を行っている。

c 小規模共同作業所の再建支援

被災小規模作業所に対する運営資金の助成を行った。60カ所、1,410万円。また、民間助成団体の推薦窓口となり、132件、1億3,281万円の助成を行った。さらに再建相談員による巡回相談なども行っている。

d 施設職員リフレッシュ事業

不眠不休で被災者救援に従事している施設職員のリフレッシュのため、11月23日～26日に「国際交流と友好の船」で韓国へのツアーを実施した。

iii ボランティア活動推進部の取り組み（「第3章 ボランティア活動」参照）

イ 日本赤十字社との連携

地域防災計画で指定公共機関として位置づけられている日本赤十字社(以下「日赤」という)の活動に対する支援については、震災発生直後から連携体制を確立し、県は主に被災住民の緊急救護に必要な生活救援面での支援を行った。

① 生活救援物資に対する支援

生活救援物資については、時間の経過とともに変化する被災住民のニーズに対応して、県災害対策本部、県関係課、日赤等と連携を図りながら、救援物資の受け入れ調整や一体的管理を行い、被災住民に対する毛布、お見舞品セット、飲料水、食料品、衣類などの救援物資の配分調整に努めた。

一方、応急仮設住宅の建設にあたり、日赤は入居世帯に対して毛布、日用品セット、電気ポットの提供を決定した。このため、仮設住宅の建設計画、入居予定などの情報について、県や関係市町との連携が必要であったことから、日赤の配付に協力してきた。平成8年1月末日現在で、毛布36,528枚、日用品セット44,251個、電気ポット38,016個が日赤から仮設住宅入居世帯に配付された。

② 赤十字ボランティア活動に対する支援

震災直後の1月25日から実施していた各郡地区単位の赤十字奉仕団による「赤十字まごころサービス」としての炊き出しは、1カ月経過後も継続の要望が強く、県現地本部や避難所パトロールに寄せられる要望の中から、一般ボランティア活動の支援が行きとどきにくい避難所を選定し、3月末まで実施した。これにより31避難所で延べ63回、26,550食の食事が提供され、被災住民からたいへん喜ばれた。

また、県外の赤十字奉仕団から活動の申し入れも多くあり、避難所でのイベント活動等（もちつき大会、カラオケ大会、鍼灸マッサージ、歯科診療など）を通じて、多くの被災住民を援助・激励してきた。

県はこれらの活動に対して、避難所の各種情報の提供、広報活動の実施、市町との連携などを通して積極的な支援を行った。

### ③ 震災関連情報の提供

日赤が救援救護活動を進めていくうえで、独自の情報収集には限界があり、また、現場の通信・情報が途絶するなど状況把握も困難であった。このようなことから、県から被害状況、要援護者の状況、県関係機関が持っている各種情報（交通規制、仮設住宅、救援物資の備蓄状況、避難所情報等）などを提供し、活動支援を行った。

### ④ 今後の課題

今回の震災では、日赤活動の支援として、生活救援物資の調整、赤十字奉仕団による炊き出しの支援をはじめ、義援金の募集・配分事務などの連携支援を行い、成果をあげてきた。

しかしながら、日赤の災害救護業務の重要な任務である医療救護対策については、地域防災計画で知事が要請することとなっているが、情報が全く得られない状況にかんがみ、日赤が独自の判断で行動をとることとされた。しかし、救護班を必要とする現場のニーズ把握が困難を極め、早い時期に医療救護班の派遣ができないなど、多くの問題点が認められた。

このような反省の中から、①情報伝達経路の変更 ②情報内容の改革 ③発災直後の日赤独自活動の保証等が求められており、県としても総合的な支援体制を確立していくことが今後の大きな課題と考えられる。